

# 姫路市中心市街地活性化基本計画

平成 21 年 12 月

姫路市

平成 21 年 12 月 7 日認定

平成 23 年 3 月 31 日変更

平成 24 年 12 月 19 日変更

平成 25 年 3 月 29 日変更

平成 26 年 3 月 28 日変更

平成 26 年 11 月 27 日変更

## 目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
〔1〕 姫路市の概要-----	1
〔2〕 これまでの中心市街地活性化の取組と検証-----	3
〔3〕 中心市街地の現状分析-----	7
〔4〕 地域住民のニーズ等の把握・分析-----	31
〔5〕 中心市街地の課題-----	35
〔6〕 中心市街地活性化の基本的な方針-----	38
2. 中心市街地の位置及び区域	
〔1〕 位置-----	39
〔2〕 区域-----	40
〔3〕 中心市街地要件に該当していることの説明-----	44
3. 中心市街地の活性化の目標	
〔1〕 中心市街地活性化の目標-----	53
〔2〕 計画期間の考え方-----	53
〔3〕 数値目標の設定の考え方-----	54
〔4〕 具体的な目標値の設定-----	57
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
〔1〕 市街地の整備改善の必要性-----	78
〔2〕 具体的事業の内容-----	82
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性-----	93
〔2〕 具体的事業の内容-----	94
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
〔1〕 街なか居住の推進の必要性-----	97
〔2〕 具体的事業の内容-----	98
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕 経済活力の向上の必要性-----	100
〔2〕 具体的事業の内容-----	101

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	110
〔2〕具体的事業の内容 -----	111
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕市町村の推進体制の整備等 -----	121
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項 -----	123
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 -----	129
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方 -----	130
〔2〕都市計画手法の活用 -----	132
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 -----	133
〔4〕都市機能の集積のための事業等 -----	134
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 -----	135
〔2〕都市計画との調和等 -----	135
〔3〕その他の事項 -----	136
12. 認定基準に適合していることの説明 -----	137

○基本計画の名称：姫路市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：兵庫県姫路市

○計画期間：平成21年12月から平成27年3月まで（5年4月）

## 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

### 〔1〕姫路市の概要

#### （1）概要

姫路市は、人口約53万人、面積約534km<sup>2</sup>を擁する中核市であり、人口は兵庫県下で神戸市に次ぐ規模で、面積は神戸市にほぼ匹敵する大きさとなっている。

市域の中心部にわが国で初めて世界文化遺産に登録された姫路城を擁し、戦国時代以降、城下町として今日の発展の基礎を築いてきた。明治初期の一時期には、姫路県、飾磨県の県都となり、その後、周辺市町村との合併を行いながら発展を続け、戦災からの復興や臨海部での工業地帯の形成などにより、常に播磨地域の中核都市としての役割を担い、平成8年には中核市に移行した。

また、国際観光都市として、姫路城をはじめ、西の比叡山と呼ばれる書写山円教寺、灘のけんか祭りや名高い播州の秋祭りなどの観光資源によって、国内はもとより海外からの観光客も多い。

#### （2）位置・地形等

姫路市は、兵庫県西部に広がる播磨平野の中央に位置し、神戸市から西へ約50km、岡山市から東へ約70kmの距離にある。東京～大阪～九州を結ぶ国土軸上に位置し、南は播磨灘に面し、中央の平野部を経て、市域北部は中国山地の東端にあたる山地になっている。

市内を南北方向に市川、夢前川が縦断し、両河川に挟まれた平野部に主要な都市機能が集積している。国土軸上に位置することから、東西方向にわが国の根幹をなす交通施設である山陽自動車道、中国縦貫自動車道、JR山陽新幹線・山陽本線をはじめ、国道2号などが市域を横断している。





### (3) 沿革

姫路が播磨地域の中心になったのは、大化の改新の後（7世紀）に播磨国の国府が置かれたことに始まり、さらに8世紀中ごろに聖武天皇の勅命で国分寺が建立され、また、広峯神社や書写山円教寺などもこの時代に創建された。

室町時代になって播磨の豪族赤松氏によって姫山に砦が築かれ、その後、羽柴秀吉が三層の天守を持つ姫路城を築城し、その後、姫路に入った池田輝政が現在の姫路城を築き上げた。この築城は関ヶ原の合戦～大坂冬・夏の陣の間にあたり、戦国期が完全に終息していなかったことから、西日本の外様大名の反乱時における大坂を守る最後の砦として、

防御機能を重視した城郭・城下町構造をとった。これは、城郭のみではなく城下町全体を防御施設ととらえ、内曲輪、中曲輪、外曲輪を配して城下町全体を濠で囲う「総曲輪」の構造をとったもので、姫路城のほかは、江戸城、大坂城、小田原城、伏見城にしかないといわれている。



江戸時代の姫路城（内曲輪）



姫路城の内曲輪、中曲輪、外曲輪



明治30年代の姫路市中心部

明治期の廃藩置県により設置された姫路県や、その後の飾磨県時代における県庁所在地となっていたが、明治9年に兵庫県に編入された。明治21年には現在のJR山陽本線である山陽鉄道姫路駅が開業し、翌明治22年にはわが国の市制施行とともに姫路市が誕生した。その後、周辺市町村との合併を行いながら発展を続けてきたが、太平洋戦争による空襲を受け、姫路城は被害を免れたものの市街地の大部分を消失する壊滅的な打撃を受けた。

戦後、周辺市町村との合併を繰り返しつつ戦災からの復興を図り、昭和 30 年には戦災復興土地区画整理事業によって大手前通りをはじめとする現在の中心市街地の姿が形成され、昭和 43 年には人口が 40 万人を突破した。その後、昭和 47 年の山陽新幹線開通、平成 5 年の姫路城世界文化遺産登録、平成 8 年の中核市移行などを経て、平成 18 年に家島町、夢前町、香寺町、安富町との合併を行い、人口約 53 万人の新生・姫路市が誕生した。

## 〔2〕これまでの中心市街地活性化の取組と検証

本市は、平成 11 年 3 月に姫路駅北地区に国道 2 号北の商業集積地を加えたエリア 74ha を区域とした「姫路市中心市街地活性化基本計画」（旧基本計画）を策定しており、本基本計画の策定にあたり旧基本計画の評価・検証を行う。

### （1）「まちづくり戦略」の実施・達成状況

旧基本計画では、「元気あふれる躍動のまち」を目指して、5 つの「まちの目標像」を設定し、「まちづくり戦略」を展開することとしている。旧基本計画策定から今日までに実施された事業等を踏まえ、「まちの目標像」の達成状況を以下に概観する。

#### ○目標 1：世界をもてなす姫路の玄関口

観光関連のハード・ソフト事業が実施され、観光客も増加傾向にある。

一方、姫路城をはじめとする観光とまちづくりの一体化や相乗効果の発揮は必ずしも十分とはいえない状況にある。

#### ○目標 2：人にも環境にもやさしいまち

道路のバリアフリー化実施、回遊ルート設定などの面では目標を達成しつつある。

また、大手前通りの「美しい街なみ形成」については、さらなる取組が望まれる。

#### ○目標 3：播磨の中心商業地として多彩な賑わいのあるまち

播磨都市圏の広域商業中心地としての役割は揺るぎないものがあるが、郊外の大規模ショッピングセンターや神戸・大阪の都心部に比較して、商業魅力や時間消費型商業地としての魅力は相対的に低下傾向にある。

また、JR 姫路駅周辺での新たな商業等施設立地については、JR 山陽本線等連続立体交差事業等の期間変更もあり、現在引き続き検討・事業化が行われている。

#### ○目標 4：住・職・商共存の誇りをもって暮らせるまち

マンション新築による住宅供給はあるものの定住人口は増加していない。

また、新たな都市型産業や業務施設等の立地・誘導が図られておらず、中心市街地内の事業所数も減少している。

#### ○目標 5：街区毎、通り毎に個性豊かなまち

姫路城周辺では、観光なびポートやまちづくりステーションが整備され成果をあげているが、忍町等における都市型居住のモデル創出、キャストィ 21 への都市機能立地については実現できていない。

## (2) 旧基本計画の数値目標の達成状況

### ① 中心市街地内人口

旧基本計画では、平成 20 年の中心市街地内人口の目標値を 4,800 人と設定しているが、平成 20 年実績値は 3,910 人となっており、目標の 81.5%に留まっている。しかしながら、平成 10 年時点での平成 20 年トレンド推計値である 3,600 人は上回っており、減少傾向は鈍化している。

旧基本計画の中心市街地内目標人口と実績値

旧基本計画における目標設定の考え方		
平成 10 年時点人口 (推計)	平成 10 年→平成 20 年トレンド人口推計値 3,600 人に対して、当時の人口を維持することを目標として設定	平成 20 年目標人口
4,740 人	→	4,800 人
		↓
平成 20 年人口実績値 (推計)		3,910 人 (目標値の 81.5%)

### ② 中心市街地小売商品販売額の全市シェア

旧基本計画では、平成 20 年の中心市街地内小売商品販売額の全市シェアを 20% (補正值\*22%) と設定しているが、平成 16 年実績値は補正值 19%となっており、目標の 86.3% (補正值比較) に留まっている。しかしながら、平成 10 年時点での平成 20 年トレンド推計値である 14%は大きく上回る結果となっている。

旧基本計画の中心市街地内小売商品販売額全市シェアと実績値

旧基本計画における目標設定の考え方		
平成 9 年シェア実績値	平成 10 年→平成 20 年トレンド推計値 14%に対して、当時のシェアを維持することを目標として設定	平成 20 年目標シェア
19% (補正值 22%)	→	20% (補正目標値 22%)
		↓
平成 16 年シェア実績値		補正值 19% (補正目標値の 86.3%)

※旧基本計画対象区域のシェア算出が困難なため、補正值として城南・城巽小学校区の小売商品販売額を比較対象にすると、平成 16 年商業統計調査におけるシェア実績値の補正值は 19%となる。また両校区の平成 9 年商業統計調査のシェア実績値の補正值は 22%となるため、平成 20 年もこのシェアを維持することとして目標シェアを 22%とすると、平成 16 年シェア実績値の補正值の補正目標値に対する達成率は 86.3%となる。

※各時点の全市シェアは、平成 18 年の周辺町との合併前の市域に対するシェア。



### (3) 旧基本計画に記載された事業の実施状況

旧基本計画では、市街地の整備改善、商業活性化を中心に計40の事業を設定している。市街地再開発事業における権利者の合意が得られなかったこと、事業主体や実施年度が確定していなかったこと、JR山陽本線等連続立体交差事業の事業期間変更などの要因により、平成21年3月時点で完了率27.5%、実施中比率35.0%となっており、これらを合わせ実施率62.5%となっている。

旧基本計画に記載された事業の進捗状況（平成21年3月現在）

	旧基本計画 記載事業数	完了		実施中		中止		未実施	
		事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
市街地整備	19	4	21.1%	5	26.3%	0	0.0%	10	52.6%
商業活性化	12	5	41.7%	4	33.3%	1	8.3%	2	16.7%
その他	9	2	22.2%	5	55.6%	0	0.0%	2	22.2%
計	40	11	27.5%	14	35.0%	1	2.5%	14	35.0%

#### ①市街地の整備改善のための事業

旧基本計画では、姫路駅周辺及び姫路城南側において3つの市街地再開発事業を位置付けている。このうち、お城本町地区市街地再開発事業は平成15年に完了し、男女共同参画推進センター（あいめっせ）、国際交流センター、コミュニティFM局（FM-GENKI）、市民ギャラリー、レストラン、物販店などが入居する総合施設「イーグレひめじ」として市民等に親しまれている。



お城本町地区市街地再開発事業  
（イーグレひめじ）

道路整備については、JR山陽本線等連続立体交差事業の事業進捗と整合を図りながら進めていくものがほとんどであり、同事業の事業期間変更等の影響を受けて実施中・未実施のものもあり、本計画において引き続き推進していく必要がある。

これらのもの以外にも未実施の事業はあるが、本計画において継続すべき事業や新たに導入する事業などを適切に検討し、引き続き中心市街地における良好な景観・環境創出に向けて取り組んでいく必要がある。

#### ②商業の活性化のための事業

多くの事業が完了または実施中の状況であり、駅前小溝筋商店街アーケード等整備事業や空き店舗活性化事業のように整備効果が具現化しているものもある。しかしながら、中心市街地の商業活性化が進展したとは必ずしもいえない状況にあるため、本計画において継続すべき事業や新たに導入する事業などを適切に検討し、引き続き商業活性化に取り組んでいく必要がある。

#### ③その他の事業

観光関連、バス関連の多くの事業が完了または実施中である。本基本計画において

は、観光や公共交通に関する事業を単独で考えるのではなく、商業活性化や街なか居住における魅力増大などに関連させながら、中心市街地の総合的な魅力向上に資する事業として遂行していく必要がある。

旧基本計画に記載の事業の進捗状況（平成 21 年 3 月現在）

分類	事業名	進捗状況
①市街地の整備改善のための事業	1 お城本町地区市街地再開発事業	完了
	2 姫路駅西部地区市街地再開発事業	未実施
	3 (仮称) 姫路駅北口地区市街地再開発事業	未実施
	4 JR 山陽本線等連続立体交差事業 (山陽電鉄線)	実施中
	5 都市計画道路内々環状西線	実施中
	6 都市計画道路内々環状東線	未実施
	7 都市計画道路船場川線	実施中
	8 都市計画道路内環状東線	未実施
	9 新交通管理システム (UTMS) 整備事業	完了
	10 城南 20 号電線共同溝整備事業	完了
	11 高齢者等の活動空間の整備	実施中
	12 商店街等の道路空間のアメニティの向上	未実施
	13 船場川整備事業	未実施
	14 城南公園整備事業	未実施
	15 大蔵前公園整備事業	未実施
	16 姫路公園南部土塁緑道整備事業	完了
	17 生活道路の整備等	実施中
	18 就業の場及び良質な都市型住宅等の供給	未実施
	19 地区計画、建築協定、緑化協定、まちづくり協定	未実施
②商業等の活性化のための事業	1 駅前小溝筋商店街アーケード等整備事業	完了
	2 統一ファサード整備事業	未実施
	3 芸能文化拠点整備事業	未実施
	4 駐車場等整備事業	完了
	5 パティオのある共同店舗整備事業	中止
	6 空き店舗活性化事業	実施中
	7 多機能広域カード事業	完了
	8 商業タウン・マネジメント計画策定事業	完了
	9 大手前通り商業利用誘導方策事業	実施中
	10 活性化イベント事業	実施中
	11 情報発信強化事業	実施中
	12 回遊ルート開発事業	完了
③その他の事業	1 観光文化拠点整備事業	完了
	2 外国人観光客来訪促進事業	実施中
	3 ループバスの運行強化	実施中
	4 低床バスの増強	実施中
	5 大手前通り光のページェント	完了
	6 姫路サポーター制度	未実施
	7 観光ボランティア推進事業	実施中
	8 城巽公民館建設事業	実施中
	9 交番の整備	未実施

### 〔3〕 中心市街地の現状分析

※以降における中心市街地の区域は、本基本計画で設定する中心市街地の区域とする。

#### 〔1〕 中心市街地の既存ストックの状況分析と有効活用の検討

##### ① 歴史的・文化的資源

中心市街地には、姫路はもとよりわが国を代表する歴史的・文化的資源である世界文化遺産・姫路城が存在し、登閣者は年間約 102 万人（平成 19 年度）となっており、外国人登閣者も含め増加傾向にある。また、姫路城の周辺には、姫路城西御屋敷跡庭園・好古園や、歴史博物館、美術館、動物園、日本城郭研究センターなどが立地し、姫路城周辺における観光集客数は年間約 197 万人（平成 19 年度）となっている。

このほかにも中心市街地とその周辺には、多くの神社仏閣など多様な歴史的・文化的資源が存在し、観光資源としてだけではなく、祭りや年中行事によって地域住民等の交流の場として活用されているものも多い。特に、船場本徳寺や播磨国総社では「市」の開催や地域団体によるコンサートが開かれるなど、中心市街地への集客や地域の活性化に寄与している。

このような豊かな歴史的・文化的資源を活用し、観光集客はもとより商業とのタイアップによる新たな観光産業の創出や回遊性の向上を図り、これまで中心市街地を単に通過していた来訪者を街なかに呼び込み、滞留してもらう仕掛けづくりが求められる。

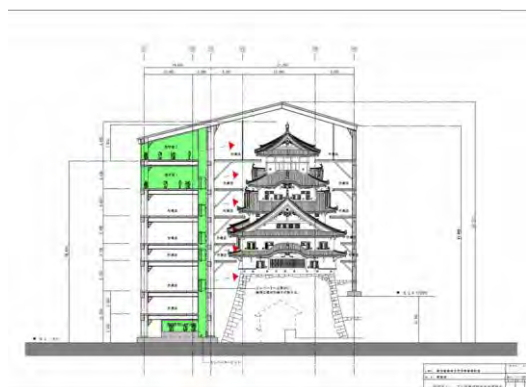
なお、姫路城は平成 21 年度から実施する「平成の大修理」により、大天守が素屋根で覆われ、街なかから眺望することができなくなるが、一方で保存修理作業を間近で見学できるようにするなど、「数十年に一度の貴重な見学機会」としてアピールし、さらなる集客を図っていく。



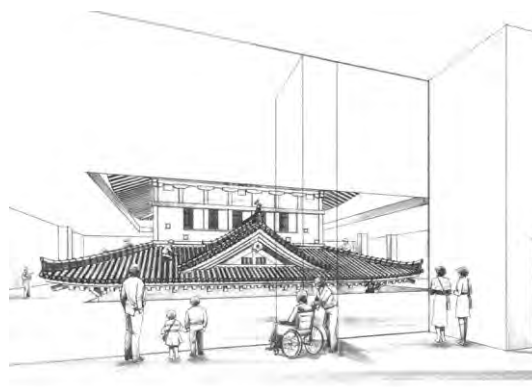
観光集客の核である姫路城とその周辺



船場本徳寺での楽市



姫路城「平成の大修理」における保存修理作業の見学イメージ





## ②景観資源

本市では、まちのシンボルであり資産でもある姫路城を中心とした都市景観の保全や良好な景観創出に向けて、昭和62年に「都市景観条例」を制定したが強制力が弱く、より実効的な方策を検討していた。その中で、平成16年に「景観法」が施行され、法的な裏づけが付与されたため、平成19年に「姫路市景観計画」を策定し、平成20年4月1日より施行した。

景観計画によって、これまで条例で都市景観形成地区に指定していた大手前通り等の3つの道路沿道地区に加え、姫路城周辺を新たに「風景形成地域」に位置付け、建築物や工作物の新築・増築等に対して、色彩や形態・意匠に関わる基準が厳格化されることになった。

このような取組を積極的に推進し、美しい都市景観を後世に継承しながら、住み・訪れて気持ちの良いまちづくりを進めていく。



中濠通り地区



大手前通り地区



駅南大路地区

姫路市景観計画における都市景観形成地区と姫路城周辺風景形成地域



### ③社会資本

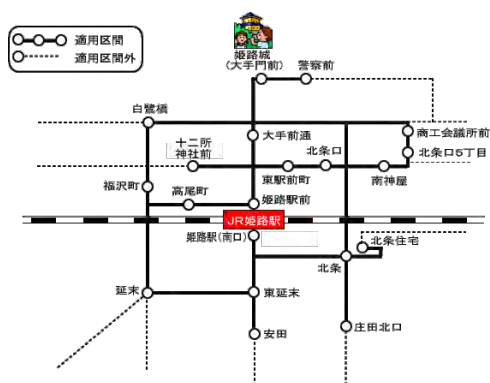
本市の中心市街地は、かつて曲輪内に位置したことから、古くから碁盤の目状に道路が整備されていた。しかしながら、太平洋戦争による戦災で大部分の市街地が消失し、昭和20年代の大規模な戦災復興土地区画整理事業によって現在の姿となった。同事業によって、当時では先進的な広幅員街路である大手前通りが整備され、「日本の道百選」にも選出された本市のシンボルロードとしての役割を今日も担っている。また、JR山陽本線南側では、同じく土地区画整理事業によって駅南大路の整備をはじめとして整然とした街区が形成され、近代的なまちなみを呈している。

しかしながら、これらの街路については、沿道は業務機能などを中心とした利用がなされていることから、にぎわいの点では必ずしも中心的な役割を果たしているとはいえず、今後、さらなる景観・環境面での施策とあわせて、沿道への商業・交流機能等の立地を促進するなどの施策の展開が望まれる。

中心市街地内の公園は、土地区画整理事業等によって計画的に配置・整備されているものの、周辺居住者が多くないことなどから、利用者は概して少ない。

公共交通は、本市の中心駅となるJR姫路駅及び山陽電鉄姫路駅が存在し、市周辺部や他都市からの玄関口となっているが、中心市街地内の移動はバスが中心となる。中心市街地内では神姫バスと市営バスの2つの事業者によって運行されているが、バスの利用者数は減少傾向にある。このため、異なるバス事業者間の共通一日乗車券やJRとバスの連絡定期券などに加え、姫路駅を中心とした1km圏内での路線バス「100円運賃制度」、100円で乗車できる姫路城周辺観光ループバスの運行などを実施し、利用促進を図っている。なお、平成21年度末をもって、市営バスの全路線が神姫バスに移譲されることになっている。

また、鉄道とバスの交通結節点となる姫路駅北口では、バス事業者ごとに乗り場が異なるとともに、JR姫路駅との乗換え利便性も良好ではなく、現在、姫路駅周辺土地区画整理事業等によって新たな駅前広場整備が進められつつあり、交通結節性が大きく向上する予定である。



姫路駅を中心としたバス100円運賃区間



姫路城周辺観光ループバス



#### ④産業資源

本市では、長い歴史を経て多くの地場産業・伝統工芸が形成され、皮革、そうめん、菓子、明珍火箸などが特に有名であるが、主な生産拠点は中心市街地外となっている。

中心市街地とその外縁部には、播磨地域の中核都市として業務機能が集積し、信用金庫3社の本店をはじめ大手企業の支店・営業所等、全国紙やNHKなどの支局が置かれている。

また近年では、本市の西に位置するたつの市、上郡町、佐用町で整備が進む播磨科学公園都市の母都市として、先端科学技術に関連する産業集積を進めようとしている。

### (2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

#### ①人口動態に関する状況

##### 1) 人口減少が継続する中心市街地

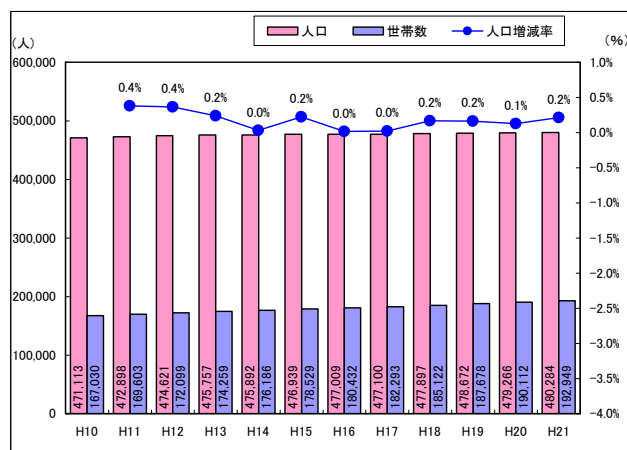
市全体（平成18年合併前市域）の人口は、わずかではあるものの増加傾向にあり、平成10年に対する平成21年人口は1.9%増加となっている。

一方、中心市街地では増減の波があるものの大きくは減少傾向にあり、平成21年人口は平成10年に比べ10.1%減少し、合併前の市全体に占める割合も、2.0%から1.7%に低下している。

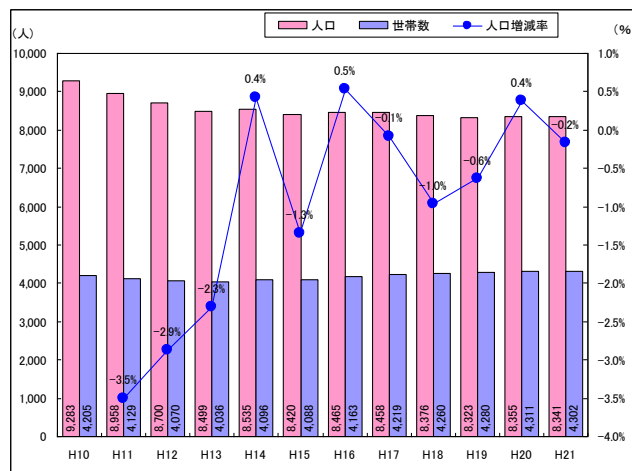
世帯数については、平成10年から平成21年の間に、市全体では15.5%増加しているのに対し、中心市街地では2.3%増に留まっている。

##### 2) 市全体に比べても世帯の小規模化が進展する中心市街地

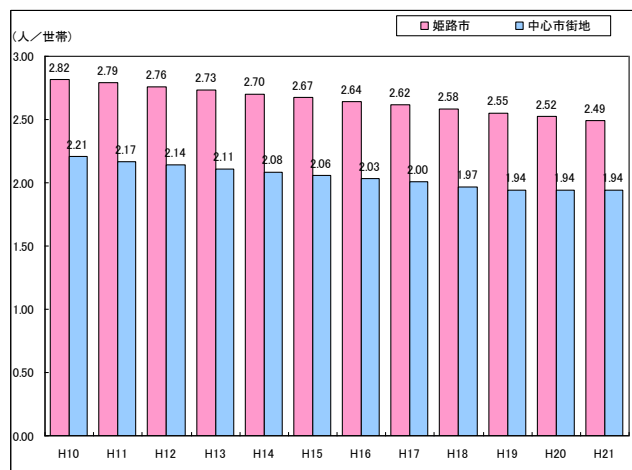
世帯人員は、市全体、中心市街地ともに減少傾向にあるが、世帯の規模では、平成21年市全体の2.49人／世帯に対して中心市街地は1.94人／世帯であり、世帯の小規模化が進展している。



姫路市（平成18年合併前市域）の人口・世帯数と人口増減率



中心市街地の人口・世帯数と人口増減率



姫路市全体と中心市街地の世帯人員の推移

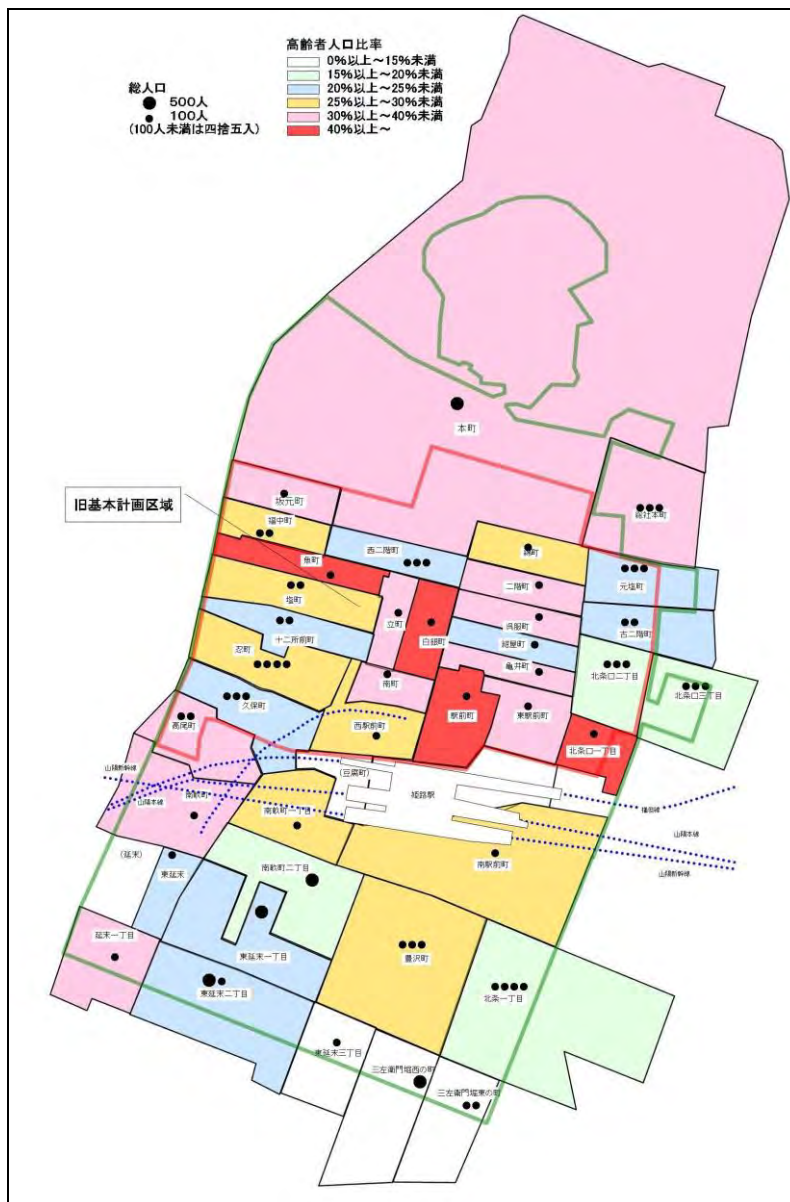
資料：姫路市統計要覧（町別住民基本台帳登録人口）

### 3) 市全体に比べても高齢者人口比率が高い中心市街地

市全体(平成18年合併前市域)の高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあるのに対して、中心市街地ではほぼ横ばい状態で推移している。

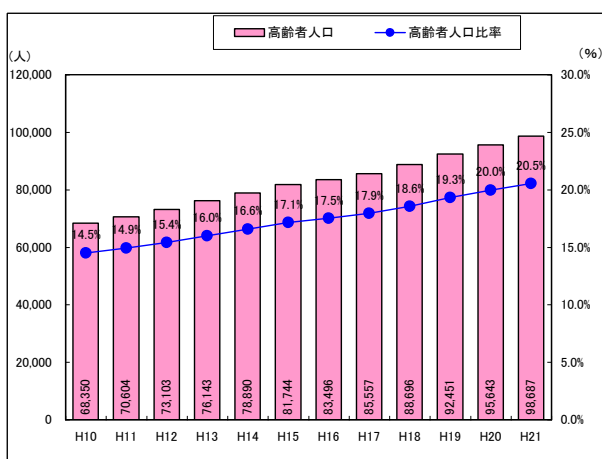
一方、高齢者人口比率は、市全体が平成10年の14.5%から平成21年には20.5%に達して高齢社会(高齢者人口比率14%~21%)を迎えているのに対し、中心市街地ではこれを上回る22%~25%程度で推移しており、超高齢社会(高齢者人口比率21%以上)となっている。

中心市街地の高齢者人口比率を町別にみると、JR姫路駅北側に広がる古くからの商業・業務地での比率が総じて高く、同駅南側や北東周縁部では低くなっており、中心市街地内でも地区によって異なる性格を有していることがわかる。

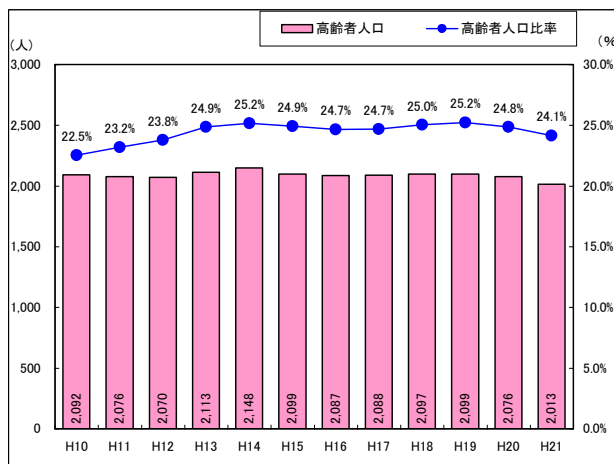


町別の高齢者人口比率(平成21年)

資料: 姫路市統計要覧(町別住民基本台帳登録人口)



姫路市全体の高齢者人口と同比率



中心市街地の高齢者人口と同比率

資料: 姫路市統計要覧(町別住民基本台帳登録人口)

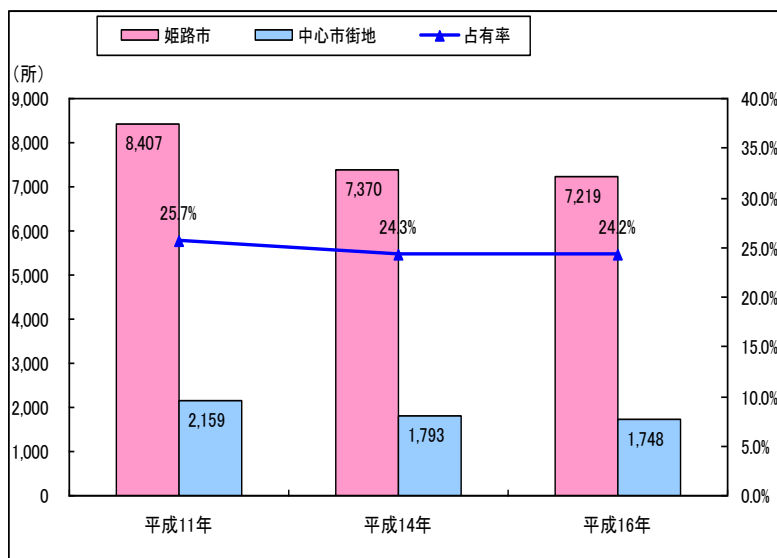
## ②商業に関する状況

### 1) 市全体の商業指標が減少傾向にある中で、さらに大きく低下する中心市街地

市全体において、小売・卸売業の事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、特に平成11年から平成14年の間に大きく減少した。

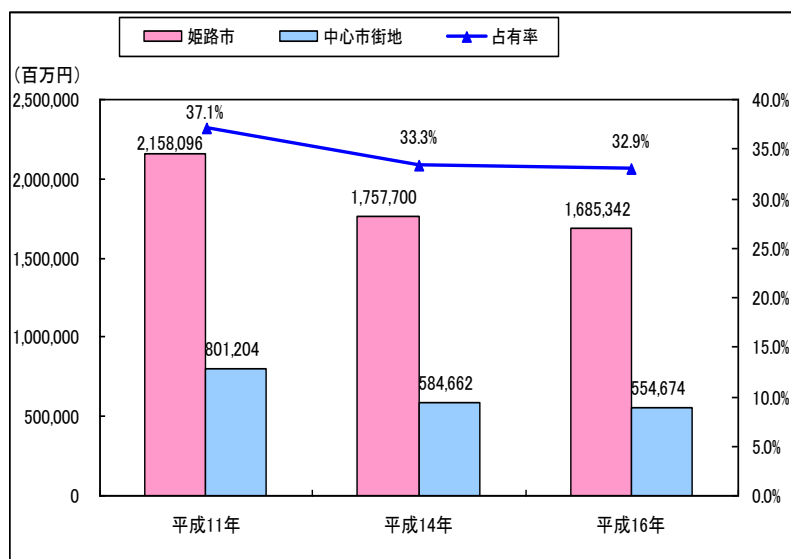
中心市街地では、市全体の減少傾向を上回る勢いで減少傾向にあり、特に年間商品販売額での占有率の減少が顕著である。

中心市街地の市全体に対する占有率は、平成16年時点において事業所数で24.2%、年間商品販売額で32.9%となっている。



小売・卸売業の事業所数と中心市街地占有率の推移

資料：商業統計調査



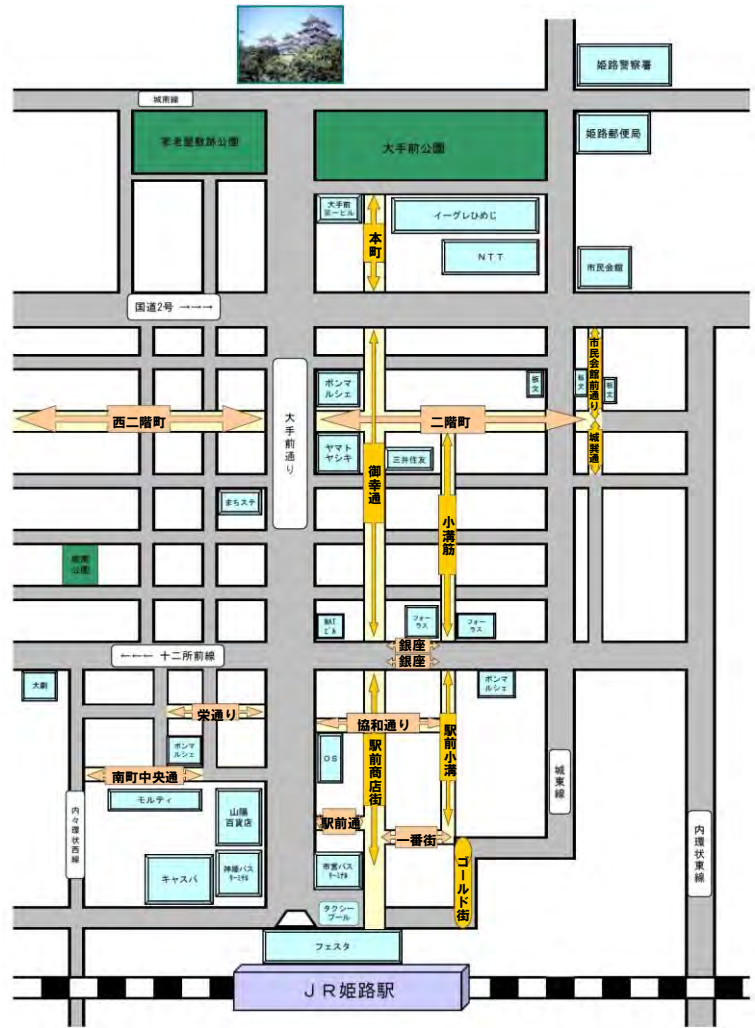
小売・卸売業の年間商品販売額と中心市街地占有率の推移

資料：商業統計調査

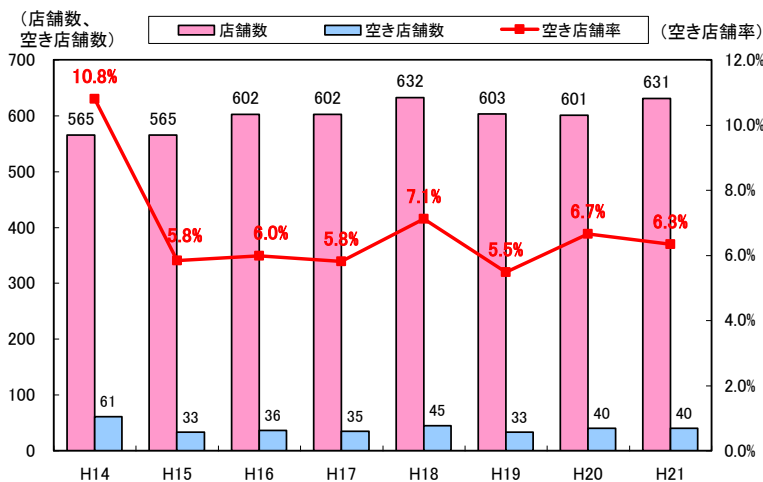
## 2) 空き店舗数は一時期に比べて減少し、現在は横ばい状態

中心市街地内にある商店街の空き店舗数は、平成14年に61店舗であったが、平成15年以降は概ね30台半ばで推移してきた。しかしながら、直近の平成20年、平成21年共に空き店舗数はやや増加し、40店舗となっている。

なお、商店街の店舗数に占める割合は、平成15年以降、5～7%で推移している。これは姫路商工会議所によって実施された空き店舗対策事業の効果と考えられる。



姫路市中心市街地商店街位置図



中心市街地商店街における店舗数と空き店舗数推移

資料：店舗数は兵庫県団体名簿など、空き店舗数は姫路商工会議所・姫路市調査

商店街名	平成21年 空き店舗数
本町商店街（振）	2
西二階町商店街（振）	9
二階町商店街（振）	5
御幸通商店街（振）	6
小溝筋商店街（振）	4
銀座通り商店街	0
姫路駅前商店街（振）	3
駅前小溝商店街（振）	0
駅前協和通り商店会	0
一番街商店街	1
駅前通り商店会（フラワー）	1
ゴールド街	—
南町栄通り商店会	4
南町中央通商店街	0
市民会館前通り振興会	2
城巽通商店街	3
合計	40

商店街別の空き店舗数（平成21年）



### 3) 中心市街地への大規模小売店舗の実質的な新規立地は、JR 姫路駅高架下のプリエ姫路出店まで 37 年間なく、他方郊外では活発な出店が続いた

平成 21 年 3 月現在、中心市街地には大規模小売店舗(1,000 m<sup>2</sup>以上)が 13 店舗ある。

1,000 m<sup>2</sup>程度の規模を除けば古くから立地している店舗が多く、比較的新しいフォーラスでも昭和 46 年の出店であった。平成 17 年にはボンマルシェが出店したが、これは平成 14 年のダイエー閉鎖後の跡地に進出した姫路ひろめ市場が平成 16 年に閉鎖となったところに出店したものである。

このように中心市街地では、37 年間も大規模小売店舗の実質的な新規立地がなかったが、姫路駅周辺では、平成 20 年 12 月にプリエ姫路が JR 姫路駅高架下に新規出店し、引き続き、新駅ビル等の大規模小売店舗の整備が予定されている。また、姫路駅南西地区への大規模小売店舗の立地が予定されている。

	店舗名称	業態	店舗面積 (m <sup>2</sup> )	開店日
1	ヤマトヤシキ姫路店	百貨店	17,051	S22.3
2	山陽百貨店	百貨店	27,488	S28.7
3	銀ビルストアー (ボンマルシェ) 姫路店	スーパー	2,990	S31.5
4	姫路駅ビル フェスタ	寄合専門店	3,458	S34.11
5	板文インテリアセンター	家具	1,469	S34
6	フォーラス	専門店	14,652	S46.6
7	むつみ家具	家具	2,980	S47
8	板文婚礼家具センター本店	家具	1,132	S47.3
9	洋服の青山 姫路店	紳士服	1,096	S54.10
10	板文プライダルセンター	家具	1,484	H3.9
11	板文ハウジングセンター	家具	1,546	H7.12
12	ボンマルシェ大手前店 (スクエアビル)	スーパー・本・CD	2,988	H17.5
13	プリエ姫路	ショッピングセンター	5,613	H20.12
	合計	—	83,947	—

中心市街地における大規模小売店舗と開店時期

資料：大規模小売店舗立地法届出 (平成 21 年 3 月現在)

	件数	比率	店舗面積 (m <sup>2</sup> )	比率
姫路市全体	82	100.0%	431,324	100.0%
中心市街地	13	15.8%	83,947	19.4%

姫路市全体と中心市街地の大規模小売店舗数と店舗面積

資料：大規模小売店舗立地法届出 (平成 21 年 3 月現在)

一方、本市及び周辺においては、平成 12 年の「大規模小売店舗立地法」施行後、数多くの大規模小売店舗が立地しており、中心市街地では 3 店舗だけである店舗面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の出店が大手資本などによって数多く行われている。



姫路市及び周辺における大規模小売店舗 (店舗面積 10,000 m<sup>2</sup>以上)

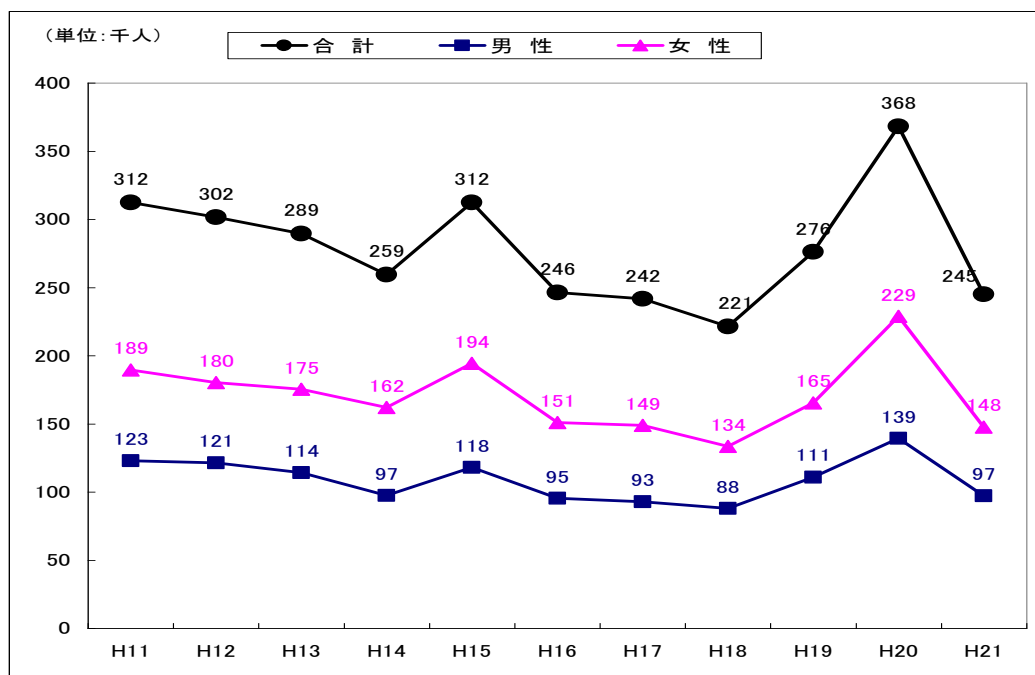
資料：大規模小売店舗立地法届出 (平成 21 年 3 月現在)  
 周辺は全国大型小売店総覧 2008、大規模小売店舗立地法届出 (平成 21 年 3 月現在)

#### 4) 中心市街地の歩行者・自転車通行量は漸減傾向となっている

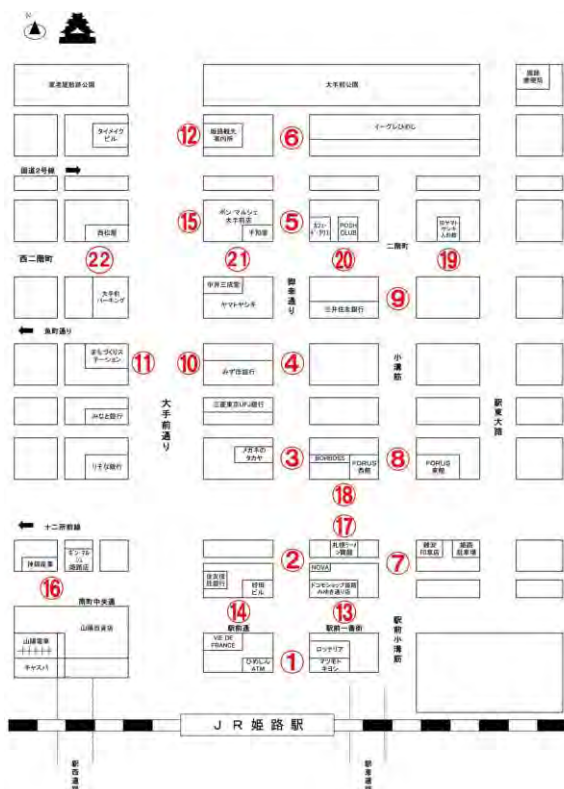
JR 姫路駅北側の中心市街地における歩行者・自転車通行量は漸減傾向となっている。

なお、平成 20 年の数値が大幅な増加となっているが、これは、「第 25 回全国菓子大博覧会・兵庫」の開催（平成 20 年 4 月 18 日～5 月 11 日）の影響によるものと考えられる。

【参考】「第 25 回全国菓子大博覧会・兵庫」の総入場者数：922,000 人（うち 4 月 29 日の入場者数：50,400 人）



中心市街地商店街における歩行者・自転車通行量の推移（各年 4 月 29 日調査 下図調査地点計）



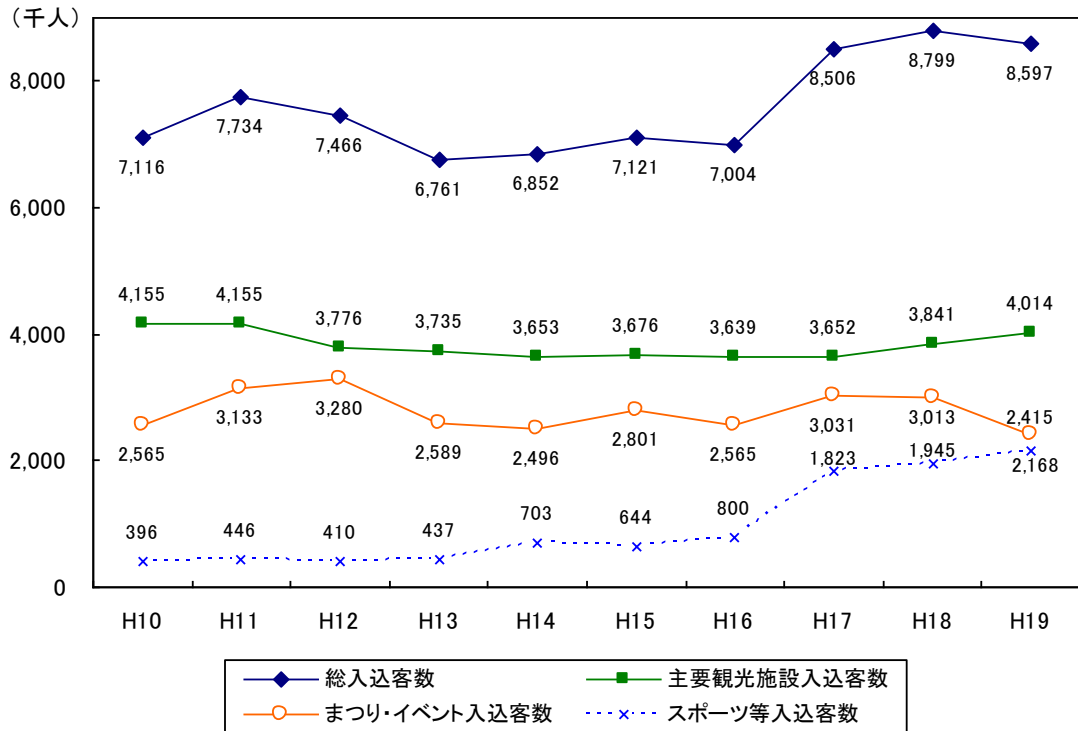
- ① 駅前商店街(ひめしん ATM コーナー前)
- ② 駅前商店街(ECC 前)
- ③ 御幸通商店街(BORBOSS 前)
- ④ 御幸通商店街(みずほ銀行東)
- ⑤ 御幸通商店街(カフェド・クリエ西)
- ⑥ 本町商店街(イーグレひめじ西)
- ⑦ 駅前小溝商店街(難波印章店前)
- ⑧ 小溝筋商店街(FORUS 西館東)
- ⑨ 小溝筋商店街(三井住友銀行東)
- ⑩ 大手前通り・東(みずほ銀行西)
- ⑪ 大手前通り・西(まちづくりステーション東)
- ⑫ 大手前通り・東(姫路市観光交流推進室前)
- ⑬ 一番街商店街(ドコモショップ姫路みゆき通り店南)
- ⑭ 駅前通商店会(VIE DE FRANCE 前)
- ⑮ 大手前通り・東(ボン・マルシェ大手前店西)
- ⑯ 南町中央通商店街(神畑産業南)
- ⑰ 銀座商店街(札幌ラーメン寶龍前)
- ⑱ 銀座商店街(FORUS 西館南)
- ⑲ 二階町商店街(旧ヤマトヤシキ人形館前)
- ⑳ 二階町商店街(POSH CLUB 前)
- ㉑ 二階町商店街(ヤマトヤシキ北)
- ㉒ 西二階町商店街(西松屋南)

資料：中心商店街通行量調査

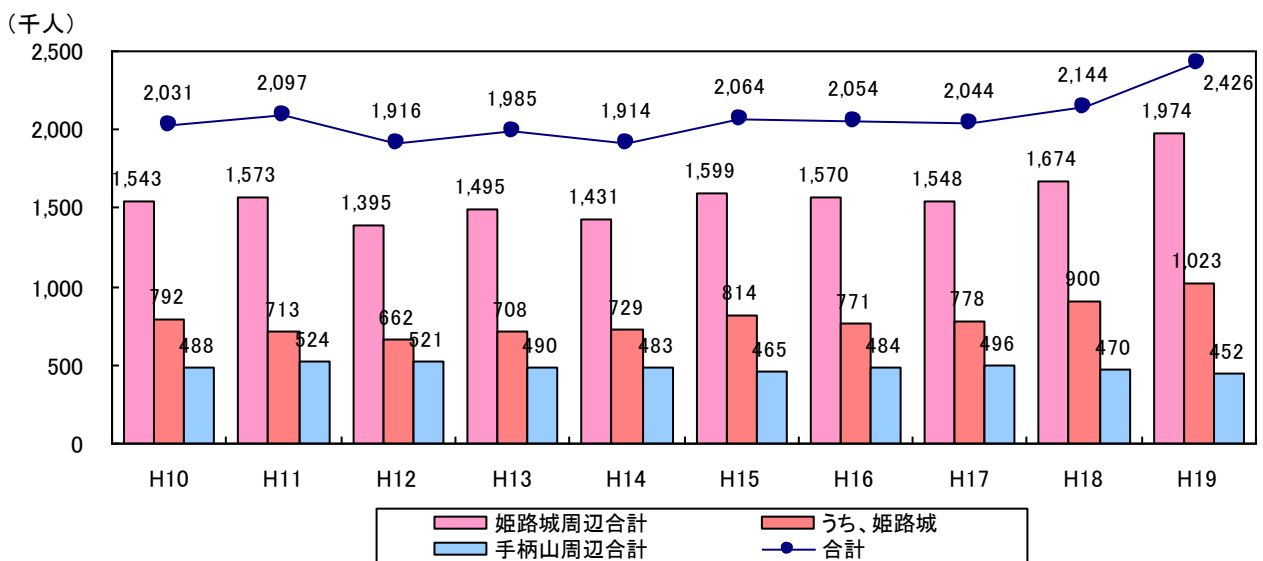
### ③観光に関する状況

#### 1) 市全体の観光目的入込客数の半分弱は、中心市街地内の姫路城周辺となっている

本市への近年の総入込客数は、年間約 800 万人台で推移している。平成 19 年度においては、主要観光施設入込客数が約 401 万人であり、うち姫路城周辺地域には約 197 万人（49%）の入込客があった。このうちの 52%にあたる約 102 万人が姫路城の登閣者であり、市内最大の観光集客施設となっている。また、姫路城登閣者数は近年増加傾向にある。



姫路市総入込客数の推移（平成 17 年度以降は旧 4 町分を含む）



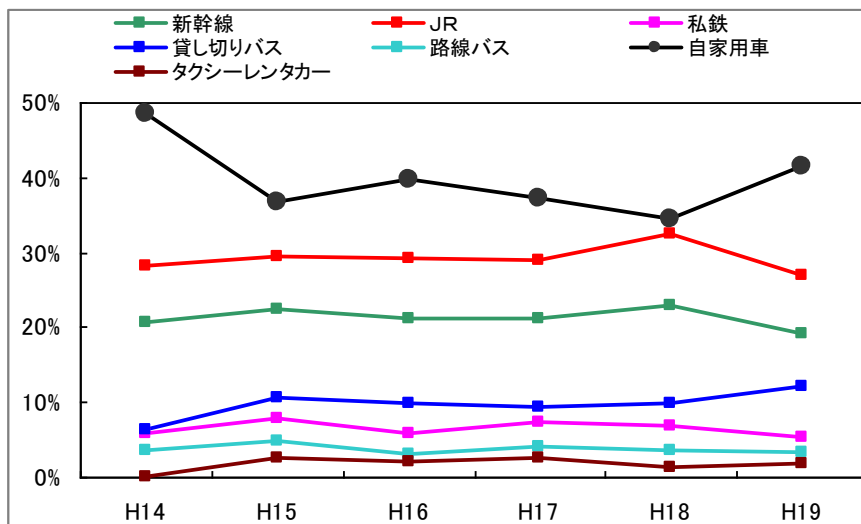
中心市街地に関連する主要観光施設の入込客数の推移

資料：姫路市入込客数・姫路市観光アンケート調査

## 2) 観光目的で増加する鉄道利用

本市への観光目的来街者の利用交通手段では、鉄道が合計 50%を占めており、近年微増傾向にあったが、平成 19 年度は若干の落ち込みを示し、自家用車や貸し切りバスが増加している。

この数値をもとにすると、姫路城周辺地域観光客の約半分は JR・山陽電鉄姫路駅から中心市街地を経由して目的地まで移動していることとなり、これら観光客のニーズを取り込んだ商業展開を図っていくことが重要となる。



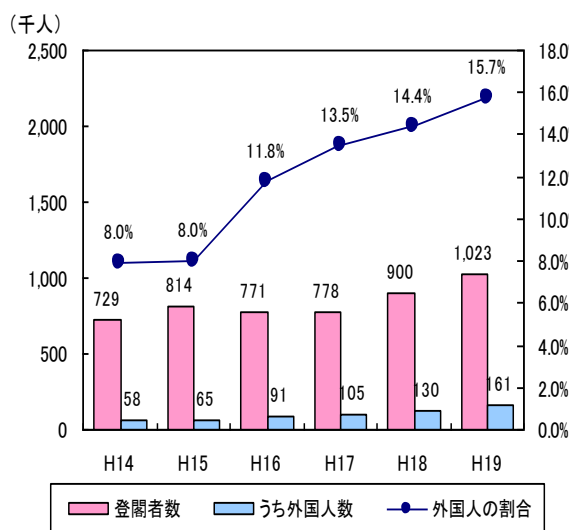
姫路市への観光目的来街者の利用交通手段の推移

資料：姫路市入込客数・姫路市観光アンケート調査

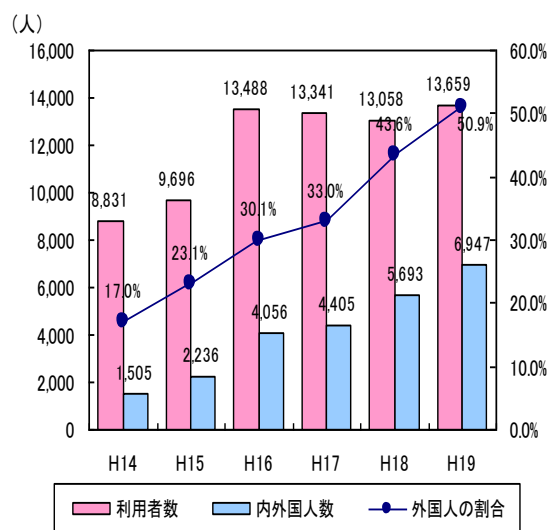
## 3) 外国人観光客の増加と街なか回遊

平成 5 年に姫路城がわが国初の世界文化遺産に登録されたことから外国人観光客の増加が目立ち、ビジット・ジャパン・キャンペーンやミシュラン社の旅行ガイドで三つ星に選ばれたこともあり、姫路城外国人登閣者は平成 19 年度で 16 万人に及び、増加傾向を示している。

また、観光レンタサイクル利用者に占める外国人の割合も急増していることから、外国人観光客に対応した商業等のあり方も中心市街地活性化の課題と考えられる。



姫路城登閣者数の推移



観光レンタサイクル利用者数の推移

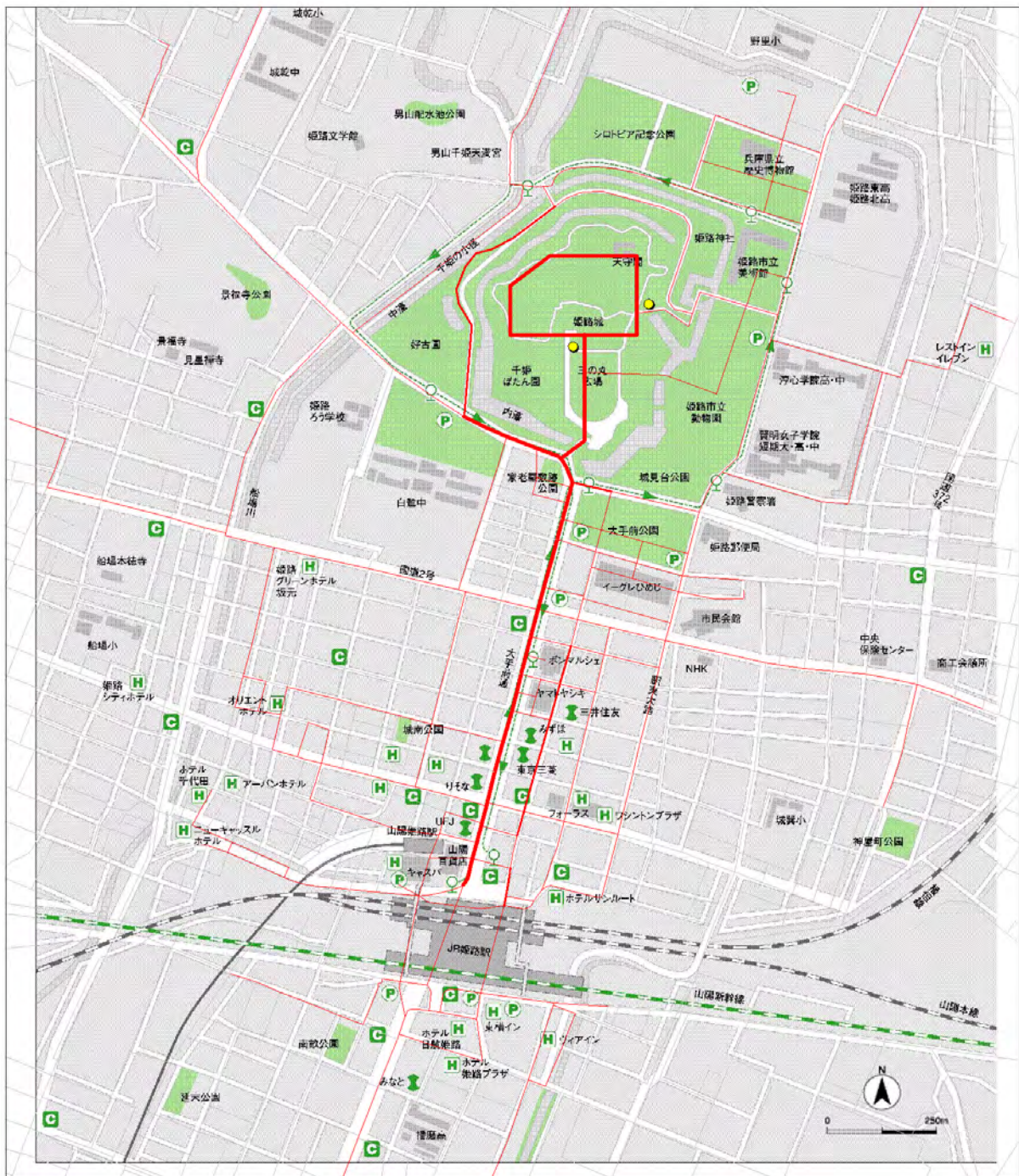
資料：姫路市入込客数・姫路市観光アンケート調査



姫路城登閣者の移動経路をみると、大部分が姫路駅と姫路城を直線的に結ぶ大手前通りや御幸通りを利用しており、中心市街地を回遊しているとはいえない状況にある。このため、街なか回遊の創出に向けて、商店街を中心に観光客が歩いて楽しく、寄り道したくなる魅力向上が課題になるとともに、利用者が最も多い大手前通りへのにぎわい機能の導入なども求められる。



(集計対象人数=2,297人)



**姫路城登閣者の街なか回遊状況**

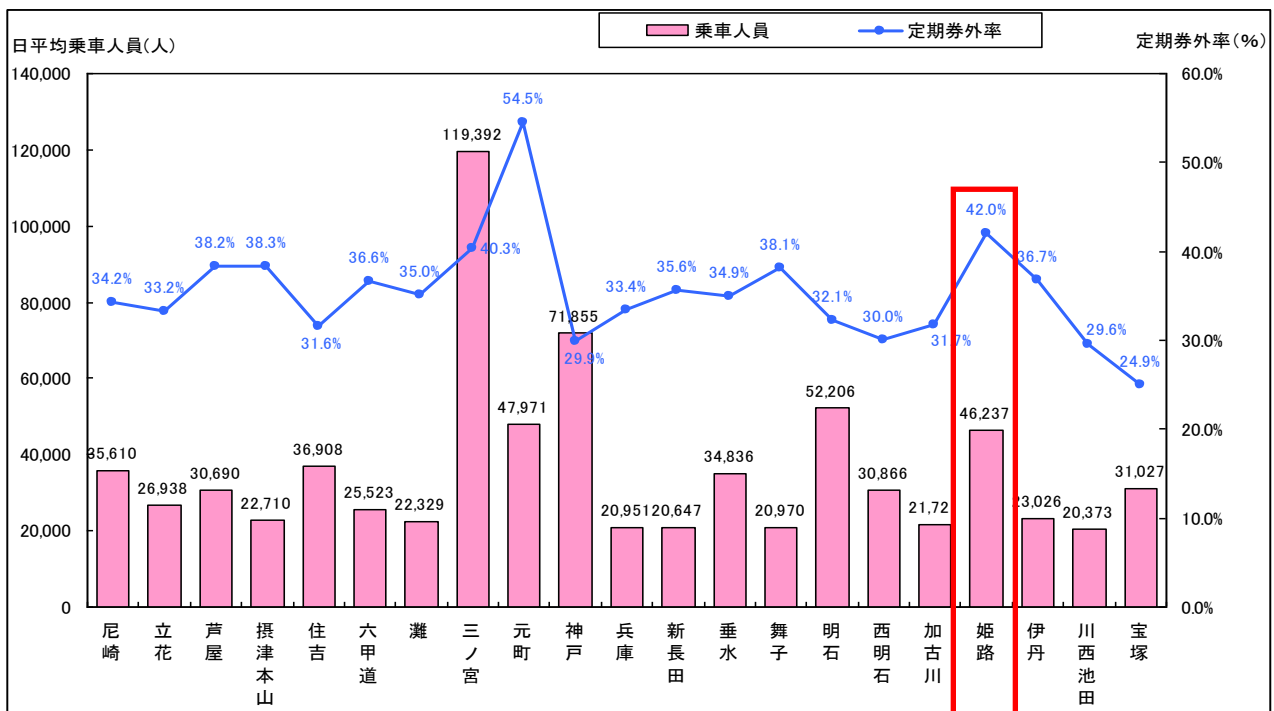
資料：姫路城の回遊調査の集計結果（平成18年12月、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課）

#### ④交通に関する状況

##### 1) 兵庫県下でも有数の乗車人員を有する姫路駅ではあるが、近年は漸減傾向

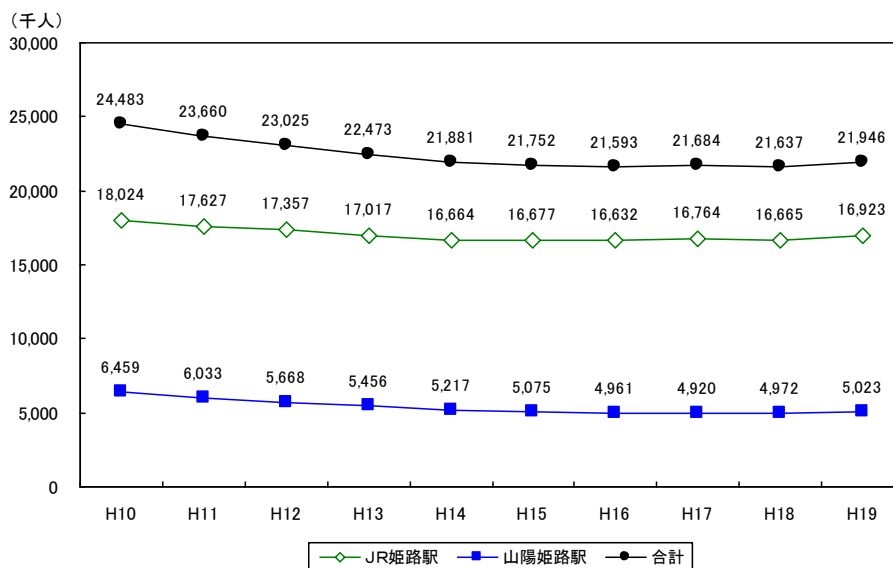
JR 姫路駅の日平均乗車人員は、兵庫県下の JR 駅では三ノ宮、神戸、明石、元町に次ぐ 5 番目となっている。また、全乗車人員に対する定期券を利用しない乗車人員の割合は、県下 JR 主要駅の中では元町に次ぐ 2 番目の高さとなっており、観光・買物などの自由目的、業務目的等の利用者比率が高いことがわかる。

一方、姫路駅の利用者数を鉄道駅乗車人員で経年的にみると、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅ともに漸減傾向にあり、特に山陽電鉄姫路駅は平成 10 年度から平成 19 年度の間約 78%まで大きく落ち込んでいる。



兵庫県下の主要 JR 駅における日平均乗車人員と定期券外率（平成 19 年度）

資料：兵庫県統計書（平成 19 年）



JR 及び山陽電鉄姫路駅の年間乗車人員の推移

資料：姫路市統計要覧



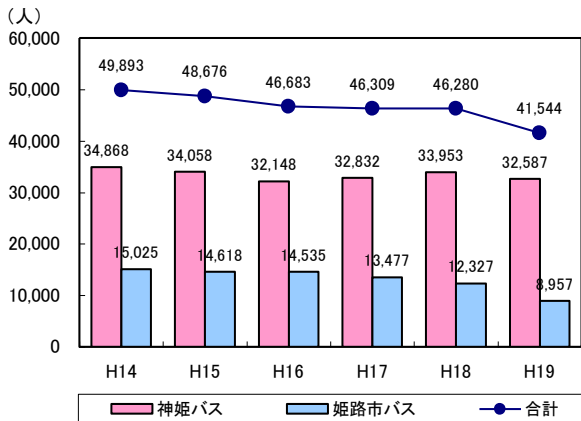
## 2) 路線バスの利用は漸減傾向であるが、中心市街地を回遊する観光ルートバスは好調

市内の路線バスは、神姫バス、市営バスの2事業者によって運行されているが、利用者数は漸減傾向にあり、平成19年度の一日あたり平均利用者数は約41,500人となっている。

一方、100円で利用できる姫路城周辺観光ルートバスが、姫路駅を起点に姫路城内曲輪を周遊し姫路駅に戻るルートを実行しており、運行本数、乗車人員ともに順調に増加している。

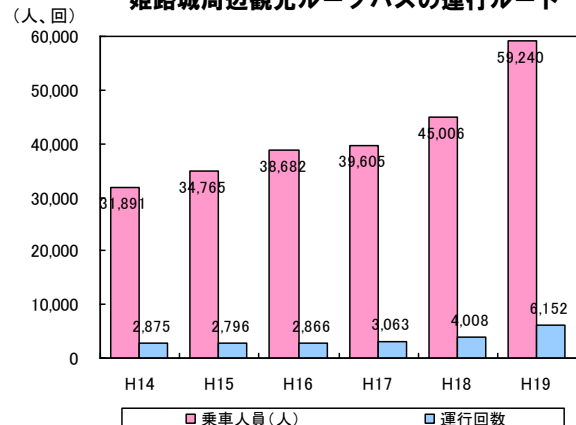


姫路城周辺観光ルートバスの運行ルート



姫路市における路線バスの一泊あたり利用者数推移

資料：姫路市統計要覧



姫路城周辺観光ルートバスの運行実績推移

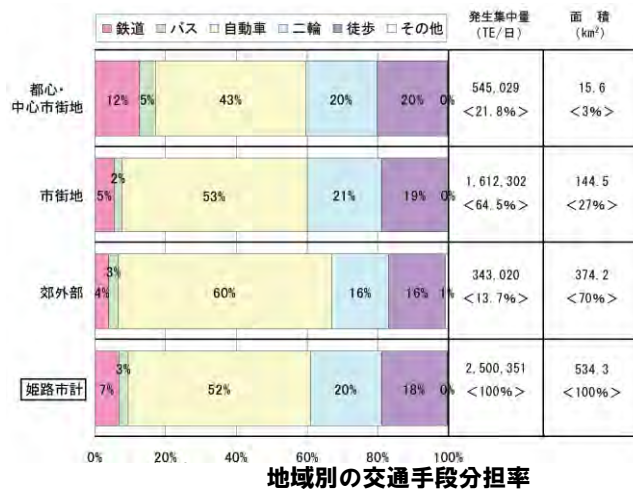
資料：姫路市入込客数・姫路市観光アンケート調査

## 3) 中心市街地ではあるが、自動車への依存度が高い交通特性

都心・中心市街地における代表交通手段分担率は、自動車が43%で最も高く、以下、二輪、徒歩と続いている。市内他地域に比べ、鉄道が12%、バスが5%と公共交通機関の比率が高いものの、自動車の比率が半分近くを占めており、自動車への依存度が高い。また、高密度に交通が発生集中しているため、都心部には大量の自動車交通が流入している。



姫路市の地域分類



地域別の交通手段分担率

資料：播磨都市圏パーソントリップ調査（調査年度：平成18年度）

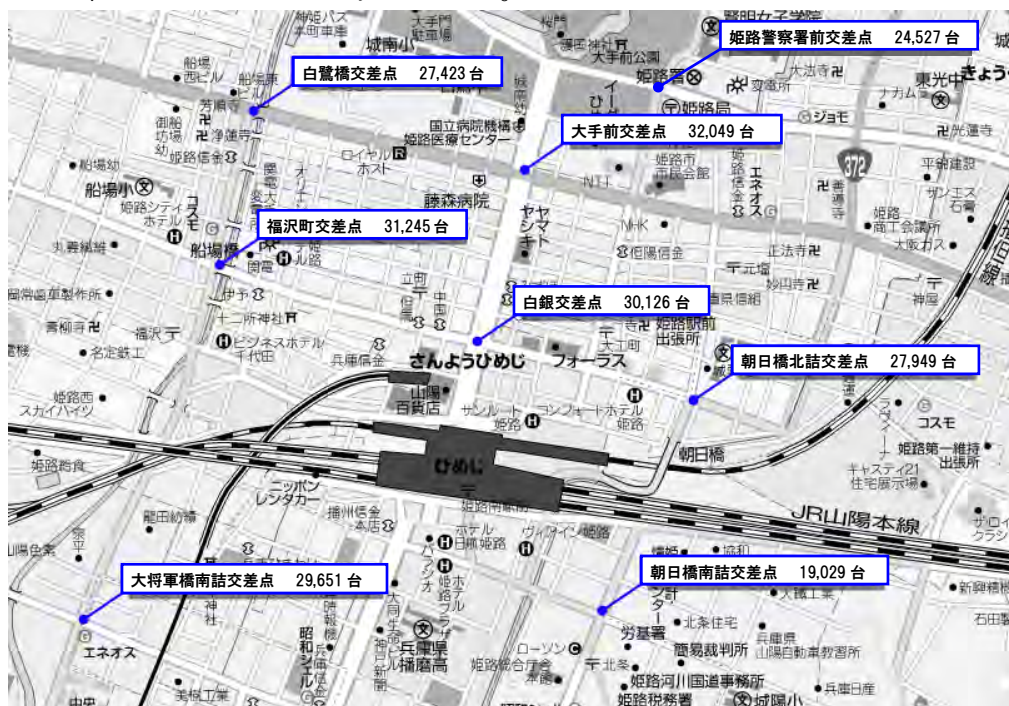
※発生集中量：ある地域から出発するトリップ数（発生量）と、その地域へ到着するトリップ数（集中量）の合計。発生集中量の場合、発地点と着地点の合計であるため、単位はトリップエンド（TE）となる。

※トリップ：人がある目的をもってある地点からある地点へ移動する単位。

※トリップエンド（TE）：1つのトリップの出発地と到着地。

#### 4) 中心市街地の自動車分担率は高いものの、自動車交通量は漸減傾向を示す

都心・中心市街地における代表交通手段分担率は自動車が43%ではあるものの、主要交差点での自動車交通量は概して漸減傾向にある。この理由としては、通過交通が中心市街地を利用しなくなった、中心市街地を起終点とする交通量そのものが減少している、といったことが考えられる。



	調査地点	平成8年度	平成12年度	平成16年度	平成20年度
1	白銀交差点	37,323	32,540	32,028	30,126
2	大手前交差点	41,281	37,384	36,566	32,049
3	朝日橋南詰交差点※	32,018	32,613	19,127	19,029
4	大將軍橋南詰交差点	35,417	34,152	33,000	29,651
5	姫路警察署前交差点	30,539	28,227	27,096	24,527
6	朝日橋北詰交差点	18,404	33,912	29,375	27,949
7	白鷺橋交差点	—	32,879	31,293	27,423
8	福沢町交差点	—	—	33,712	31,245

観測日時 平成8年度：平成8年11月19日（火）晴  
 平成12年度：平成13年2月21日（水）曇一時雨  
 平成16年度：平成16年10月27日（水）曇のち晴れ  
 平成20年度：平成20年10月28日（火）晴

資料：姫路市統計要覧

#### 中心市街地の主要交差点での自動車交通量の推移

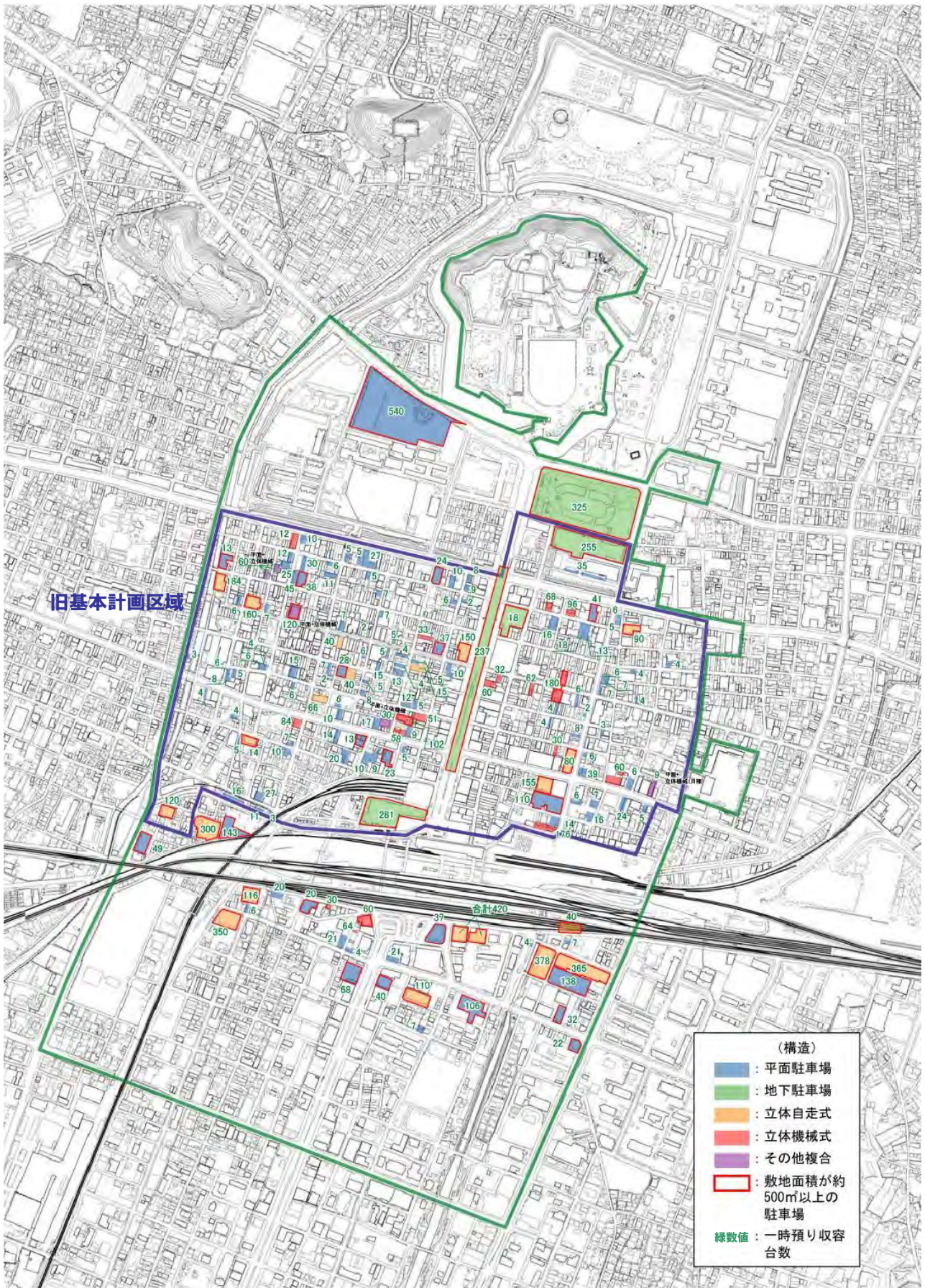
※朝日橋南詰交差点（姫路駅南）では、平成12年度から平成16年度に10,000台以上減少しているが、これはJR山陽本線等連続立体交差事業に伴い暫定道路になっている影響と考えられる。

#### 5) 中心市街地の駐車場収容台数は約8,300台

平成20年度調査では、中心市街地内の一時預り駐車場の箇所数、収容台数は166箇所、8,271台となっている。

駐車場の機能、規模で見ると、姫路城周辺やJR姫路駅周辺、大手前通り沿道などでは、観光客や中心市街地利用者を主な対象とする収容台数100台以上の大規模駐車場が多く存在しているが、その他の旧基本計画区域では、中小規模の駐車場が数多く存在する。





中心市街地での駐車場整備状況

資料：姫路市調査（平成20年）

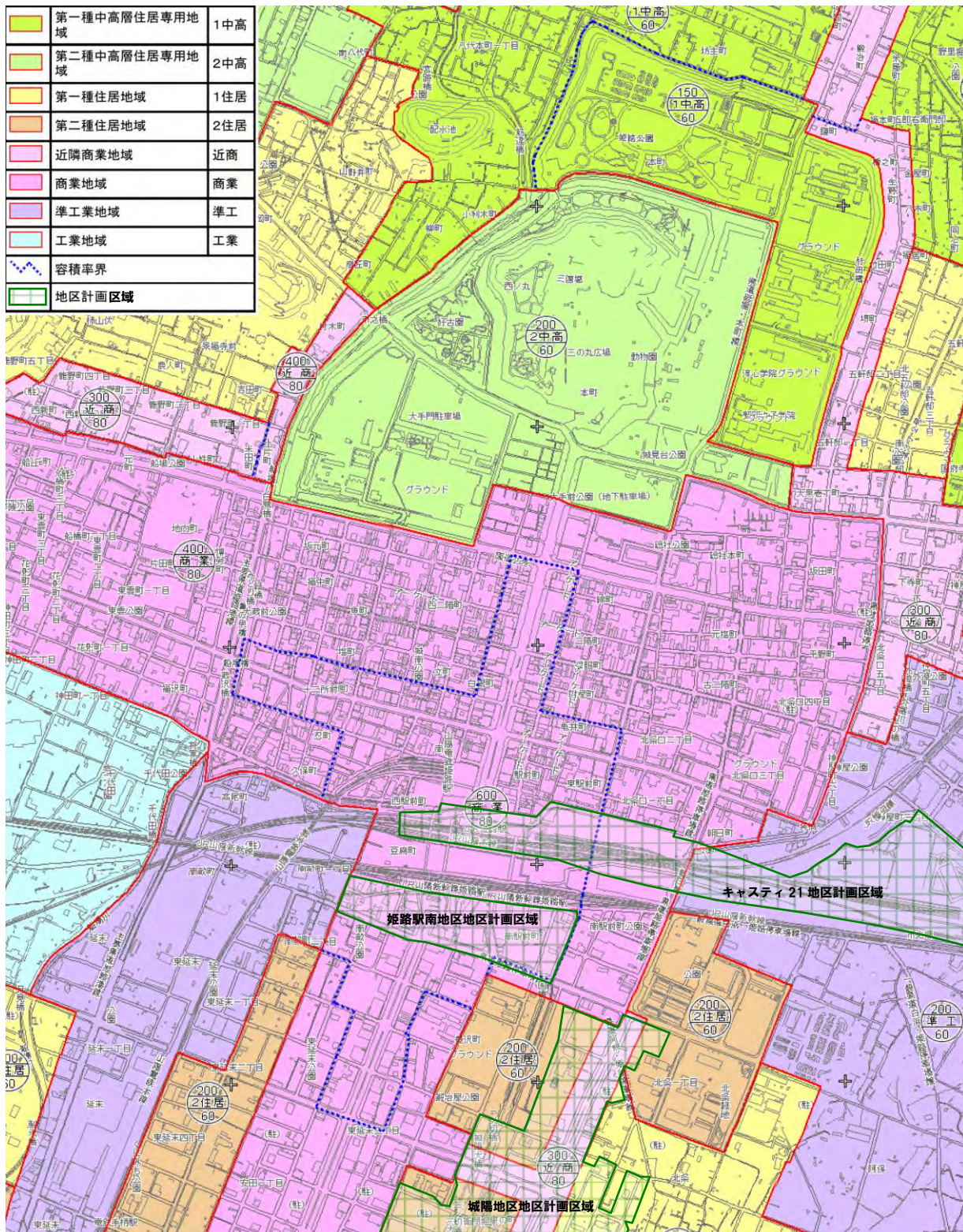


## ⑤土地利用に関する状況

### 1) 中心市街地の大半は商業系用途地域が指定されている

中心市街地では、姫路駅を中心に広範な範囲に商業系用途地域が指定されており、駅周辺及び大手前通り・駅南大路沿道では、容積率が600%に指定されている。商業系地域の北側には中高層住居系、南側には住居系用途地域が指定され、一部には準工業地域も存在する。

また、駅周辺において複数の地区計画が都市計画決定されている。



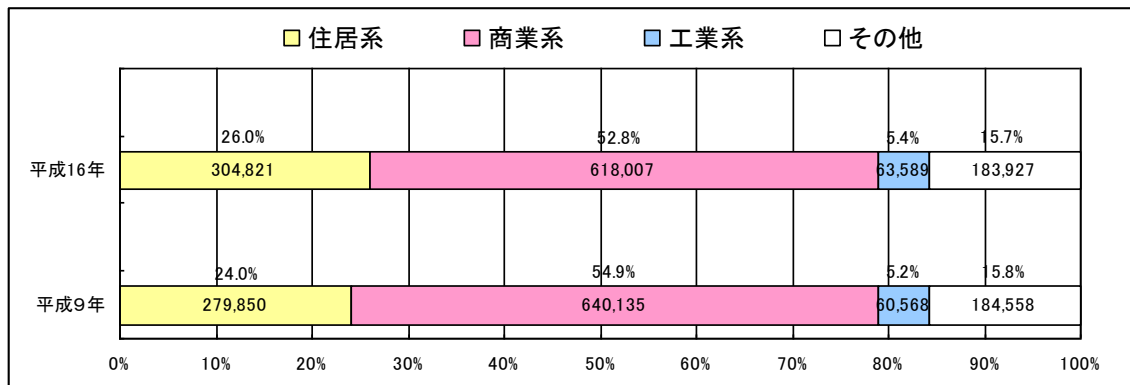
中心市街地における用途地域等指定状況



## 2) 駅北側中心市街地では商業系床面積が微減し、住居系床面積が微増

平成9年度と平成16年度の駅北側中心市街地内での用途別建物延床面積をみると、商業系が構成比55%から53%に減少（-22,128 m<sup>2</sup>）し、住居系が24%から26%に増加（+24,971 m<sup>2</sup>）している。

駅北側中心市街地における用途別建物延床面積の推移（単位：m<sup>2</sup>）

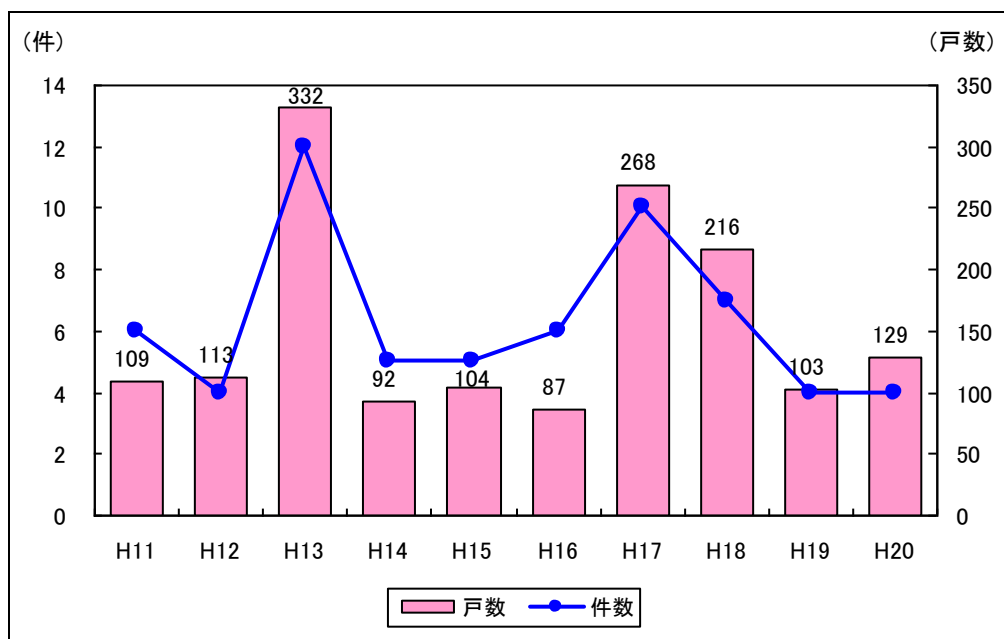


資料：都市計画基礎調査データ

## 3) 中心市街地では平均155戸／年のペースで共同住宅が供給されている

平成11年度から平成20年度までの共同住宅の建設（建築確認申請）は、中心市街地で63件1,553戸にのぼり、年平均に換算すると6件／年、155戸／年となっている。

一定の住宅供給があるにもかかわらず人口が減少している要因としては、郊外への転出や高齢化の進展のためと推察されるほか、駅周辺の地価が高く、新規供給物件の多くがワンルーム～1DKであることも影響している。しかしながら、近年は、市郊外部と比べてやや割高ではあるが、ファミリー向けマンションの建設も増えている。



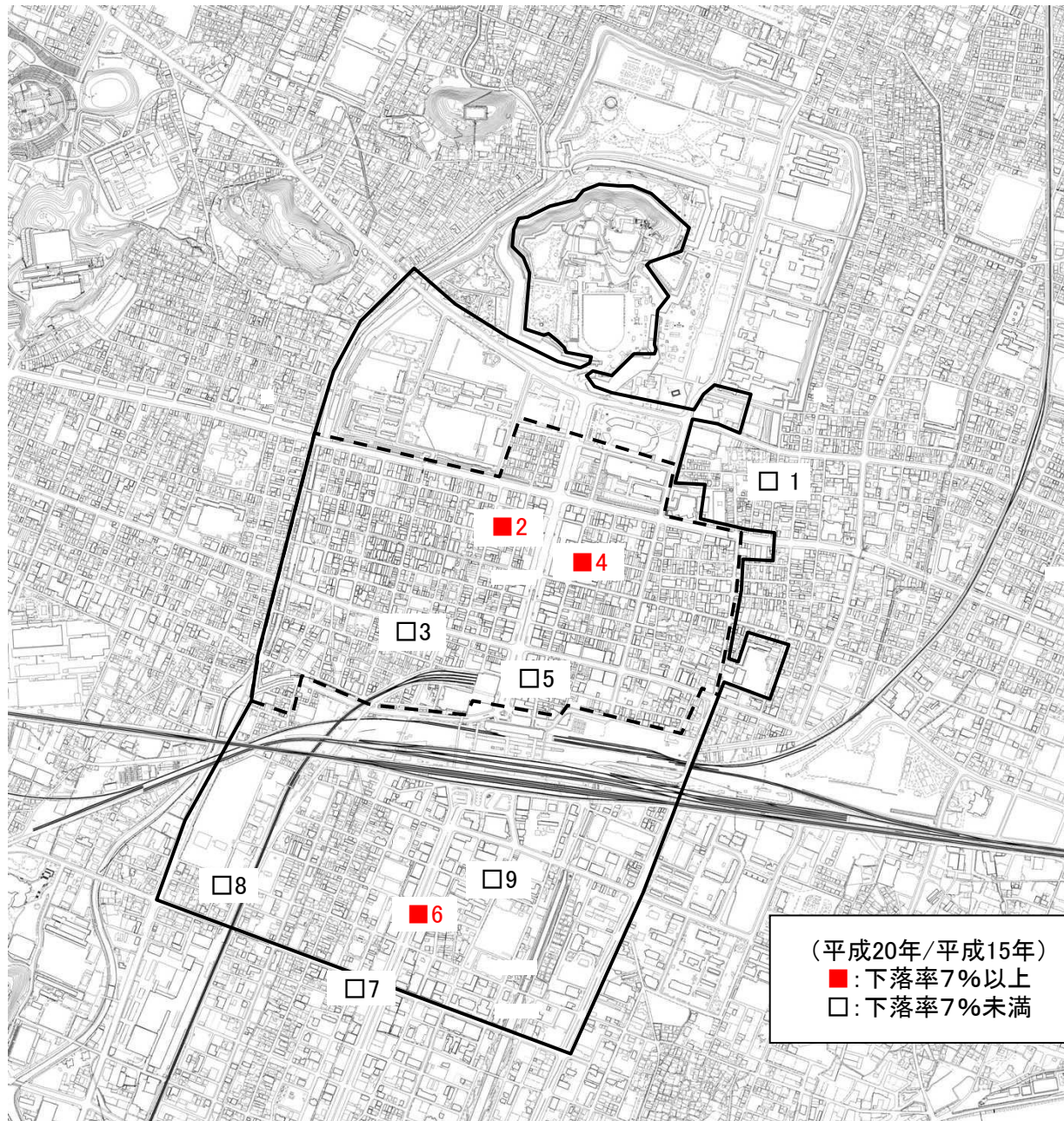
中心市街地での共同住宅建設状況の推移

資料：姫路市資料





	所在地	用途地域等	姫路駅からの距離	1㎡当りの価格(円)						H15~20年 平均下落率 (%/年)
				平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
1	総社本町172外	商業・準防 (80/400)	1,200m	138,000	126,000	116,000	114,000	114,000	114,000	3.5%
2	西二階町23番	商業・防火 (80/400)	600m	262,000	211,000	170,000	160,000	154,000	151,000	8.5%
3	忍町88番外	商業・防火 (80/600)	500m	420,000	340,000	285,000	275,000	275,000	275,000	6.9%
4	呉服町32番	商業・防火 (80/400)	400m	925,000	730,000	588,000	540,000	532,000	532,000	8.5%
5	駅前町252番	商業・防火 (80/600)	100m	1,400,000	1,140,000	950,000	900,000	900,000	925,000	6.8%
6	東延末1丁目4番	商業 (80/600)	450m	765,000	591,000	490,000	460,000	460,000	465,000	7.8%
7	東延末2丁目25番外	商業 (80/400)	700m	292,000	240,000	204,000	195,000	195,000	198,000	6.4%
8	延末1丁目100	準工 (60/200)	300m	135,000	122,000	112,000	106,000	104,000	103,000	4.7%
9	豊沢町129	商業 (80/600)	300m	342,000	280,000	240,000	230,000	230,000	230,000	6.5%



中心市街地の地価公示価格の推移

資料：国土交通省土地総合情報ライブラリーホームページ

## 5) 播磨地域の中核都市にふさわしい公共公益施設の集積

市民生活に密着した公的なサービス施設としては、山陽百貨店内に駅前市役所があり、営業時間も午後7時30分までと長く、市民生活の利便性向上に寄与している。

国、県、市ほかの施設については、兵庫県姫路総合庁舎、兵庫県旅券事務所姫路出張所（ヤマトヤシキ内）、国際交流センター・男女共同参画推進センター（イーグレひめじ内）、財団法人西播地域地場産業振興センター等がある。また、国の出先機関、市役所、商工会議所等は中心市街地外縁部に立地している。

文化、観光、コミュニティ施設については、市民会館、姫路キャスパホール、姫路市観光案内所（姫路観光なびポート）、市民プラザ（イーグレひめじ内）があり、市の集会施設として、城南公民館に加え、平成21年度には城巽公民館が整備完了の予定である。また、中心市街地外縁部に、美術館、姫路文学館、歴史博物館、日本城郭研究センター、城内図書館等が立地している。

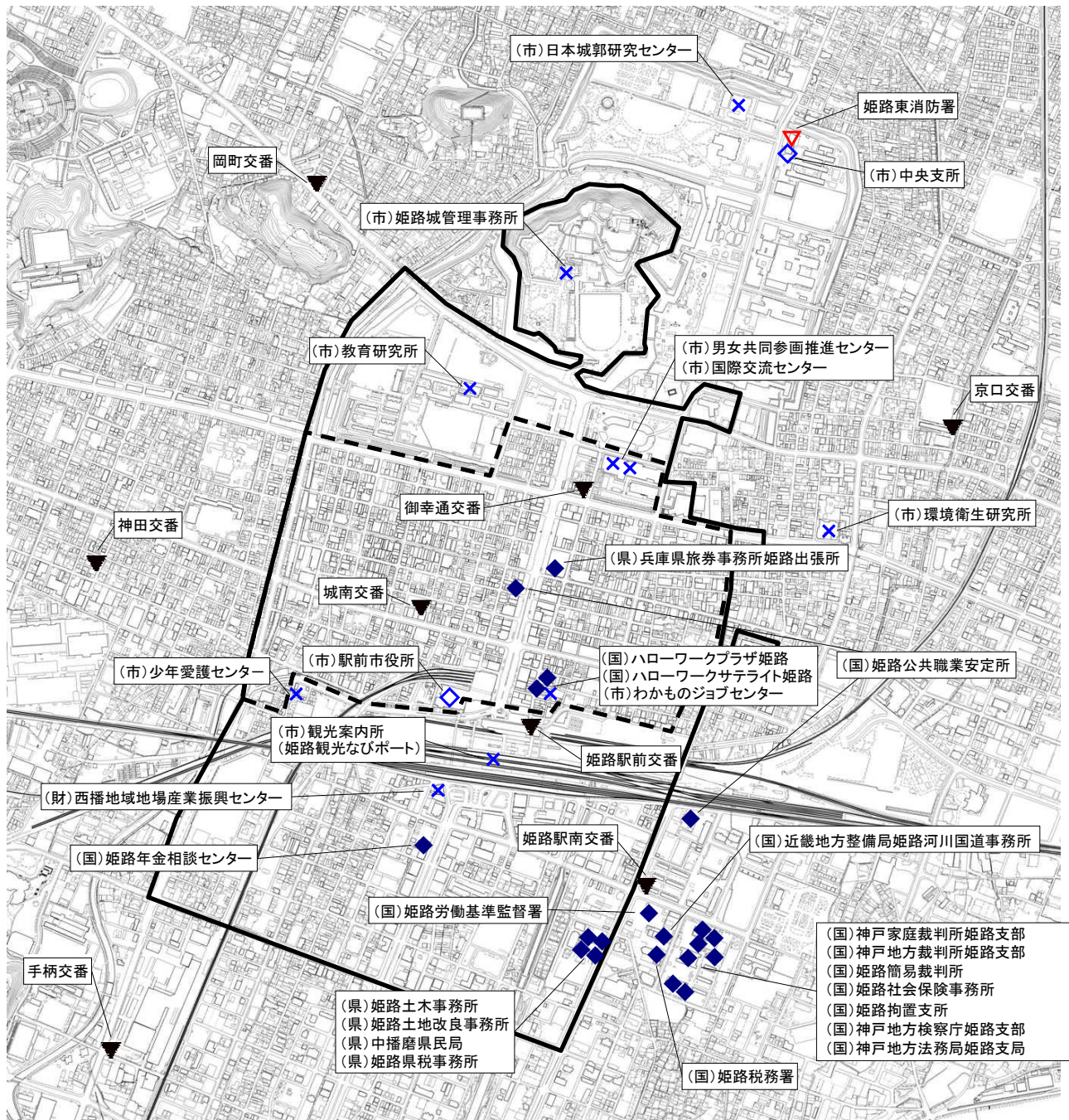
教育施設については、姫路聴覚特別支援学校、兵庫県播磨高等学校がある。また、小中一貫教育推進モデル校として白鷺小学校、白鷺中学校での取組が平成21年4月から始まっている（白鷺小学校は、城南・城巽の2小学校を廃止し、城南小学校の位置に新設）。なお、これに伴い城巽小学校跡地に（仮称）姫路市立総合教育センターの整備を予定している。また、中心市街地外縁部に、県立の姫路東・姫路北高等学校、私立の淳心学院、賢明女子学院が立地している。

医療福祉施設については、病院、診療所が多数立地し、高齢者福祉施設及び保育所・託児所が数ヶ所ある。また、中心市街地外縁部には、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、保健所、中央保健福祉サービスセンター等がある。

このように中心市街地とその周辺部をあわせると姫路市はもとより播磨地域の中核にふさわしい施設が相当数集積しており、これらの施設の利用者を中心市街地内の商店街等に引き込むよう、イベントとの連携や情報発信を行っていくことが必要と考えられる。

また、中心市街地を居住地として見た場合、少子高齢化が著しいことから、子育て支援や高齢者向け福祉施設の充実、また、住宅地としての活気やにぎわいを取り戻すための街なか居住者のコミュニティ育成や各種の活動に資するような集会施設の充実も必要と考えられる。





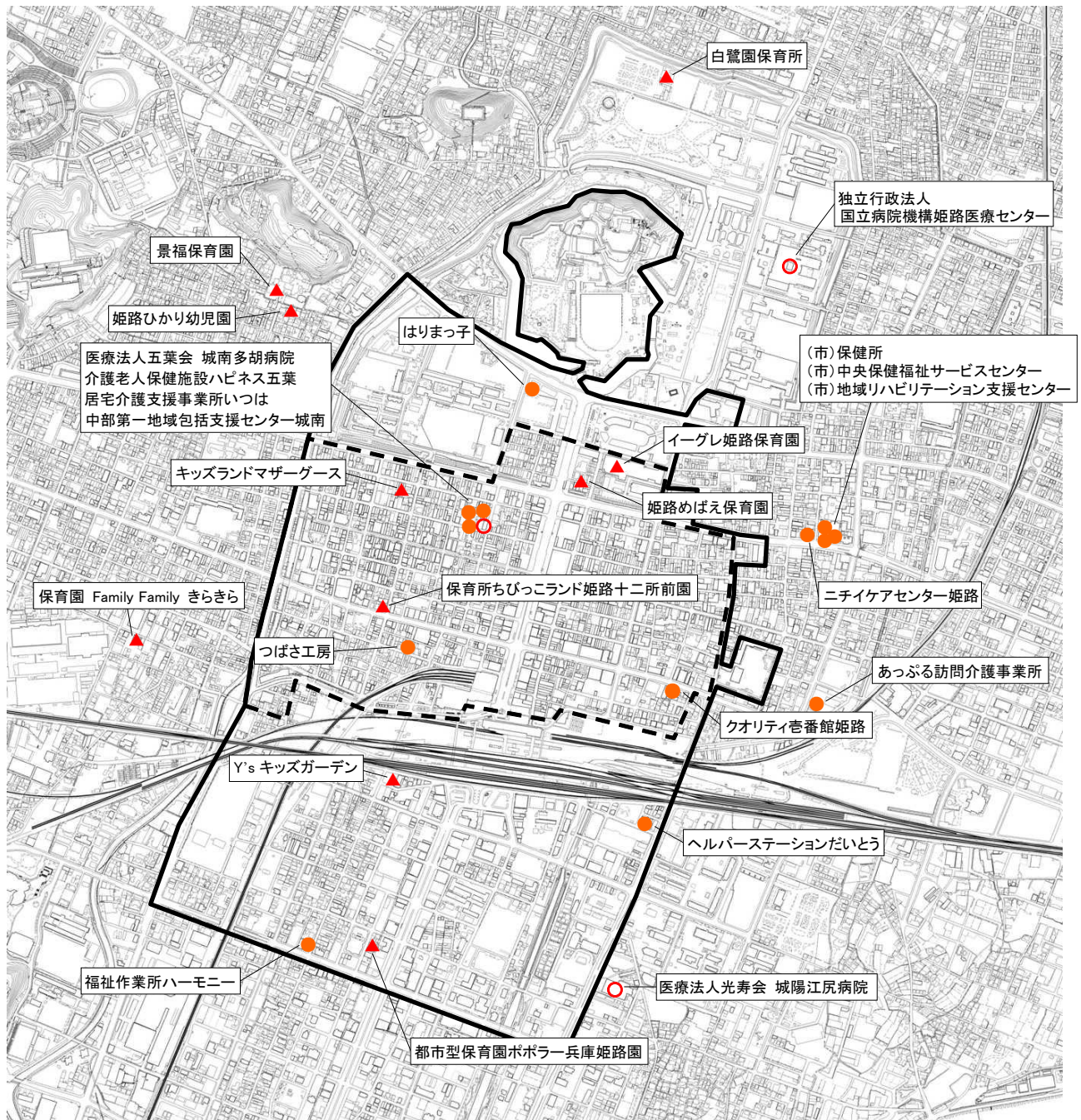
- ▼ 警察署・交番
- ▽ 消防署
- ◆ 国、県の施設
- ◇ 支所
- × その他の施設

行政サービス・その他施設の分布









- 病院施設 【病院施設】
- 福祉施設 【保健所・保健福祉サービスセンター・障害者福祉施設・老人福祉施設・介護福祉施設・地域包括支援センター】
- ▲ 育児・児童施設 【保育所・認可外保育施設】

**医療・福祉関連施設の分布**

## 〔4〕地域住民のニーズ等の把握・分析

### (1) 中心市街地の住民の意識（平成 19 年 11 月～12 月）

- ・対象者：中心市街地内居住者 500 名  
(無作為抽出による直接または郵送配布、郵送回収)
- ・回収率：50.4% (252 通)
- ・回答者性別：男性 33.7%、女性 46.4%、無回答 19.9%
- ・その他属性：回答者の 50%以上が 60 歳以上、同 55%以上が居住年数 30 年以上

#### ①交通や買物利便性の高さが中心市街地に居住する魅力とする一方、活気がないことを懸念

居住地としての中心市街地の魅力としては、「交通の便が良い (86.9%)」、「買物が便利 (77.4%)」の 2 項目が圧倒的に多く、その他の項目と比べて突出している。第 3 位は「歴史を感じる」であり、その他の項目は概ね 20%前後と評価が低い。

悪い点としては、「活気がない」が最も多く 64.3%であり、次いで「防犯面が不安」が 44.8%、「環境が悪い」34.9%となっている。「近所づきあいが希薄」、「街並みが汚い」も各々約 25%前後であり、課題は多いといえる。

中心市街地の住みごこちに関する回答集計結果

□		全体		20代～40代	50代～64歳	65歳以上
		人数	割合	割合	割合	割合
良い点	1. 交通の便が良い	219	86.9%	84.1%	90.3%	86.0%
	2. 買物が便利	195	77.4%	65.9%	72.0%	88.8%
	3. 道路、公園が使いやすい	56	22.2%	15.9%	20.4%	26.2%
	4. 施設が整っている	54	21.4%	22.7%	23.7%	17.8%
	5. 歴史を感じる	82	32.5%	25.0%	33.3%	34.6%
	6. 近所づきあいがよい	57	22.6%	11.4%	29.0%	22.4%
	7. 治安が良い	46	18.3%	11.4%	9.7%	28.0%
悪い点	8. 娯楽施設が少ない	35	13.9%	15.9%	12.9%	12.1%
	9. 防犯面が不安	113	44.8%	34.1%	49.5%	43.9%
	10. 活気がない	162	64.3%	63.6%	64.5%	65.4%
	11. 近所づきあいが希薄	61	24.2%	18.2%	17.2%	33.6%
	12. 街並みが汚い	65	25.8%	29.5%	20.4%	27.1%
	13. 歴史等が活かされていない	74	29.4%	38.6%	26.9%	28.0%
	14. 環境が悪い	88	34.9%	34.1%	31.2%	38.3%
	15. その他	15	6.0%	6.8%	8.6%	3.7%
	無回答	2	0.8%	0.0%	1.1%	0.9%
	合計	252	-	-	-	-

(人数) (44人) (93人) (107人)

#### ②現在の中心市街地居住者の居住継続意向は非常に高い

居住継続意向を示す回答が全体の 80%を超えている一方で、引越しを希望する回答は 4.4%に留まっていることから、居住継続意向は極めて高いといえる。

中心市街地への継続居住意向に関する回答集計結果

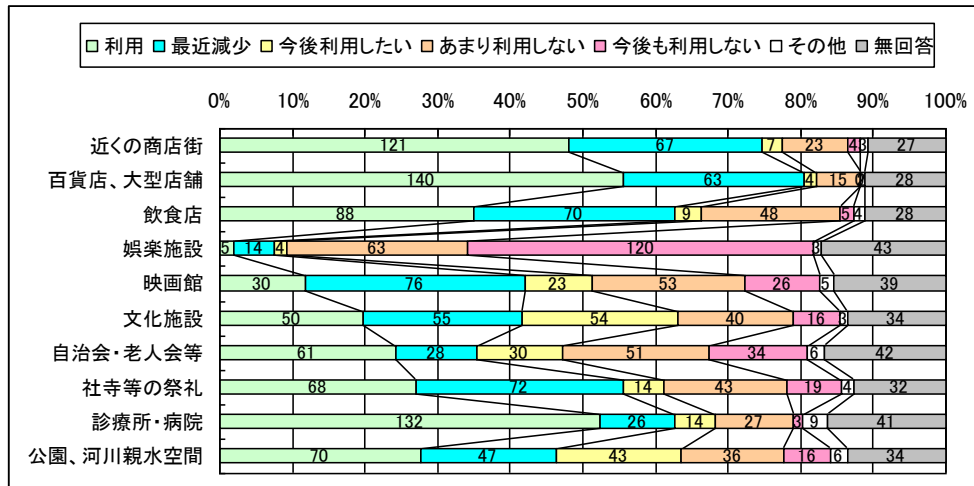
	全体		20代～40代	50代～64歳	65歳以上	70歳以上
	人数	割合	割合	割合	割合	割合
1. 絶対に住み続けたい	38	15.1%	13.6%	10.8%	20.6%	21.4%
2. 事情が無い限り住み続けたい	169	67.1%	61.4%	69.9%	67.3%	70.0%
3. どちらとも言えない	32	12.7%	18.2%	11.8%	11.2%	7.1%
4. 出来れば引っ越したい	8	3.2%	4.5%	5.4%	0.9%	1.4%
5. 今すぐにも引っ越したい	3	1.2%	2.3%	1.1%	0.0%	0.0%
	無回答	2	0.8%	0.0%	1.1%	0.0%
	合計	252	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(人数) (44人) (93人) (107人) (70人)

### ③買物関係では中心市街地の施設を利用する比率が高く、映画館や娯楽施設の利用比率は低い

中心市街地に立地する施設別の利用頻度及び今後の予測を質問した結果、百貨店・大型店舗、商店街の利用比率が大きく、その後に診療所・病院、飲食店、公園・河川親水空間、社寺等の祭礼が続いている。

映画館や娯楽施設の利用比率は低く、映画館はレンタルビデオ・DVDの普及及び近隣都市におけるシネマコンプレックス等の立地による需要の流出、娯楽施設は中心市街地内外にかかわらず施設そのものを利用するか否かの嗜好性による、などの点が原因と考えられる。



中心市街地の施設利用や行事への参加に関する回答集計結果 (人数)

### ④暮らしやすい居住環境の確保や都市機能集積を図る一方で、姫路城を中心とした都市景観形成を望む声が多い

中心市街地の現状に満足している人の比率は少なく、商業、観光、業務機能などの都市機能充実を進めるべきと考える人が多い。その一方で、建物の意匠・形態規制などを実施し、姫路城を中心とした良好な都市景観形成を充実させるべきとの意見が多い。

中心市街地において充実させたい機能、施設に関する回答集計結果

	全体		20代～40代	50代～64歳	65歳以上
	人数	割合	割合	割合	割合
1. 大型店舗や娯楽施設	78	31.0%	29.5%	31.2%	30.8%
2. 観光施設や宿泊施設	61	24.2%	31.8%	29.0%	16.8%
3. 行政施設や会社等の働く場	57	22.6%	31.8%	23.7%	17.8%
4. 誰もが暮らしやすい住環境	110	43.7%	29.5%	41.9%	54.2%
5. 目撃的な変化があっても良い	112	44.4%	34.1%	45.2%	47.7%
6. 現在の状態で十分である	4	1.6%	2.3%	1.1%	1.9%
7. その他	11	4.4%	9.1%	2.2%	2.8%
無回答	8	3.2%	0.0%	4.3%	2.8%
合計	252	-	-	-	-

(人数) (44人) (93人) (107人)

中心市街地の望ましい将来像に関する年齢層別回答集計結果

	全体		20代～40代	50代～64歳	65歳以上
	人数	割合	割合	割合	割合
1. 高層ビル等の建ち並ぶ近代的なまちなみ	11	4.4%	0.0%	3.2%	7.5%
2. 地域別に高層・低層建物を集積	68	27.0%	40.9%	22.6%	27.1%
3. 高さ規制をして低層建物を集積	88	34.9%	27.3%	35.5%	35.5%
4. 看板等の統一	56	22.2%	13.6%	23.7%	26.2%
5. 姫路城地域の規制強化・徹底	169	67.1%	70.5%	66.7%	66.4%
6. 成り行きに任せる	6	2.4%	6.8%	1.1%	1.9%
7. その他	20	7.9%	6.8%	8.6%	6.5%
無回答	7	2.8%	0.0%	3.2%	2.8%
合計	252	-	-	-	-

(人数) (44人) (93人) (107人)



**⑤今後の活性化に向けては、都市福利施設の充実とともに、駐車場等の都市基盤施設、観光施策の強化、官民協働のしくみづくりなどを求める意見が多い**

今後の活性化に向けては、世代を問わずに都市福利施設の充実を求める声が多い。また、活性化に向けて観光機能の強化や自動車交通の利便性向上を求める声も多いが、後者については年齢層で大きく異なり、高齢者での回答比率は少なくなる。

中心市街地の活気を取り戻す方策に関する年齢層別回答集計結果

	全体		20代～40代	50代～64歳	65歳以上
	人数	割合	割合	割合	割合
1. 居住者増加のための住宅・住環境施策	77	30.6%	31.8%	34.4%	29.0%
2. 高齢者福祉施設・子育て支援施設等の充実	129	51.2%	59.1%	44.1%	56.1%
3. 行政・商業団体等の強力な施策	94	37.3%	40.9%	41.9%	32.7%
4. 集客力の強い祭り等の企画・実施	65	25.8%	31.8%	26.9%	22.4%
5. ネット等による情報の受発信	17	6.7%	22.7%	3.2%	3.7%
6. 商店主のやる気向上	98	38.9%	34.1%	36.6%	45.8%
7. 土地等の集約等や流動化の推進	33	13.1%	6.8%	15.1%	15.0%
8. 公共交通等の充実・バリアフリーの道づくり	88	34.9%	38.6%	37.6%	32.7%
9. 車の利便性向上のための道路・駐車場等の充実	72	28.6%	43.2%	24.7%	28.0%
10. 徹底した観光地化を図る施策	107	42.5%	52.3%	47.3%	35.5%
11. 行政・市民・各種団体等の連携	99	39.3%	38.6%	32.3%	47.7%
12. 何もしなくて良い	6	2.4%	0.0%	1.1%	4.7%
13. その他	8	3.2%	6.8%	4.3%	0.9%
無回答	11	4.4%	0.0%	5.4%	2.8%
合計	252	-	-	-	-

(人数) (44人) (93人) (107人)

**(2) 姫路市広域消費動向調査報告書(平成19年3月 姫路市)による来街者意識調査**

- ・対象者：中心市街地来街者 315名 (直接面談アンケート)
- ・回答者性別：男性 35%、女性 65%
- ・その他属性：市内居住者 67%、市外居住者 33%

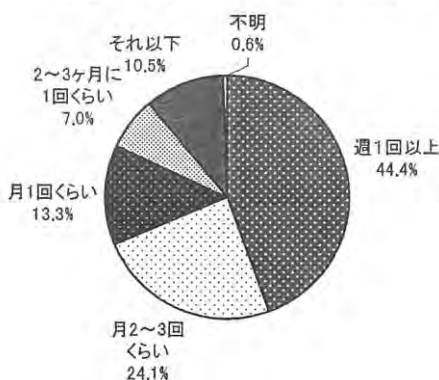
**①中心市街地は日常的な買い物利用が大半。平日は回遊する人は少ないが、休日は回遊客もある程度いる**

買い物目的が大半であり、滞在時間が平日は1～2時間未満、休日でも2～3時間未満が多く、買い物を済ますと帰宅している人が多いと考えられる。

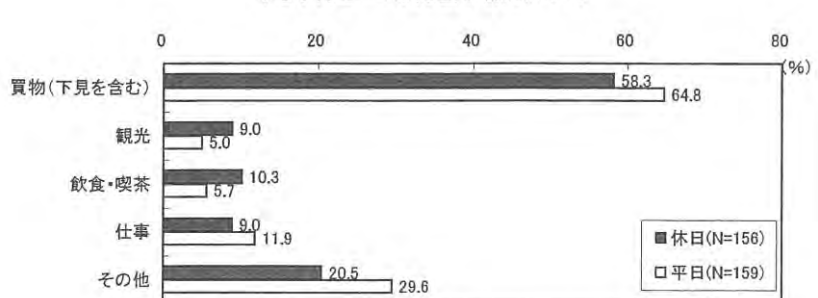
買い物の内容は、食料品・婦人服が圧倒的に多く、来街頻度の高い人が多いため、日常的な買い物目的の人が大半であったものと想定される。

休日は、3時間以上滞在が約44%、5時間以上滞在が約17%と回遊客が多くなっている。

中心市街地への来街頻度(N=315)

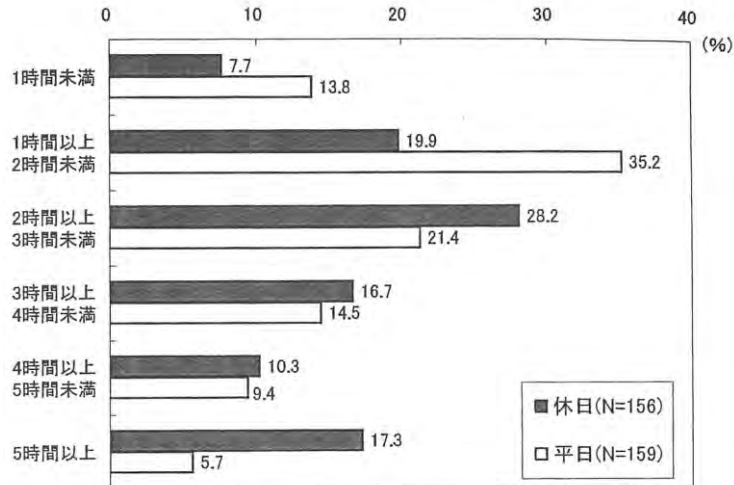


中心市街地への来街理由・目的(N=315)



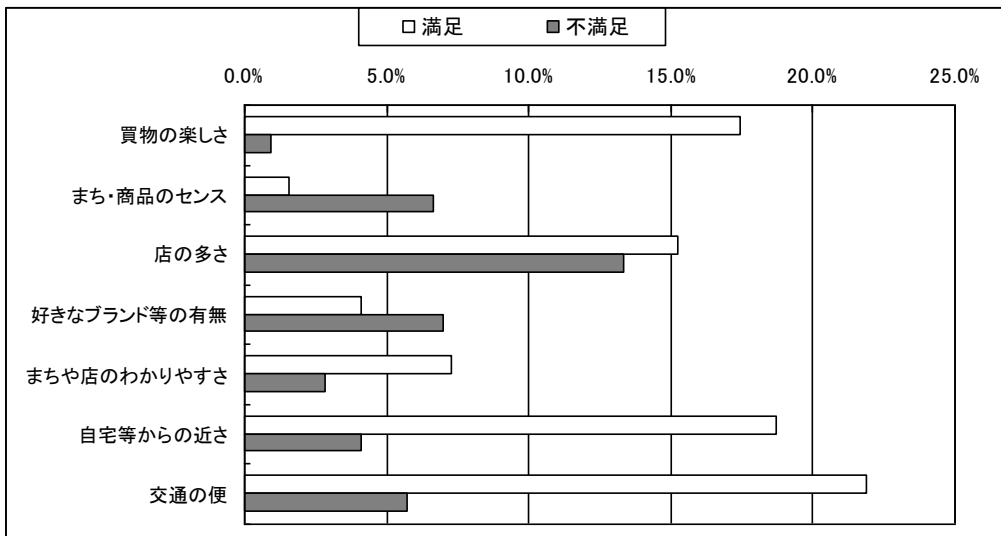


中心市街地での滞在時間



**②店の多さ・楽しさや利便性で中心市街地を購物場所を選択しているものの、もっと魅力的な商業地であってほしいとの不満もある**

中心市街地の魅力として自宅等からの利便性や交通の便、買物の楽しさ、店の多さをあげる回答が多い一方で、まち・商品等のセンス、欲しい商品の有無では不満の声も相対的に多い。



中心市街地における項目別満足度（複数回答、比較できる項目のみ抽出）

この他、10%以上の回答比率となっている項目は以下のとおりである。

- 満足
  - ・姫路の中心地である 26.0%
  - ・なじみの店がある 22.2%
  - ・品揃えがよい 17.8%
- 不満足
  - ・遊ぶところが少ない 13.0%

## 〔5〕中心市街地の課題

### (1) これからのまちづくりと中心市街地が果たす役割

#### ①まちづくりにおいて考慮すべき社会・経済潮流

○わが国における人口減少・少子高齢社会の到来

- ・わが国では、既に人口減少・少子高齢社会を迎えており、人口減少等による活力の低下が懸念されている。また、様々なライフステージ、ライフスタイルに応じて居住地を選択する傾向が強まっている。
- ・このような潮流に対して、まちづくりにおいては、都市機能の集積をはじめ歴史的・文化的資源等の活用によってまちの魅力を競い合う「都市間競争」に打ち勝つことが必要となる。
- ・また、人口減少等によってまちづくりに対する公共投資の縮減も予測され、既存ストックの活用や「選択と集中」による投資を視野に入れたまちづくりが必要となっている。

○地球温暖化をはじめとする環境問題への対応

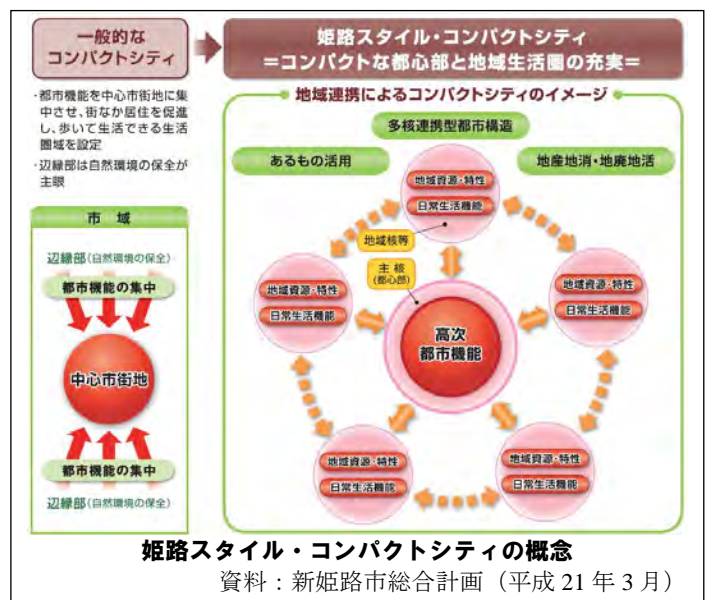
- ・地球環境問題への対応は人類共通の課題であり、環境負荷の小さな都市の実現や交通システムの再編が求められている。

#### ②これからのまちづくりの方向性 ～コンパクトなまちづくり～

- ・上記の社会・経済潮流に対応し、持続的なまちづくりを推進するためには、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを推進することが求められている。
- ・この「舞台」としては、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統を育み、「まちの顔」といえる中心市街地が最もふさわしい場所といえる。
- ・しかしながら、わが国の中心市街地の多くでは、各種都市機能の郊外移転・拡散、居住人口の減少など中心市街地の衰退が進行しており、この活性化を重点的に推進することが急務となっている。

### (2) 「まちの顔」としての中心市街地

- ・本市では、「新姫路市総合計画」（平成 21 年 3 月策定）において、コンパクトで充実した各地域生活圏と高次都市機能を有する都心部が有機的に連携・交流する、「姫路スタイル・コンパクトシティ」の構築を目標としている。
- ・中でも、「姫路スタイル・コンパクトシティ」の主核として位置付けられている都心部の中心市街地は、姫路城の城下町から戦後の戦災復興を経て発展してきた地域であり、商



業・業務をはじめとする県下有数の都市機能集積を有するとともに、JR4 路線（山陽新幹線、山陽本線、播但線、姫新線）や私鉄が乗り入れ、バスのターミナルとなっている交通の一大結節点である姫路駅、また、市民の心の拠り所であり、国内外から多くの人々が訪れる世界文化遺産・姫路城という二つの核を擁している。

- ・これら二つの核について、姫路駅は現在周辺整備が進められつつあり、JR 山陽本線等の高架化や関連街路の整備などにより、駅を挟んだ南北交通の円滑化や南北市街地の土地利用の一体化が期待されるとともに、計画期間後半に新駅ビルが完成し、北駅前広場整備が完了する予定である。一方、姫路城は昭和 39 年に完了した解体復元工事、いわゆる「昭和の大修理」以来、45 年振りとなる大修理が平成 21 年度から始まり、平成 26 年度に完成する予定となっている。
- ・中心市街地は、姫路市のみならず、播磨地域の経済的、社会的な中心的役割を果たし、「まちの顔」としての重要な役割を担っており、大きく生まれ変わろうとしている「駅」と「城」を二つの核として、今後とも高次都市機能の向上や国際観光都市にふさわしいまちづくりの推進等により活性化を図っていく必要がある。

### （３）中心市街地の課題の整理

以上のように、中心市街地は、「まちの顔」としての重要な役割を担っているが、現況データ等の把握、市民等の意向調査の分析からは、その役割が低下しつつあることが伺える。

そこで、活性化に向けた課題を以下に整理するが、役割が低下している原因として、「**まちの魅力の低下**」が挙げられるものと考えられる。ここでは、旧基本計画の検証や現況データ等の把握、市民等の意向調査によって明らかになった課題について、「まちの魅力」という視点から整理を行うこととする。

#### ①商業魅力の低下等がにぎわいと活力低下の一因となっている中心市街地

姫路市及び周辺都市では、全国の他都市と同様に郊外部への大規模小売店舗や複合商業施設の立地により、中心市街地の商業が衰退傾向にある。また、本市は神戸・大阪まで電車にて 1 時間圏内に位置することから、両都市への若年層の消費流出が増加しており、市全体の小売販売額も減少傾向にある。

このように、中心市街地の商業を取り巻く環境が厳しさを増す要因として、郊外や他都市に対する相対的な商業魅力の低下があげられるが、一方で市民アンケート調査から明らかになったように、既存商店街等における品揃えや店舗構成、営業時間などの絶対的な商業魅力も低下傾向にあるものと考えられる。また、業務系事業所数も減少傾向にあり、中心市街地の従業者数減少によって、まちのにぎわい低下に拍車をかけている。

このため、中心市街地における商業魅力の向上や従業者数の回復を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進していく必要がある。



## ②増加傾向にある観光集客を活性化に十分活用できていない中心市街地

国際観光都市づくりの推進等により、姫路城を中心とする観光集客は増加傾向にあり、近年は外国人観光客の増加も顕著である。

しかしながら、姫路城の曲輪から発展した中心市街地には、姫路城以外にも多数の歴史・文化資源が存在しているにもかかわらず、これら資源の発掘や整備、情報発信等が十分ではなく、観光と商業機能の連携も十分でない。このため、姫路城登閣者の街なか回遊状況に関する調査結果が示すように、観光客は姫路城等の目的地のみを訪れて中心市街地を素通りする傾向が見受けられ、観光集客をまちの活性化に十分活用できていない現状がある。

なお、姫路城の「平成の大修理」が平成 21 年度から平成 26 年度までの予定で実施され、大天守が数年間素屋根で覆われるうえ、登閣できない期間も予定されることから、観光集客に及ぼす影響が懸念されている。

このため、世界文化遺産・姫路城を核とする地域特性を最大限に活用しながら、「平成の大修理」期間中ならではの観光集客に取り組むとともに、観光と商業機能の連携を図るなど、観光集客をまちの活性化につなげていく必要がある。

## ③播磨地方随一の都市機能集積が居住魅力に直結していない中心市街地

本市の中心市街地は、商業をはじめとする都市機能が集積し、播磨地方の中で最も公共交通が発達するなど生活利便性の高い地域であるにも関わらず、平成 10 年から平成 21 年の間に居住人口が 10.1%も減少している。その要因に関しては、住民の意向調査の結果を見ると、「活気がない」と感じている人が多く、また、誰もが暮らしやすい居住環境や都市福祉施設の充実を求める声が多くなっており、居住者にとって居住地としての魅力が必ずしも高くないことが伺える。

このため、まちの活性化にあたっては、観光や商業等による交流人口の増加を推進していくことに加え、まちの活力の源泉となる居住者の増加に向けて、魅力ある居住環境の整備を図るなど、街なか居住の推進によるにぎわいと活力のあるまちづくりを展開していく必要がある。

## ④誰もが訪れやすく、移動しやすい環境整備が望まれる中心市街地

本市の中心市街地は、公共交通が発達し、JR4 路線、山陽電鉄、神姫バス、市営バス等が乗り入れる一大交通結節点となっているが、鉄道の姫路駅乗車人員は漸減傾向にある。一方、姫路城周辺観光ループバスの乗車人員は順調に増加している状況となっている。また、中心市街地の交通に関する住民の意見としては、車の利便性向上のための道路・駐車場等の充実を望む意見も多いが、公共交通等の充実・バリアフリーの道づくりを望む意見も多い。

このため、中心市街地により多くの人々が訪れ、また、快適に回遊し、長時間滞在できるよう、環境問題への対応も見据え、公共交通の一層の利便性向上や自転車の利用環境の充実など、徒歩と公共交通を中心とした、誰もが訪れやすく、移動しやすい環境整備を進めていく必要がある。

## 〔6〕 中心市街地活性化の基本的な方針

### (1) 中心市街地活性化の考え方

本市の中心市街地の活性化に向けては、中心市街地の課題を踏まえ、播磨地域の中核都市にふさわしい「まちの顔」を形成する大きな要素であるとともに求心力を有する「**城**」と「**駅**」を核としたまちの魅力向上による「**にぎわい**」の創出と「**活力**」の増大を図っていくことで、「**人々が行き交い未来へ息吹く姫路の城下**」を目指すこととし、これを基本的なテーマとして設定する。

その実現に向け、居住環境の充実や、姫路城を核とした観光集客とともに、観光や商業における回遊性を増す施策などを展開することによって、多くの人が暮らし、国内外の人々が訪れ、多様な目的で集い、楽しく歩くことができるまちづくりを進める。

#### 中心市街地の課題

商業魅力の低下等がにぎわいと活力低下の一因となっている中心市街地

増加傾向にある観光集客を活性化に十分活用できていない中心市街地

播磨地方随一の都市機能集積が居住魅力に直結していない中心市街地

誰もが訪れやすく、移動しやすい環境整備が望まれる中心市街地

#### 中心市街地活性化の基本テーマ

**人々が行き交い未来へ息吹く姫路の城下**

～城と駅を核としたまちの魅力向上による「**にぎわい**」の創出と「**活力**」の増大～

#### 基本テーマ実現に向けた3つの基本的な方針

**行きたい城下**

国内外の人々が訪れる  
まちづくり

世界文化遺産・姫路城を核に中心市街地内の地域資源の活用により姫路が有する観光面での魅力を高めるとともに、城と調和した洗練されたまちなみ・景観形成、観光サービスの強化等による「もてなし」機能の充実などによって、国内外から多くの人々が訪れるまちづくりを推進する。

**にぎわう城下**

人々が集い、回遊する  
まちづくり

商業魅力の向上や、業務機能の集積などによって、姫路市域や周辺地域の人々をひきつけるとともに、公共交通の利便性向上等による誰もが訪れやすい環境整備を進め、人々が集い、回遊するまちづくりを推進する。

**住みたい城下**

人々が暮らしたくなる  
まちづくり

多様な都市機能が集積し、高い利便性を有する中心市街地の「街なか居住」の魅力さをさらに高めながら、多様な世代が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進めることによって、人々が暮らしたくなるまちづくりを推進する。

## 2. 中心市街地の位置及び区域

### 〔1〕位 置

#### 位置設定の考え方

現在のまちの骨格が形づくられたのは、室町時代から江戸時代初期にかけて現在の地に姫路城が築城された時がはじまりとなる。姫路城は全国的にも珍しい総曲輪方式の城郭構造を取り、城下町は主に外濠から内側に形成され、山陽・但馬・出雲・因幡街道などの街道結節点という立地条件もあいまって、播磨地域の中心地として発展してきた。

明治期に入っても、姫路の市街地は旧曲輪と旧曲輪外の山陽・但馬街道沿道の限定された区域であり、この中に商業をはじめ、官公庁等の行政機能、業務機能が集積していた。明治中期に旧城下町の南側に鉄道が開業したものの、急激な市街地拡大は発生せず、まちの中心的役割は旧城下町が担い続けた。

太平洋戦争における戦災からの復興、戦後の急激な人口増加に対応するため、姫路駅南北での計画的な市街地整備が行われ、市役所など一部機能の駅南側への移転等が行われたものの、百貨店をはじめとする商業機能、播磨地域の拠点となる業務機能の多くは駅を核としてその周辺に立地している。

また、世界文化遺産・姫路城は、400年の歴史の中で一度も戦災や火災にまみえることなく、その優美な姿や文化的価値を現在まで継承していることから、長年にわたって市民に心の拠り所として親しまれるとともに、国内外から多くの人々が訪れ、今日でもまちの核としての中心的役割を果たしている。

このように、姫路市あるいは播磨地域の中心的役割を担い続け、現在及び将来ともにその役割に変わりがないものと考えられる姫路駅及び姫路城を核とした地域を本基本計画の中心市街地と位置付ける。



中心市街地の位置



## 〔2〕区 域

### 区域設定の考え方

#### （1）中心市街地の設定

##### 区域についての考え方

旧基本計画では、JR 姫路駅北側の中心市街地約 74ha を対象としているが、本基本計画では、旧計画の考え方を継承しつつ、人々が「訪れ」、「集い、回遊し」、「暮らしたくなる」まちづくりを基本的な方針として活性化を目指すこととしている。また、旧基本計画策定から現在までの間に、JR 山陽本線等連続立体交差事業や姫路駅周辺土地区画整理事業が進展するなど、中心市街地をとりまく環境も大きく変化している。平成 18 年 3 月には、今後の都心部のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定しており、このような状況を踏まえ、旧基本計画の区域を拡張し、以下の視点に基づき区域を設定した。

##### ①「行きたい城下<sup>まち</sup> ～国内外の人々が訪れるまちづくり～」の視点

旧基本計画では、計画の主眼に据えていた市街地の整備改善や商業活性化に関わる直接的な事業が当該計画区域北側の特別史跡地の大部分で存在しなかったため、これを区域から除外していた。しかしながら、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（平成 20 年 3 月策定）では、旧基本計画区域の北側の特別史跡地（中曲輪）を対象に「歴史的景観と調和した土地利用」、「江戸期の日本文化を学習、体験できる展示・見学・学習施設の整備・配置」、「休憩や宿泊用施設の整備・配置」、「駐車施設の整備・再編」等の方向性が示され、姫路城を核に様々な施策展開が計画されている。世界文化遺産が駅から徒歩圏内にあるという立地特性や、姫路城が有する全国・世界レベルの知名度を活かし、同区域が有する観光集客力の活用や、滞在型観光の推進等を図ることは、中心市街地の活性化に有効であると考えられることから、当該区域を含め、一体的なまちづくりを進めることとする。

##### ②「にぎわう城下<sup>まち</sup> ～人々が集い、回遊するまちづくり～」の視点

姫路駅周辺では、JR 山陽本線等連続立体交差事業や土地区画整理事業が行われており、中心市街地全体に大きな影響を及ぼす商業・業務施設等の立地・再編が検討されているが、旧基本計画では計画期間内の事業効果の発現が期待できなかった JR 姫路駅周辺及び山陽本線の南側を区域から除外していた。しかしながら、その後の事業進捗によって、鉄道の高架化等が実現し、さらに本基本計画期間中には鉄道を挟んだ南北交通の円滑化や南北一体となった土地利用の促進とともに、南北間の人の移動の活発化が期待されることから、当該区域を含め、一体的なまちづくりを進めることとする。

### ③「住みたい城下 ～人々が暮らしたくなるまちづくり～」の視点

旧基本計画では、旧中心市街地活性化法の趣旨を踏まえて市街地の整備改善や商業活性化に主眼をおいた区域設定を行ったが、法改正によって街なか居住が重点的な施策の一つに位置付けられ、本市においてもこれを積極的に推進することとしている。

このため、南北市街地の一体化の推進により、都心居住の利便性が高い駅南市街地を含め、姫路駅から概ね徒歩圏に位置する区域を中心市街地とし、旧基本計画区域と一体的に歩いて暮らせるまちづくりを進めることとする。

以上の観点から、本計画における中心市街地として、次図に示す区域を設定する。

#### ○中心市街地 約 210ha

- ・ 東側境界：都市計画道路内環状東線  
都市計画道路城東線、姫路城内濠
- ・ 南側境界：都市計画道路延末線
- ・ 西側境界：都市計画道路船場川線、姫路城内濠
- ・ 北側境界：姫路城勢隠濠、都市計画道路城南線

## (2) 中心市街地活性化連携区域の設定

### 区域についての考え方

世界文化遺産・姫路城のバッファゾーン（緩衝地帯）は、世界文化遺産登録に際し、特別史跡姫路城跡（107ha）と調和のとれた景観形成を図る区域として設けられている。

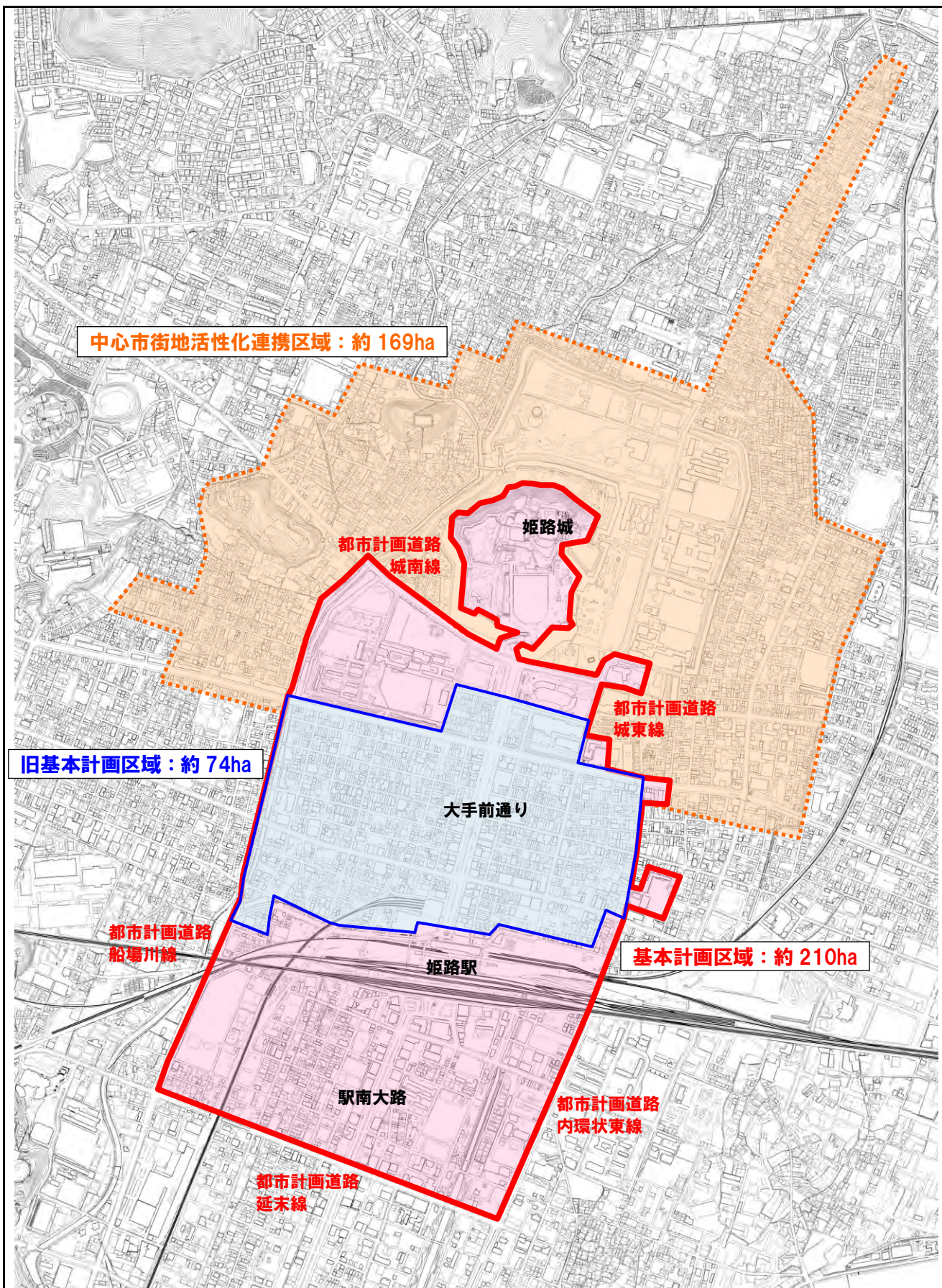
中でも、バッファゾーンのうち基本計画区域に含まれない区域内については、震災により市街地の大半が焼失した中であって、幸いにも戦禍から免れ、町家等の歴史的建築物が多く残っており、また、城下町ならではの景観を今に残している地区もある。こうした区域については、積極的に都市機能の増進を図るのではなく、歴史的な景観の保全・活用を促進することにより、そこを訪れる人々が、城下町らしさを色濃く残す景観を中心とした多様な魅力を楽しむことにあわせ、中心市街地にも足を延ばし回遊することで、中心市街地における交流人口の増加等による新たなにぎわいの創出や、活性化につながることを期待される。

こうした観点から、多様な都市機能の集積等を図る「基本計画区域」に対し、基本計画区域の活性化の取組と連携して保全・活用策を進める区域として、バッファゾーンのうち基本計画区域に含まれない区域を「中心市街地活性化連携区域」と位置付ける。

#### ○中心市街地活性化連携区域 約 169ha

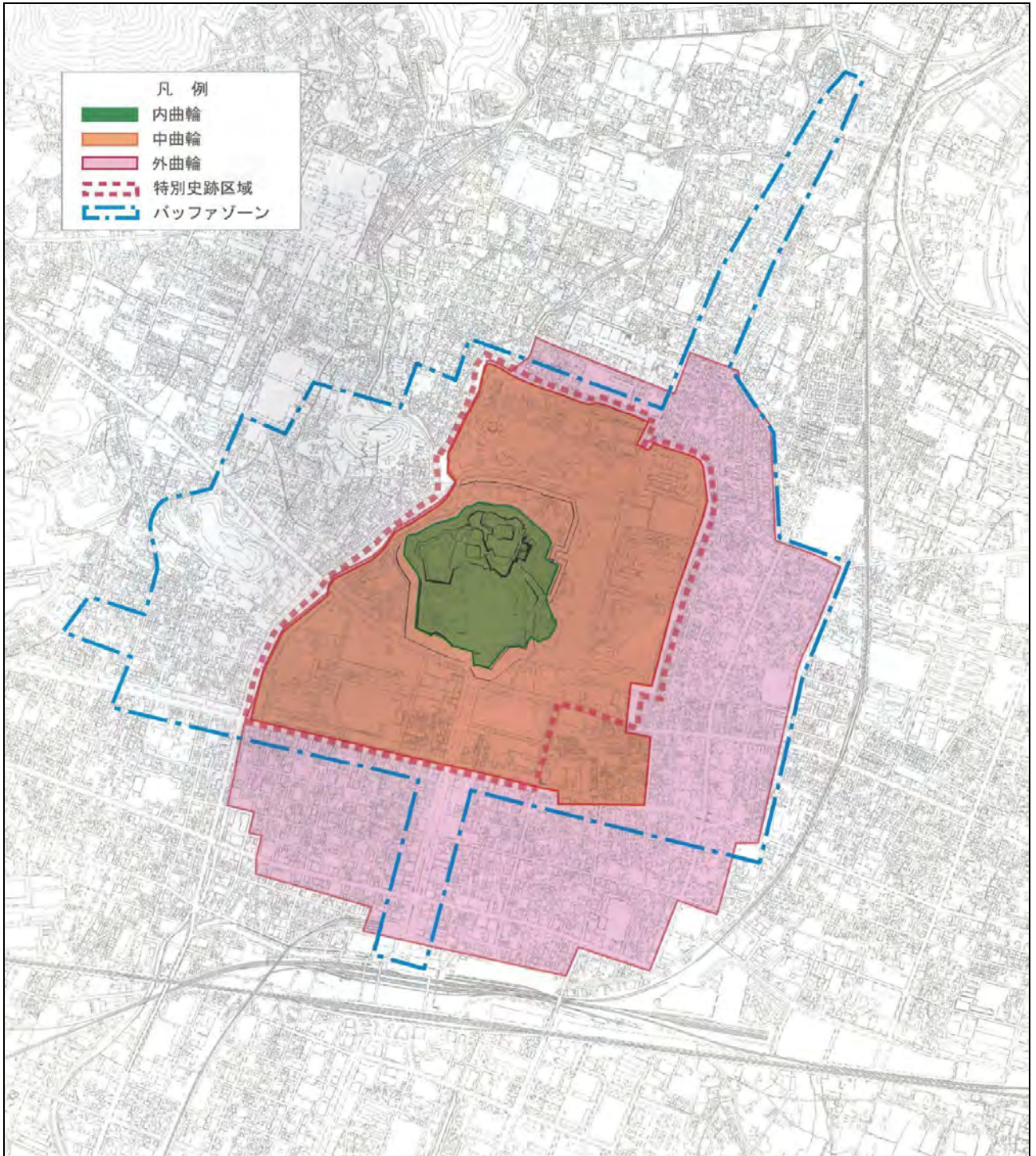
＝世界文化遺産・姫路城バッファゾーンのうち、基本計画区域に含まれない区域





中心市街地の区域図





【参考】特別史跡姫路城跡の曲輪位置図

資料：特別史跡姫路城跡整備基本構想(姫路市、平成20年3月)

### 〔3〕 中心市街地要件に該当していることの説明

要 件	説 明																												
<p><b>第1号要件</b>  <b>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</b></p>	<p>中心市街地の面積約210haは、市内の住居系・商業系用途地域面積7,736ha（平成20年1月1日現在値）の約2.7%に相当するが、中心市街地には以下のような商業、都市機能の集積があり、市内において最も高い集積度となっている。</p> <p>なお、平成18年3月の周辺町との合併前の旧市域に対する上記面積比率は約2.8%である（平成18年1月1日現在の住居系・商業系用途地域面積7,574haに対する比率）。</p> <p><b>○小売業は市全体の20%前後の集積</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業は従業者数で市全体の19.9%の集積があるほか、店舗数、年間商品販売額では20%を超える集積となっている。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">姫路市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td style="text-align: center;">1,108 店</td> <td style="text-align: center;">5,464 店</td> <td style="text-align: center;">20.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">6,830 人</td> <td style="text-align: center;">34,243 人</td> <td style="text-align: center;">19.9%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td style="text-align: center;">1,349 億円</td> <td style="text-align: center;">5,617 億円</td> <td style="text-align: center;">24.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：商業統計調査（平成16年）</p> <p><b>○各種事業所は市全体の20%を超える集積</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業所は事業所数で市全体の23.7%の集積があり、従業者数では23.5%の集積となっている。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">姫路市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td style="text-align: center;">5,686 事業所</td> <td style="text-align: center;">24,038 事業所</td> <td style="text-align: center;">23.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">51,320 人</td> <td style="text-align: center;">218,301 人</td> <td style="text-align: center;">23.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：事業所・企業統計調査（平成16年）</p> <p><b>○播磨地域の中心的な各種都市機能の集積</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地とその外縁部には、美術館、姫路文学館、歴史博物館、市民会館や青少年センター、市民プラザ等が存在し、姫路城とともに市の文化・教育・コミュニティ施設の集積が見られる。</li> <li>行政関連施設では、駅前市役所をはじめ、兵庫県旅券事務所姫路出張所、兵庫県中播磨県民局等の兵庫県総合庁舎などが立地しており、中心市街地の外縁部には、姫路市役所や姫路警察署、国の各種機関が立地し、播磨地域の行政機能の中枢を担う区域となっている。</li> <li>以上のように、中心市街地内には姫路市のみならず播磨地域の主要な都市機能が数多く立地し、中心的役割を果たしている。</li> </ul>		中心市街地 (A)	姫路市 (B)	対市割合 (A/B)	店舗数	1,108 店	5,464 店	20.3%	従業者数	6,830 人	34,243 人	19.9%	年間商品販売額	1,349 億円	5,617 億円	24.0%		中心市街地 (A)	姫路市 (B)	対市割合 (A/B)	事業所数	5,686 事業所	24,038 事業所	23.7%	従業者数	51,320 人	218,301 人	23.5%
	中心市街地 (A)	姫路市 (B)	対市割合 (A/B)																										
店舗数	1,108 店	5,464 店	20.3%																										
従業者数	6,830 人	34,243 人	19.9%																										
年間商品販売額	1,349 億円	5,617 億円	24.0%																										
	中心市街地 (A)	姫路市 (B)	対市割合 (A/B)																										
事業所数	5,686 事業所	24,038 事業所	23.7%																										
従業者数	51,320 人	218,301 人	23.5%																										

## ○広域からの買物客を呼び込んでいる中心市街地

- ・中心市街地への買物目的を中心とした来街者の居住地は、市内はもとより周辺市町に及ぶ広域に分布している。
- ・特に休日においては、周辺の加古川市・たつの市・相生市・明石市などからの来街者比率が増加しており、周辺市町に及ぶ商圈を有しているといえる。



姫路市内地域区分



姫路市周辺市町

## ○広い通勤・通学圏を有する姫路市

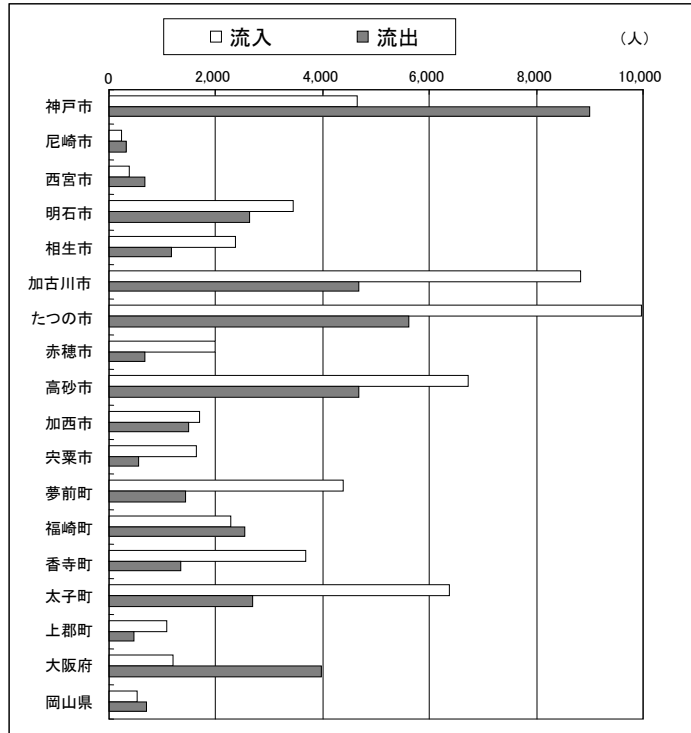
- ・平成 17 年国勢調査による他市町との通勤・通学目的の流出入状況をみると、神戸市や大阪府に対しては流出超過になっているものの、播磨地域に位置する市町に対しては大幅な流入超過の状況にある。
- ・市内で 20% 程度の従業者が集積する中心市街地においては、周辺市町を中心に広域からの通勤・通学者が流入しているものと考えられる。

中心市街地買物客の居住地分布

	平 休 日 計	休 日	平 日
総数	315	156	159
西部地域	3.8%	3.8%	3.8%
網干地域	1.6%	1.9%	1.3%
広畑地域	3.2%	4.5%	1.9%
飾磨地域	5.1%	4.5%	5.7%
中部第 1 地域	9.5%	4.5%	14.5%
中部第 2 地域	18.7%	16.0%	21.4%
中部第 3 地域	14.0%	10.9%	17.0%
白浜地域	2.5%	3.8%	1.3%
東部地域	4.8%	5.1%	4.4%
北部地域	0.6%	0.6%	0.6%
安富地域			
夢前地域	1.0%	1.9%	
香寺地域	1.6%	1.3%	1.9%
家島地域	0.6%		1.3%
姫路市不明	0.3%	0.6%	
加古川市	5.1%	5.8%	4.4%
神戸市	2.9%	1.9%	3.8%
たつの市	2.5%	2.6%	2.5%
高砂市	2.2%	2.6%	1.9%
相生市	2.2%	3.2%	1.3%
明石市	1.9%	2.6%	1.3%
加古郡	1.6%	1.9%	1.3%
太子町	1.3%	1.3%	1.3%
神崎郡神河町	1.3%		2.5%
宍粟市	1.3%	1.9%	0.6%
加西市	1.0%	1.9%	
赤穂市	0.6%	1.3%	
西脇市	1.0%	1.3%	0.6%
朝来市	0.6%	0.6%	0.6%
佐用郡佐用町	0.3%	0.6%	
神崎郡市川町	0.3%	0.6%	
豊岡市	0.3%		0.6%
西宮市	0.3%		0.6%
芦屋市	0.3%		0.6%
三木市	0.3%	0.6%	
養父町	0.3%	0.6%	
兵庫県不明	0.3%	0.6%	
他府県	4.8%	8.3%	1.3%

資料：姫路市中心市街地来街者調査  
(平成 19 年 2 月実施)



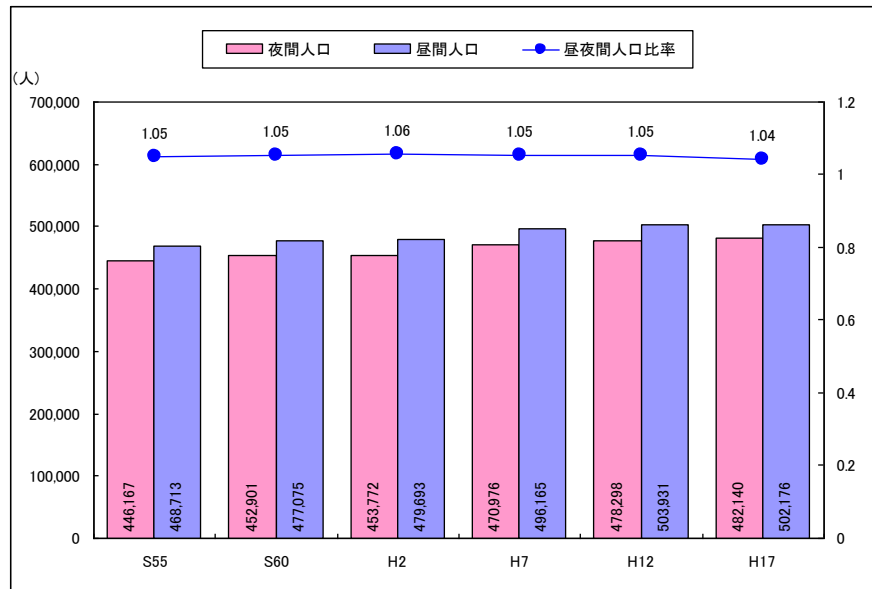


姫路市の通勤・通学流出入状況

資料：平成 17 年国勢調査（市町区分は合併前）

### ○姫路市の昼夜間人口比率は 1.05 程度

- ・各年国勢調査によると、本市（平成 18 年合併前市域）の昼夜間人口比率は概ね 1.05 で推移しており、多くの通勤・通学目的の人々が本市に流入している。
- ・中心市街地の集積度合いから勘案して、市内、周辺市町から多くの人々が中心市街地に流入しているものと考えられる。



姫路市の昼夜間人口比率

資料：各年国勢調査

### ○姫路駅の利用者は市内で群を抜く多さ

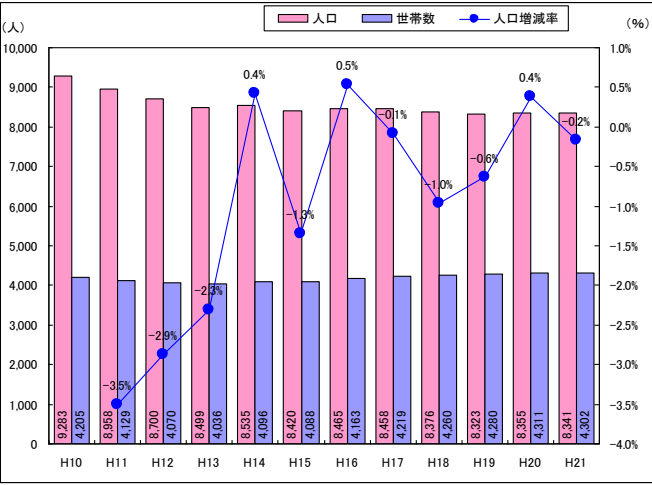
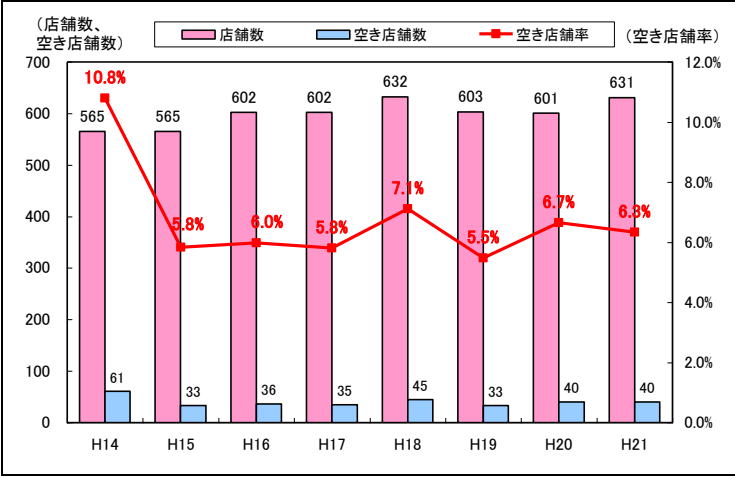
- ・JR 及び山陽電鉄の姫路駅乗車人員は、市内の他の駅と比較して大きなものとなっており、鉄道会社別の市内総乗車人員に対して JR 姫路駅では 60%強、山陽電鉄では 40%弱に達している。

市内の鉄道駅年間乗車人員（平成 19 年度）（上位 4 駅、単位：千人）

JR			山陽電鉄		
市全体	26,931	100.0%	市全体	12,957	100.0%
姫路	16,923	62.8%	姫路	5,023	38.8%
網干	3,160	11.7%	飾磨	1,597	12.3%
英賀保	1,655	6.1%	大塩	899	6.9%
御着	1,013	3.8%	白浜の宮	845	6.5%

資料：姫路市統計要覧

以上のように、中心市街地は、市内での面積比率は小さいものの、相当数の小売商業者及び都市機能が集積しており、市内及び周辺市町から多くの通勤・通学者が流入するなど、姫路市のみならず播磨地域の経済的、社会的な中心的役割を担っている地域である。

要件	説明
<p><b>第2号要件</b></p> <p><b>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</b></p>	<p>本市において都市機能が相当数集積する中心市街地であるが、以下のようにその集積度合いが近年低下し、市全体の経済活力が低下している。</p> <p><b>○人口が長期にわたり減少</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年の中心市街地の人口は平成10年の9,283人から8,341人に年々減少しており、平成10年の人口に対して89.9%となっている。</li> <li>世帯数についてはほぼ横ばい状態であるが、平均世帯人員は1.94人と、市全体(2.49人)と比較しても小規模化の度合いが大きい。</li> </ul>  <p style="text-align: center;"><b>中心市街地の人口・世帯数と人口増減率</b></p> <p style="text-align: right;">資料：姫路市統計要覧</p> <p><b>○空き店舗数は減少傾向にあるものの全店舗の6%程度存在</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地内の商店街における空き店舗数は、空き店舗対策事業の実施等によって大きく改善したものの、その後は横ばい状況となっており、平成21年では商店街の店舗数に対して約6.3%が空き店舗の状況である。</li> </ul>  <p style="text-align: center;"><b>中心市街地商店街における店舗数と空き店舗数推移</b></p> <p style="text-align: right;">資料：店舗数は兵庫県団体名簿など、空き店舗数は姫路商工会議所・姫路市調査</p>



○小売業の販売額、商店数、従業者数ともに減少し、集積度合いが低下

- ・ 中心市街地の小売業は、年間商品販売額、店舗数、従業者数ともに減少している。
- ・ 市全体の各指標も減少傾向にあり、市全体での小売業の活力が低下している。
- ・ 中心市街地が市全体に占める割合（シェア）も低下傾向にあり、平成 11 年から平成 16 年の間に 2～3%減少している。

年間商品販売額の推移（単位：百万円）

地区	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
姫路市	681,677	580,745	561,693
中心市街地	179,503	137,218	134,877
中心市街地のシェア	26%	24%	24%

店舗数の推移（単位：店）

地区	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
姫路市	6,327	5,558	5,464
中心市街地	1,375	1,124	1,108
中心市街地のシェア	22%	20%	20%

従業者数の推移（単位：人）

地区	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
姫路市	37,234	34,163	34,243
中心市街地	8,676	6,849	6,830
中心市街地のシェア	23%	20%	20%

資料：商業統計調査

○事業所数、従業者数ともに減少し、集積度合いが低下

- ・ 中心市街地の各種事業所は、事業所数、従業者数ともに減少しており、中心市街地が市全体に占める割合（シェア）もわずかではあるが低下傾向にある。

事業所数の推移（単位：事業所）

地区	平成 11 年	平成 13 年	平成 16 年
姫路市	26,106	24,598	24,038
中心市街地	6,414	5,845	5,686
中心市街地のシェア	25%	24%	24%

従業者数の推移（単位：人）

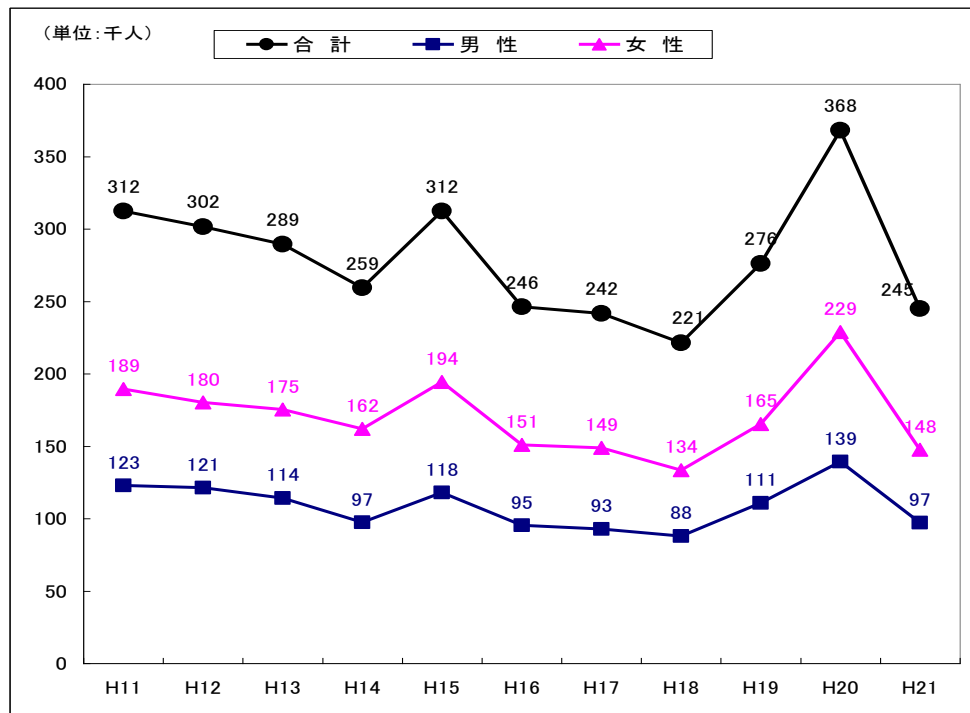
地区	平成 11 年	平成 13 年	平成 16 年
姫路市	239,321	233,454	218,301
中心市街地	59,391	57,665	51,320
中心市街地のシェア	25%	25%	24%

資料：事業所・企業統計調査

## ○中心市街地の歩行者・自転車通行量が減少

・中心市街地における歩行者・自転車通行量\*は漸減傾向となっている\*。

\*平成20年の数値が大幅な増加となっているが、これは、「第25回全国菓子大博覧会・兵庫」の開催（平成20年4月18日～5月11日）の影響によるものと考えられる。



中心市街地商店街における歩行者・自転車通行量の推移（調査地点計）

資料：中心商店街通行量調査

以上のように、中心市街地は衰退傾向にあり、この動向が継続すると都市活動や経済活力の維持に支障をきたすおそれがある。このような流れに歯止めをかけ、都市の中心部としての活力を再生していくための対応を図ることが喫緊の課題となっている。

要件	説明
<p><b>第3号要件</b>  <b>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</b></p>	<p>○<b>中心市街地の活性化は、総合計画等においても位置付けられているものであり、上位計画等との整合性をもって進められる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の活性化の上位計画との関連性については、「新姫路市総合計画」（平成21年3月策定）において、「中心市街地の活力維持と向上のための取組みを行うことが急務」とされており、4つの基本目標のうち、「風格ある 歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な 環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。</li> <li>・また、「姫路市都心部まちづくり構想」（平成18年3月策定）において、「さまざまな都市機能が凝縮された都心部のさらなる活用が、圏域全体の活性化を導く重要な施策である」とされているとともに、「姫路市都市計画マスタープラン」（平成18年3月策定）においては、世界文化遺産・姫路城の保全と継承、鉄道による南北市街地の分断の解消、既存商業地を中心とした中心市街地の活性化が当面の課題と位置付けられている。</li> <li>・よって、中心市街地の活性化は、上位計画等との整合性をもって進められるものである。</li> </ul> <p>○<b>中心市街地の活性化は、中心市街地のみならず、市全体や周辺地域の発展にも効果が及ぶものである</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地は、市全体に対する面積比率はわずかではあるものの、商業をはじめとする都市機能集積は20%程度を有し、播磨地域の大部分を包含する商圈を形成している。</li> <li>・また、本市の通勤、通学者が播磨地域において大幅な流入超過であること、中心市街地における従業者数が50,000人以上を数え、その数が夜間人口約8,300人に対して6倍を超えていることから、多くの従業者が市内全域や周辺都市から流入していることが分かる。</li> <li>・さらに、交通の一大結節点であるとともに、世界文化遺産・姫路城を擁し、姫路城周辺の主要観光施設の入込客数が約197万人（平成19年度）である中心市街地は、内外から訪れる多くの人を迎える「国際観光都市・姫路」の中核をなしている。</li> <li>・よって、中心市街地は、姫路市のみならず播磨地域の経済的・社会的活動における重要な役割を担うことから、中心市街地での施策展開は多くの市民や周辺都市の住民に影響し、その波及効果は市域のみならず周辺地域にも及ぶこととなる。</li> </ul>



	<p>以上のように、中心市街地において都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、姫路市及びその周辺の播磨地域の発展にとって、有効かつ適切であるものといえる。</p>
--	--

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### 〔1〕中心市街地活性化の目標

本基本計画では、中心市街地活性化の基本的な方針等を基に、中心市街地活性化の目標を以下のように設定する。



#### 〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、姫路駅周辺整備事業や姫路城の「平成の大修理」などの進捗及びその効果等を考慮し、平成21年12月から平成27年3月までの5年4月とする。

### 〔3〕数値目標の設定の考え方

目標に対応する数値目標を設定し、達成状況を数値により定期的に把握し、評価及び改善策の検討により本基本計画の目標の実現を図る。

#### （1）「人々が訪れ、集い、回遊するまち」の数値目標

##### 数値目標①：歩行者・自転車通行量

歩行者・自転車通行量は、「人々が訪れ、集い、回遊するまち」に向けた、新たな姫路の玄関口（にぎわい空間）の創生、魅力ある商業空間づくり、回遊性の向上、公共交通の利便性向上や拠点性の向上、さらに、一層美しく優美な姿に向けた姫路城の再生など、各種取組によりまちを訪れる人々が増加し、街なかを歩いていることを客観的に示す指標である。

また、中心市街地の活性化は、これらの取組に加え、目標②「人々が暮らしたくなるまち」に向けた取組が相乗的に作用して達成されるものであるため、これらの成果を含め、総合的、定量的に示す指標ともなる。

また、姫路商工会議所が中心市街地商店街において、毎年4月29日に実施している通行量調査を基にすることで、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

##### 数値目標②：空き店舗数

空き店舗数は、「人々が訪れ、集い、回遊するまち」に向けた、魅力ある商業空間づくりをはじめとする歩行者・自転車通行量の増加の取組により、買物、観光、仕事など様々な目的を持った人々が街なかに集い、回遊することを促進し、まちの核である「城」と「駅」の間に広がる商業エリアに点在する空き店舗への新たな出店を誘発することで、にぎわいの大きな要素である商業が活性化し、街なかのにぎわいが向上したことを客観的に示す指標である。

また、姫路商工会議所等によって経年的に調査が行われており、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

#### （2）「人々が暮らしたくなるまち」の数値目標

##### 数値目標：居住者数

居住者数は、「人々が暮らしたくなるまち」に向けた、都市機能集積の充実による居住魅力の向上、教育・コミュニティ機能強化、快適な都心空間の創出、住宅供給促進などの取組により、街なか居住の魅力が向上したことを客観的に示す指標である。

また、居住者数は、住民基本台帳により、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。



# ■本基本計画における数値目標と中心市街地活性化の目標、事業との関連性

## 拠点性の向上

- (仮称)総合教育センター整備事業
- 市民活動・ボランティアサポートセンターの開設
- 人権啓発センターの開設

## 回遊性の向上

- 大手前通り高質空間形成調査
- 大手前通り利活用向上事業
- 姫路公園(大手前公園)改修事業
- 都心環状道路網の整備
- 都市計画道路整備事業
- JR姫路駅自由通路整備事業
- バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度
- 自転車利用環境整備
- レンタサイクル事業
- 観光バスポート事業
- 「体験型集客イベント～まちなかあるき～」の実施
- 木下大サーカスの開催
- オープンカフェ事業
- 観光ボランティア育成事業

## 快適・安全・美しいまちづくり

- 「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の推進

## 業務集積の促進

- ソフトウェア業等立地促進補助事業

都市魅力向上による  
観光集客

## 姫路城の再生

- 姫路城大天守保存修理事業

## 城周辺の魅力向上

- 姫路城と調和した  
景観の形成

## 内外への情報発信

- 外国人向け観光振興事業

### 【施策区分の色分け】

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- 街なか居住の推進
- 商業の活性化
- 公共交通機関の利便増進等
- 関連事業

## 魅力ある商業空間づくり

- 新駅ビル整備事業
- 地下街改修事業
- 商店街アーケード等整備事業
- にぎわい交流施設整備事業
- 西二階町コミュニティホール活用事業
- 活力あるまちなか商店街づくり促進事業
- がんばるまちなか商店街ソフト事業
- 空き店舗対策事業
- 大道芸フェスティバル
- 姫路おでん会館
- 「姫路食博」事業
- 電博堂の運営
- 情報発信強化事業
- 一店逸品事業
- 活性化イベント事業
- ひめじウィントピア事業
- コアゾーン(Bブロック)整備事業

## 公共交通の利便性向上

- JR山陽本線等連続立体交差事業
- JR姫新線輸送改善事業
- 姫路市公共交通バリアフリー化  
促進事業(バス)
- 姫路城周辺観光ループバス事業

## 新たな姫路の玄関口 (にぎわい空間)創生

- エントランスゾーン整備事業  
(駅前広場、(仮称)駅西交通広場)
- コアゾーン整備事業
- 姫路駅周辺土地区画整理事業

都市機能集積による  
居住魅力向上

## 住宅供給促進

- 駅南土地区画整理事業
- 優良建築物等整備事業

## 快適な都心空間の創出

- 合流式下水道緊急改善事業
- 高齢者バリアフリー道路  
特定事業
- 電線類地中化事業
- 南駅前町公園整備事業

## 教育、コミュニティ 機能強化

- 小中一貫教育推進モデル校の  
開設
- 城巽公民館整備事業

人々が訪れ、集い、回遊するまち

人々が暮らしたく  
なるまち

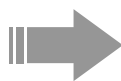


## 〔4〕具体的な目標値の設定

### （1）「人々が訪れ、集い、回遊するまち」の数値目標

#### 数値目標①：歩行者・自転車通行量

現状数値（平成 21 年）  
74,635 人／日

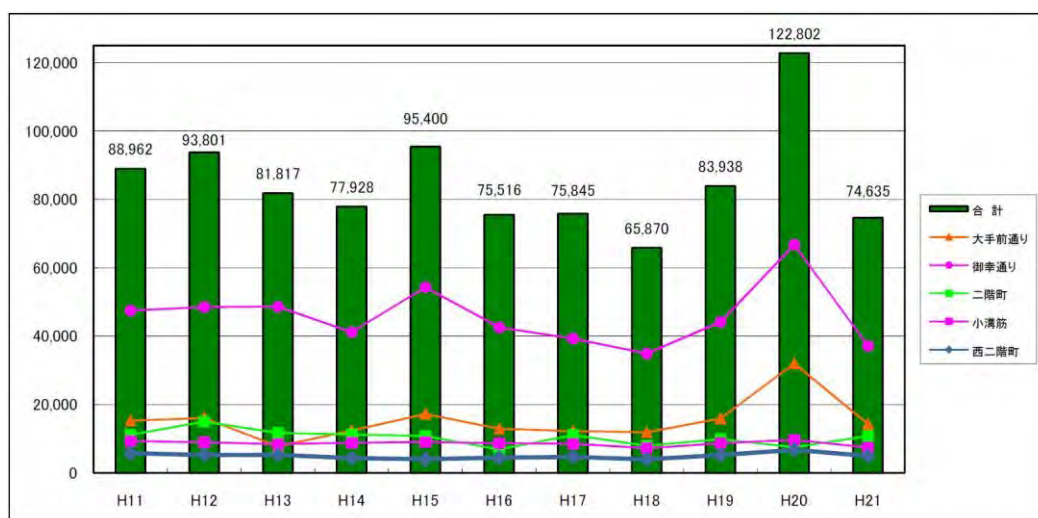


目標数値（平成 26 年）  
85,800 人／日

約 15%増加

#### ①現状分析

- ・歩行者・自転車通行量は平成 11 年から平成 21 年までの間にばらつきがあるものの、全体的には漸減傾向にある。
- ・平成 20 年は 122,802 人と大幅増となっているが、これは調査日が「姫路菓子博」開催期間中であり、特異値として見るのが妥当である。



中心市街地商店街主要ポイントにおける歩行者・自転車通行量（各年 4 月 29 日調査）

資料：中心商店街通行量調査

#### ②目標設定の考え方

- ・中心市街地商店街において毎年 4 月 29 日に実施されている通行量調査では次頁に示すように 22 ポイントで計測が行われているが、中心市街地を訪れ、回遊する人の主な動線上に位置する調査地点を選択する。
- ・特に、姫路駅周辺の商業施設への買物客を街なかへ誘引するため、魅力ある商業空間作りなどの取組を進めていくが、これら効果を測定するのに適した十二所前線以北の調査地点を選択する。
- ・そこで、主要商店街の南北方向 3 ポイント、東西方向 2 ポイントに加え、駅と姫路城を結ぶシンボルロードである大手前通りの東西歩道 2 ポイントの合計 7 ポイントを調査対象とし、各調査地点の歩行者・自転車通行量の合計を数値目標とする。
- ・数値目標の比較対象とする基準年は、直近の平成 21 年とする。
- ・平成 11 年以降で最も通行量が多かった平成 15 年（特異値である平成 20 年を除く）を、中心市街地が活性化していた状態と位置付ける。その上で、平成 31 年までの



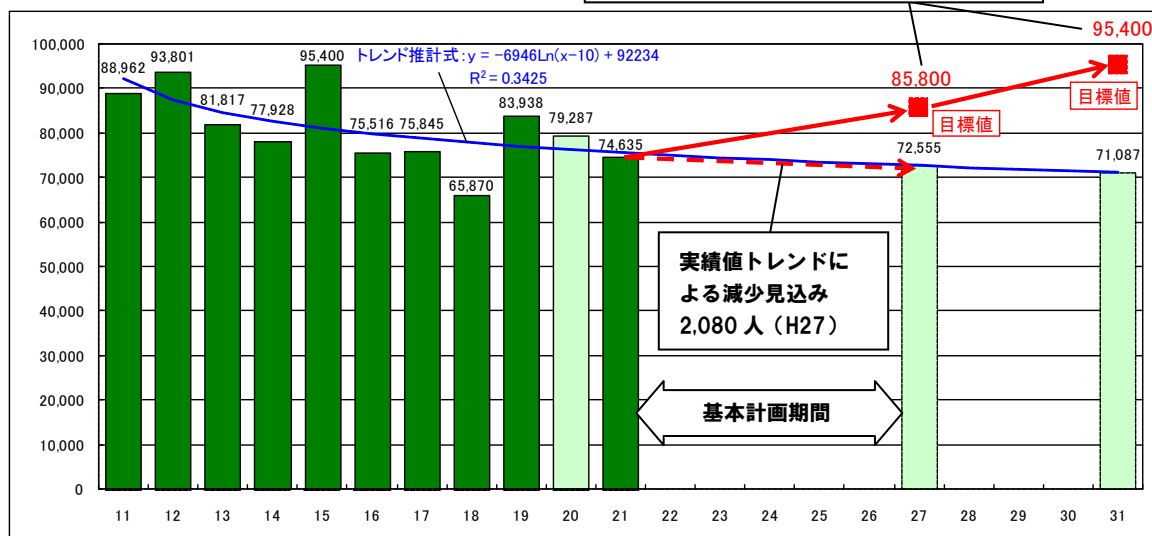
10年間で平成15年の95,400人を目標として歩行者・自転車通行量を回復させることを目指すが、平成31年に至る中間時点となる平成26年度に達成すべき目標値として、約50%の**85,800人**まで回復させることを目指す。

- ・なお、平成26年度に達成すべき目標値の評価は、計画最終年次満了直後に実施する平成27年度通行量調査（平成27年4月29日実施予定）の結果により行うこととする。



### ③目標達成の根拠及びその取組

- ・街なか回遊性の向上
  - ・商業魅力の向上
  - ・駅周辺、街なかでの集客施設等の導入などによって、
- ①H26（評価はH27）に85,800人  
②H31に95,400人を目指す。



※なお、平成20年の歩行者・自転車通行量は特異値であるため、平成19年及び平成21年の数値の平均を用いた。

## 1) 実績値トレンドによる減少見込み

- ・ 中心市街地活性化に関する各種取組が行われず、平成 11 年以降の推移を基に今後も歩行者・自転車通行量の漸減傾向が現行水準のまま推移したと仮定し、平成 27 年 4 月の減少見込みを推計すると、平成 21 年から **2,080 人**の減少となる。

$$74,635 \text{ 人/日 (H21 実績値)} - 72,555 \text{ 人/日 (H27 推計値)} = 2,080 \text{ 人/日}$$

$$\text{回帰式 歩行者・自転車通行量} = -6,946 \ln(x-10) + 92,234$$

$$x: \text{平成の年次 (平成 27 年は } x=27) \quad R^2=0.3425$$

## 2) 目標達成のための取組による増加見込み

- ・ 姫路駅周辺では、平成 20 年 12 月の高架下のプリエ姫路の開業に続き、さらに計画期間中には高架下商業施設及び新駅ビルが新たに開業する予定であり、中心市街地への来街機会が増加するとともに、これまで中心市街地を購物先として選択していなかった新たな来街者が期待される。
- ・ この駅周辺の新規商業施設への来街者を積極的に街なかへ誘引し、回遊させるための施策を実施することにより、商店街等における人の往来の増加が予想される。
- ・ また、姫路城周辺への観光客や購物以外の目的で訪れた来街者の回遊を促す取組により、街なかの通行量の増加が期待される。
- ・ さらに、街なか居住者を増加させる取組により、街なかの通行量の増加が期待される。
- ・ そこで、それぞれの増加要因による増加見込みを加算し、目標値を設定する。

目標達成のための取組	増加見込み
ア) 駅周辺の新規商業施設買物客の誘引による通行量の増加	6,902 人/日
イ) 回遊性の向上による通行量の増加	5,065 人/日
ウ) 街なか居住の増加による通行量の増加	936 人/日
エ) その他の要素による通行量の増加	180 人/日
オ) 総合的な取組による通行量の増加	725 人/日
合 計	13,808 人/日

- ・ したがって、平成 27 年の歩行者・自転車通行量は「**86,363 人/日**」となり、目標値である 85,800 人/日を上回る。

$$\begin{aligned} & \underline{\text{目標達成の根拠：74,635 人/日 (現状数値) - 2,080 人/日 (減少見込み)}} \\ & \quad + \underline{13,808 \text{ 人/日 (増加見込み)}} \\ & \quad = \underline{86,363 \text{ 人/日 (将来予測値)} \geq 85,800 \text{ 人/日 (目標数値)}} \end{aligned}$$

## ア) 駅周辺の新規商業施設買物客の誘引による通行量の増加

### ■ 「新駅ビル整備事業」等による駅周辺の店舗面積増による来店客数増

- ・ 下表に示すように、計画期間中における駅周辺における店舗面積の増分は **10,742 m<sup>2</sup>**となる。

(新駅ビル店舗面積+高架下商業施設店舗面積-現駅ビル店舗面積)	
・ 新駅ビル店舗面積 (規模等は未定のため敷地面積、容積率等から推計)	
= 敷地面積 × 容積率 × 有効面積比率 × 店舗面積比率	
= 5,000 m <sup>2</sup> × 600% × 60% × 70%	
= 12,600 m <sup>2</sup>	
・ 高架下商業施設店舗面積 : 1,600 m <sup>2</sup>	
・ 現駅ビル店舗面積 : 3,458 m <sup>2</sup>	
・ 駅周辺での店舗面積増分 = 12,600 m <sup>2</sup> + 1,600 m <sup>2</sup> - 3,458 m <sup>2</sup> = 10,742 m <sup>2</sup>	

- ・ 次に、「大規模小売店舗立地法の指針」に示される来客数原単位に基づき、駅周辺での 日来店客数を想定すると 13,805 人/日となる。

$$(1,500 - 20 \times 10.742) \text{ 人/千m}^2 \times 10.742 \text{ 千m}^2 = \underline{13,805 \text{ 人}}$$

店舗面積当たり日来店客数原単位

(単位: 人/千m<sup>2</sup>)

	商業地区	その他地区
人口 40 万人以上	1,500-20S (S<20)	1,400-40S (S<10)
	1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)
人口 40 万人以下	1,100-30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

S は店舗面積 (千m<sup>2</sup>)

出典: 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

### ■ 「キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業 (駅前広場整備事業)」「地下街改修事業」等による街なかへの誘引

- ・ 「キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業 (駅前広場整備事業)」によりサンクンガーデン (地下広場) を整備し、姫路駅から新たな地下空間となる新駅ビル地下階、サンクンガーデン、地下街を経て街なかへと至る地下動線を形成する。
- ・ また、「地下街改修事業」により、新駅ビルやサンクンガーデンに集う人々を街なかへと導く「要」である地下街の機能を強化する。
- ・ さらに、「大手前通り利活用向上事業」により、十二所前線以南の大手前通りを公共交通のみとして、安全・便利で快適かつ魅力的な歩行者動線を確保し、駅から街なかへの回遊性向上を図る。
- ・ これらの事業により、駅周辺での店舗面積増による日来店客数増加分 13,805 人のうち、**25%**を十二所前線以北の街なかへ誘引することを見込む。

### ■ 平均通過計測ポイント数

- ・ 駅周辺から街なかに足を延ばす人々の平均通過計測ポイント数は、往復で 1



ポイントずつの計2ポイントと見込む。

- ・以上の設定に基づき、駅周辺の新規商業施設買物客（来街者）を街なかへ誘引すること等による歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

**駅周辺の店舗面積増による来店客数増 × 街なかへの誘引率**

**× 平均通過計測ポイント数**

**= 13,805 人/日 × 25% × 2ポイント**

**= 6,902 人/日**

## 【参考】駅周辺の新規商業施設買物客の誘引による通行量の増加に関連する事業

### ①新駅ビル整備事業

駅前の空間を構成する重要な建築物となる新駅ビルを、姫路市の玄関口にふさわしいデザインと魅力を備えた施設として、駅前広場整備事業にあわせ西日本旅客鉄道㈱が整備する。

### ②キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業（駅前広場整備事業）

播磨の中核都市・姫路の玄関口にあたるエントランスゾーンは、まちの顔として、姫路への来訪者に第一印象を与える重要な地区であり、市民も、都心部に来たというときめきと憩いを期待する地区である。

このため、国内外から多くの人々が訪れる都市の玄関口にふさわしく、高質で利便性が高く、ゆとりとうるおいにあふれたにぎわいのある駅前空間とするため、平成25年度までの完成を目指し、姫路駅北駅前広場を現在の2.5倍（6,400㎡→16,100㎡）に拡張整備する。人々が集い、憩い、また、イベントなどができるにぎわいの空間として、現在の駅ビル撤去後の地下空間を活用し、新駅ビルの地下階と地下街を結ぶサンクンガーデンを整備するとともに、バス、タクシー及び一般車乗降場を機能的に再配置し、歩行者デッキの整備など、公共交通機関の利用者が安全で快適に乗り継ぎができるように交通結節点機能の向上を図る。



【姫路駅北駅前広場の整備イメージ】

#### ※サンクンガーデン（地下広場空間）について

播磨の中核都市にふさわしい姫路の顔づくりに向け、「平成の築城」とも言われる、姫路城と対峙する駅前空間の整備を進めている。中でも、姫路の玄関口となる姫路駅北駅前広場において、現駅ビルを撤去し、その跡地を活用して新たに整備するサンクンガーデンは、水と緑で潤い、憩い、くつろぎ、交流する賑わい空間として、都心に大きな魅力を創出するものである。

#### 【整備コンセプト】

- 新駅ビル地下階や地下街（戦略補助金対象施設）と統一したデザイン、テーマを持った魅力ある地下回遊空間
- 来街者に憩いと潤いを与えるホスピタリティ空間
- イベントなど賑わい事業に活用できる公共空間（地上部からも観覧可能）
- 新たな情報発信基地となる公的空間（歴史ある姫路市の紹介展示や商業者による案内ブースなど）

### ③地下街改修事業

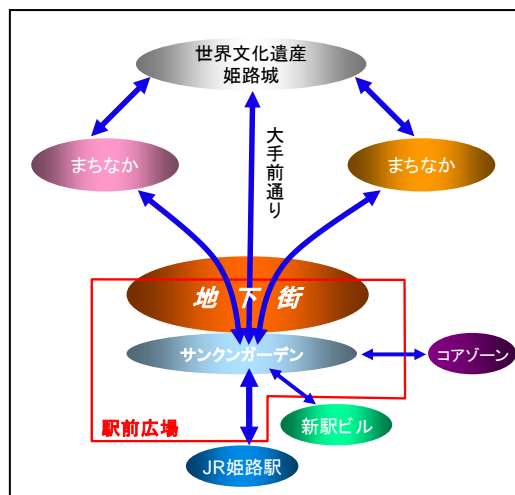
商業施設を有する姫路駅前の地下街は、駅と街なかを結ぶ駅前空間において、車と交錯せず安全・快適に楽しく歩くことが出来る歩行者動線として、城につながるシンボルロード「大手前通り」やその東西に広がる商店街等に人々を導き、街なかの回遊に誘う重要な役割を担っており、駅と街なかとを結ぶまさに「要」である。

しかしながら、老朽化に伴う商業施設としての魅力の低下や、バリアフリー対応が不十分であるなど、その機能が十分に発揮されておらず、役割に陰りが見えつつある。

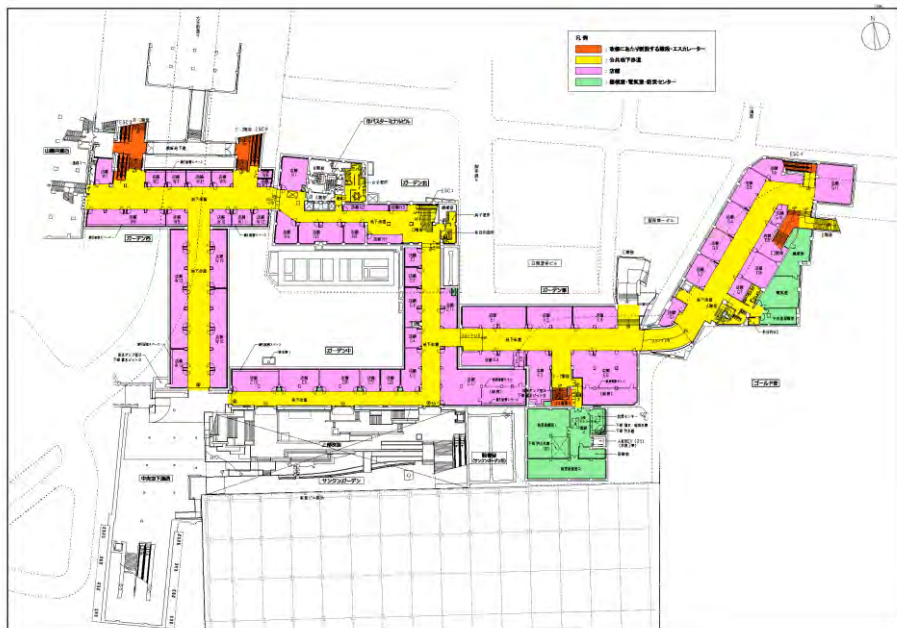
一方、地下街の周辺では「姫路の顔づくり」として、土地区画整理事業による姫路駅北駅前広場の拡張整備が進められている。それに伴って、地下街と一体を成してきた現駅ビルは撤去され、新たな集客・交流施設として、約44m南に新駅ビルが建設される。また、その新駅ビルの地下階と地下街との間には「サンクンガーデン」が整備されることとなっており、駅から新たな地下空間となる新駅ビル地下階、サンクンガーデン、既存の地下街を経て街なかへと至る地下動線が形成される。

このように駅前空間が劇的に生まれ変わろうとしている中、これらの施設の整備効果をまち全体へと広げていくためにも、新駅ビルやサンクンガーデンに集う人々を街なかへと導く「要」の位置にある地下街の役割は一層重要となってくる。

このため、駅前空間の整備が行われる千載一遇のこの機会に、(株)姫路駅ビルが地下街についても平成25年度の完成を目指し駅前空間との一体的な整備を行ない、また、新駅ビル地下階との均衡ある店舗配置を行うことで、地下街をより安全で利便性が高く魅力的な商業施設とするとともに、駅と街なかを結ぶ「要」としての役割を大きく向上させる。こうしたことにより、都心部の商業魅力を高め、集客増につなげるとともに、街なかへの回遊性を高めることで、歩行者の増加やにぎわいの創出を図る。



【地下街を要とした回遊イメージ】

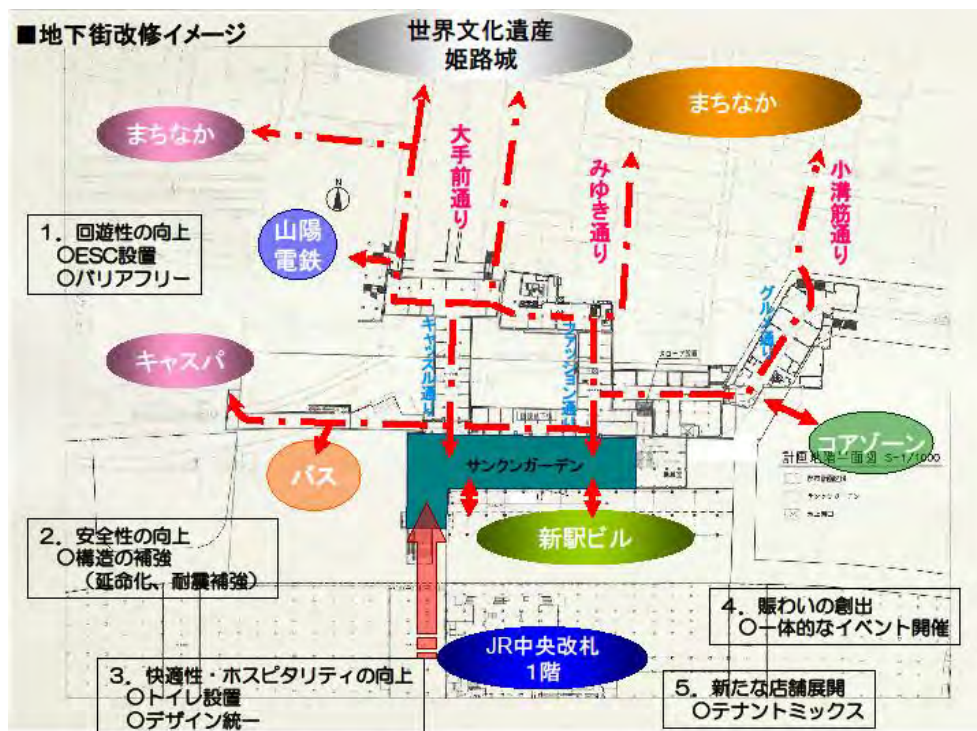


【地下街改修計画（案）】



【地下街整備イメージ】





【姫路駅北駅前広場整備完了後の地下動線計画(案)】

#### ④大手前通り利活用向上事業

姫路駅と世界文化遺産・姫路城を結ぶ大手前通りは、本市のシンボルロードであり、都心部の回遊を促し、にぎわいの創出を図るためのさらなる活用が求められており、そのにぎわいの創出等に向け、高質空間形成調査<sup>\*</sup>を行うなどの利活用向上に取り組む。

※高質空間形成調査(H21～H22)

大手前通り整備による自動車交通流動変化を把握し、大手前通りの歩行者優先の道路空間に向けた整備方針の検討を目的に実施。



【大手前通り(姫路駅から姫路城を望む)】

また、姫路駅北駅前広場の整備に伴い、大手前通りのうち北駅前広場～十二所前線間については公共交通のみが通行する交通体系とし、歩行者空間の拡大を目指す。

## イ) 回遊性の向上による通行量の増加

回遊性向上に向けた取組	増加見込み
<b>■街なかでの集客施設等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西二階町コミュニティホール活用事業</li> <li>・ 姫路おでん会館</li> <li>・ にぎわい交流施設整備事業 (姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」建替)</li> </ul>	2,000 人/日 200 人/日 765 人/日
<b>■回遊性の向上に向けた仕掛け</b>	<b>2,100 人/日</b>
<b>合 計</b>	<b>5,065 人/日</b>

### ■「西二階町コミュニティホール活用事業」による通行量の増加

- ・ 西二階町コミュニティホール活用事業によって、朝市や地域寄席などの様々なイベントを開催し、このイベントへの参加者による歩行者・自転車通行量を見込む。
- ・ このホールでは各種イベントを行うが、特に休日には多数の来訪者が見込まれるイベントを開催することとしており、集客数を 500 人と見込む。
- ・ また、来訪者は西二階町の計測ポイント（計測ポイント㉓）に加え、その他のポイントをホールへの往復時に通過するものと想定し、歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

$$500 \text{ 人/日} \times 4 \text{ ポイント} = 2,000 \text{ 人/日 増加}$$

### ■「姫路おでん会館」による通行量の増加

- ・ 姫路おでん会館には、1階に固定席 10 席程度と 2階にはグループでお城を眺めながらおでんを楽しめる多目的ルームが整備されるほか、テイクアウトによる販売方式を組み込んでいる。
- ・ 本会館への来店者数を 100 人/日と想定し、また、街なかからおでん会館まで足をのぼすことにより 1 人あたり 2 計測ポイントを通過するものと想定し、歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

$$100 \text{ 人/日} \times 2 \text{ ポイント} = 200 \text{ 人/日 増加}$$

### ■「にぎわい交流施設整備事業（姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」建替）」による通行量の増加

- ・ 城と駅のほぼ中間に位置する姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」を建て替え、播磨地域の地場産品・伝統文化・イベント情報を展示するスペース、観光客が一休みできるスペース、地域住民が交流できるスペース、飲食・物販スペース等を整備することにより、観光客・市民が憩える新たなにぎわい交流拠点として集客を図るものである。
- ・ 本事業により、本施設の前面にある計測ポイント（計測ポイント㉑）での現況歩行者・自転車通行量の 10% 増を目指し、歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

$$7,658 \text{ 人/日} \times 10\% = 765 \text{ 人/日 増加}$$

## ■ 「回遊性の向上に向けた仕掛け」による通行量の増加

- ・回遊性の向上に向けては、街なか資源の掘り起こしとあわせたまち歩きマップの発行をはじめとする情報発信、体験型集客イベントなどを実施していくが、ここでは前者のまち歩きマップの発行等による歩行者・自転車通行量の増加を観光客とこれ以外に分けて予測する。

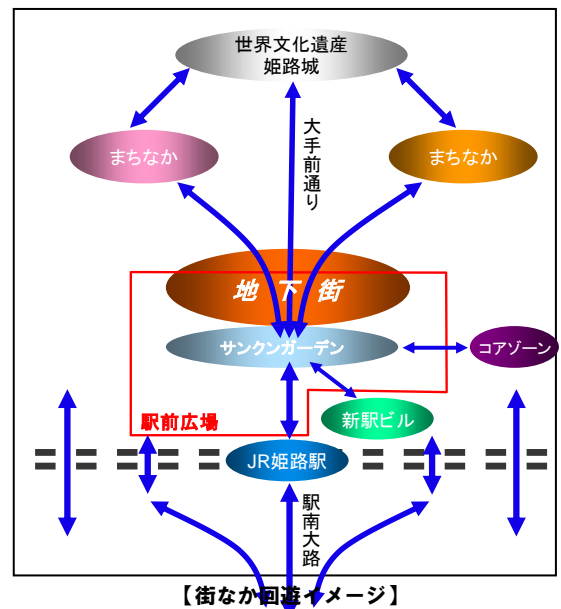
### ○観光客

- ・観光客については、姫路城登閣者のうち公共交通機関利用者の10%がまち歩きを行うものとし、1人あたり6計測ポイントを通過することとする。
- ・姫路城の年間登閣者数は約100万人であり、平日休日比2.5、年間休日数120日とすると、1日あたり約5,000人となり、観光アンケート調査より公共交通機関利用率は約50%と想定する。
- ・なお、姫路城は平成21年度から実施する「平成の大修理」により、修理期間中の登閣者数の減少が懸念されているが、目標達成値を検証する平成27年4月の調査時は修理が完了しているため、修理期間中の減少は考慮しないこととする。
- ・以上のことから、観光客のまち歩きによる歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

$$\underline{5,000 \text{ 人/日} \times 50\% \times 10\% \times 6 \text{ ポイント}} \\ = \underline{1,500 \text{ 人/日 増加}}$$

### ○観光客以外

- ・観光客以外については、まち歩きマップによる回遊に加え、商業魅力の増加などにより買物回遊等も発生することが想定される。
- ・駅南エリア外縁部付近では近年共同住宅等の供給が活発に行われ居住者が増加してきているが、自転車利用環境整備として駅南大路での自転車と歩行者の分離や駅付近での駐輪場整備を行い、JR山陽本線等の高架下空間に中央コンコースにあわせてその東西にそれぞれ整備される南北市街地を結ぶ自由通路を通じて、これら地区の住民が自転車等で安全・快適に駅北の商店街等にアクセスできるようにする。また、バス100円運賃制度を引き続き実施することで、増加する居住者の街なかへの回遊を誘発する。



- ・これらにより、新たな回遊者数を300人/日程度、平均2計測ポイントを通過するものと想定し、歩行者・自転車通行量の増加を以下のとおり見込む。

$$\underline{300 \text{ 人/日} \times 2 \text{ ポイント} = 600 \text{ 人/日 増加}}$$



## 【参考】「回遊性の向上に向けた仕掛け」に関連する事業

### ①電博堂の運営

御幸通商店街内において、NPO 法人姫路コンベンションサポートがまちづくりに関する情報発信の拠点となる「情報口利きひろめ屋 電博堂」を運営する。

平成 21 年度からは兵庫県が推進している「銀の馬車道」の PR ショップを兼ねることとなり、一層の集客が期待される。

### ②情報発信強化事業

商店街への来客を促進するため、中心市街地全体のマップ、PR 誌の発行、中心市街地の多様な情報をインターネットや携帯電話で取得できるポータルサイトの構築等、情報発信、宣伝活動を促進する。

また、西二階町商店街の入り口に情報発信ボードを設置し、城周辺や商店街でのイベント等の情報を発信する。

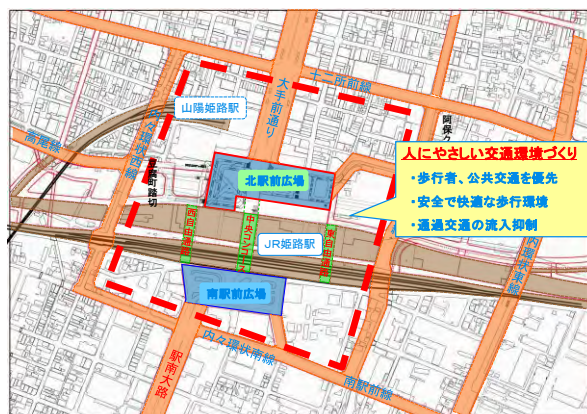
### ③「体験型集客イベント～まちなかあるき～」の実施

観光客が歩きながら地域に根付いた歴史や伝統、文化などに触れ、本市の魅力を随所で体感できるよう、市民がおもてなしの主役になって観光客を案内する「まちなかあるき」を実施する。

また、民間団体が中心となって、城に加え多彩な魅力スポットを結ぶ新たな観光ルートを開発し、ガイドマップを作成して観光ツアーを実施する。

### ④自由通路整備事業

JR 山陽本線等の高架下空間に、中央コンコースとあわせて東西に JR 姫路駅の南北を結ぶ自由通路を整備する。

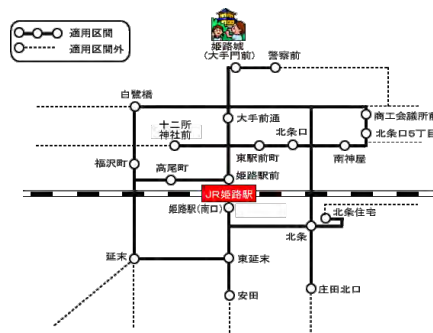


### ⑤自転車利用環境整備

JR 姫路駅南側の広幅員道路である駅南大路に、歩行者と自転車を分離するための区画線及び標識を設置する。また、姫路駅高架下に約 2,000 台収容の 2 階建て駐輪場を整備する。

### ⑥バス 100 円運賃（ワンコイン運賃）制度

姫路駅を中心とする概ね 1 km 圏内にあるバス停留所区間において、大人 170 円（一部 200 円）を 100 円（子供 50 円）とする運賃割引制度を引き続き実施する。



【100円運賃適用区間】



### エ) その他の要素による通行量の増加

- ・姫路駅と姫路城の中ほどの位置へのホテル（客室 111 室、年間宿泊者数見込み 32,850 人）のオープン（平成 22 年）が予定されており、歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。
- ・1 人あたり 1 泊につき 2 計測ポイントを通過すると想定し、歩行者・自転車通行量は、「180 人/日」の増加を見込む。

$$\underline{32,850 \text{ 人} / 365 \text{ 日} \times 2 \text{ ポイント} \approx 180 \text{ 人} / \text{日} \text{ 増加}}$$

### オ) 総合的な取組による通行量の増加

- ・ア) ～エ) の相乗効果と、中心市街地活性化基本計画に掲げたその他の施策と連動した各種取組により、平成 27 年の推計による値の 1% の増加を見込む。

$$\underline{72,555 \text{ 人} (\text{平成 27 年の推計による値}) \times 1\% \approx 725 \text{ 人} / \text{日} \text{ 増加}}$$

## ④フォローアップの考え方

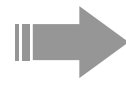
中心市街地商店街の歩行者・自転車通行量は、毎年調査・集計を行い、目標達成の進捗を確認するとともに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じ、計画期間の中間年度にあたる平成 23 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、計画期間における各年度の評価は、翌年度 4 月 29 日の調査結果により行うこととし、最終評価は平成 27 年の調査結果により行うこととする。



## 数値目標②：空き店舗数

現状数値（平成 21 年）  
40 店舗

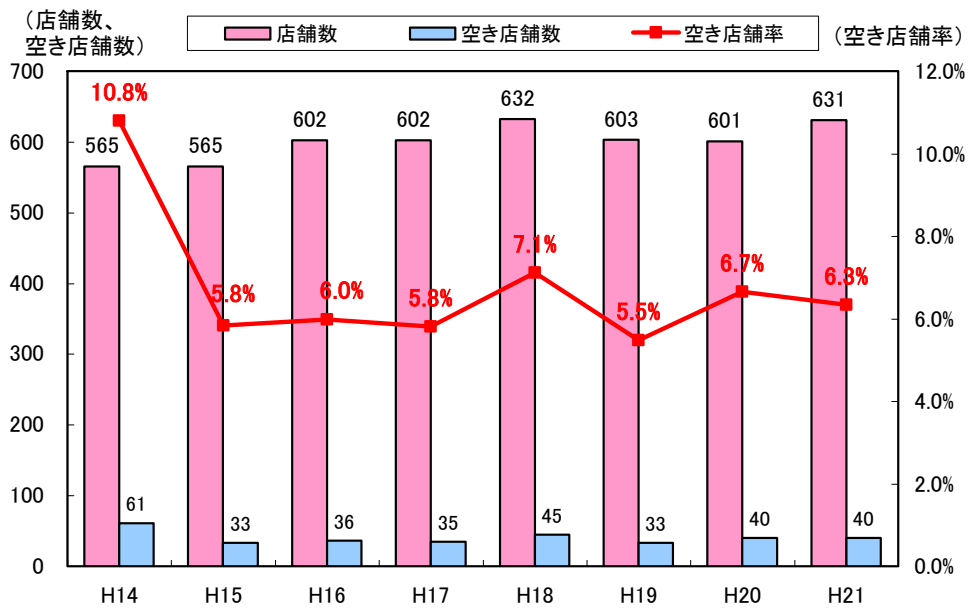


目標数値（平成 26 年）  
30 店舗

25%改善

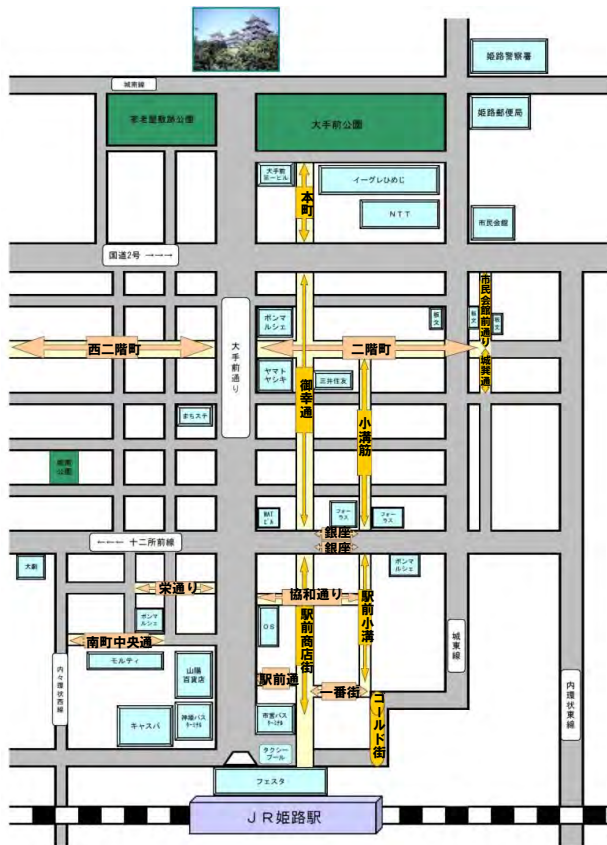
### ①現状分析

- ・平成 14 年の空き店舗数は 61 店舗で、空き店舗率は 10.8%であった。
- ・平成 15 年から平成 19 年の間は、平成 18 年を除き 30 台半ばを推移してきており、旧基本計画に基づく空き店舗対策事業による一定の効果と考えられる。
- ・しかしながら、平成 20 年に空き店舗数は 40 店舗となり、平成 21 年においても、中心市街地商店街の総店舗数 631 店舗に対して空き店舗数 40 店舗、空き店舗率 6.3%となっており、まちの魅力の低下による影響を受けた結果であると考えられる。



#### 中心市街地商店街における総店舗数と空き店舗数推移

資料：店舗数は兵庫県団体名簿など、空き店舗数は姫路商工会議所・姫路市調査



中心市街地商店街位置図

商店街名	平成 21 年 空き店舗数
本町商店街 (振)	2
西二階町商店街 (振)	9
二階町商店街 (振)	5
御幸通商店街 (振)	6
小溝筋商店街 (振)	4
銀座通り商店街	0
姫路駅前商店街 (振)	3
駅前小溝商店街 (振)	0
駅前協和通り商店会	0
一番街商店街	1
駅前通り商店会 (フラワー)	1
ゴールド街	—
南町栄通り商店会	4
南町中央通商店街	0
市民会館前通り振興会	2
城巽通商店街	3
合 計	40

商店街別の空き店舗数 (平成 21 年)

資料：姫路商工会議所・姫路市調査

## ②目標設定の考え方

- ・現在の水準をさらに悪化させることなく、改善に向け積極的に取り組むこととし、概ね 5 年以内に目指すべき実現可能な目標を設定する。
- ・平成 14 年以降で空き店舗数が最も少なかった平成 15 年及び平成 19 年の 33 店舗の水準をさらに 10%改善し、「30 店舗」を平成 26 年の空き店舗数の目標値とする。

## ③目標達成の根拠及びその取組

### 1) 目標達成のための取組による増加見込み

- ・魅力ある商業空間づくりをはじめとする各種取組により、買物、観光、仕事など様々な目的を持った人々が街なかに集い、回遊することを促進し、まちの核である「城」と「駅」の間に広がる商業エリアに点在する空き店舗への新たな出店の誘発を図りつつ、あわせて、支援メニューを拡充する「空き店舗対策事業」等により、空き店舗数の改善を図る。

目標達成のための取組	削減見込み
○空き店舗対策事業	
<b>空き店舗の改善に特に資する事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西二階町コミュニティホール活用事業</li> <li>・がんばるまちなか商店街ソフト事業</li> <li>・活力あるまちなか商店街づくり促進事業</li> </ul>	10 店舗
合 計	10 店舗

## ○空き店舗対策事業

- ・「空き店舗対策事業」については、平成 13 年度の実施以降、平成 20 年度末現在で 37 店舗（5 店舗／年）の新規店舗を支援しており、空き店舗数の改善に一定の効果が見られている。そこで、計画期間中はこの支援内容を充実させ、従来からの店舗賃借料補助に加え、出店時の初期費用の負担軽減を図るため、新たに改装費補助を行うとともに、出店者の掘り起こしに向け空き店舗情報を積極的に発信していく。また、商店街の空き店舗活用等を支援する「活力あるまちなか商店街づくり促進事業」「がんばるまちなか商店街ソフト事業」の活用なども含め、これらの取組により一層の出店誘導を図ることとしている。
- ・この取組にあわせ、魅力ある商業空間づくりをはじめとする歩行者・自転車通行量の増加の取組を進めていくことにより、人々が街なかに集い、回遊することを促進し、商業エリアに点在する空き店舗への新たな出店を誘発することが期待される。
- ・中でも、空き店舗が特に多い西二階町商店街は、和物を扱う店舗が多いこともあり、購買層の年齢が高く目的買いが大半であるが、空き店舗をコミュニティホールとして活用し、和のイメージの商店街の特色を活かした地域寄席、邦楽の演奏会や、プチ・コンサート、カルチャー教室などに加え、地域の学生とコラボレートした事業を展開することで、買物以外の話題性を発信し、従来の客層に加え若年層を含む新たな顧客の発掘を目指しており、これらの新たな来街者をターゲットとした店舗の進出が期待される。
- ・こうした取組との相乗効果により、空き店舗数の一層の改善を図ることとし、計画期間内で 2 店舗／年、**計 10 店舗**の空き店舗の改善を目指す。

## ④フォローアップの考え方

空き店舗数については、毎年調査・集計を行い、目標達成の進捗を確認するとともに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じ、計画期間の中間年度にあたる平成 23 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

### 【参考】空き店舗数の改善に特に資する事業

#### ①西二階町コミュニティホール活用事業

西二階町商店街振興組合が平成 21 年度に商店街の中ほどにある空き店舗をコミュニティホールとして改修し、目玉となる地域寄席をはじめ野菜市や近隣の高校・大学とタイアップしたイベントなどを数多く開催するなど有効活用していくことで、当商店街への来街を促すとともに、地域の交流の場として商店街の活性化に結び付けていく。なお、商店街の店舗や催しの案内、その他周辺地域を含めた商業、観光案内所の機能も持たせる。

#### 【コミュニティホールでのイベント等】

- ・市内の農家の方々の協力による野菜市の開催
- ・姫路に関係する落語家による地域寄席の定期開催



- ・ 詩吟、謡、琴などの演奏会・プチコンサート
- ・ 地場名産品（酒・お菓子など）の展示及び販売など
- ・ 商店主による地域の方々への文化の継承のための教室の開催
- ・ カルチャー教室
- ・ 高校や大学とタイアップした美術、工芸関連の展示会の開催
- ・ 寄贈いただく予定の車椅子 3 台を買物に来られた年配者に無料貸出



【西二階町コミュニティホール整備イメージ】

## ②がんばるまちなか商店街ソフト事業

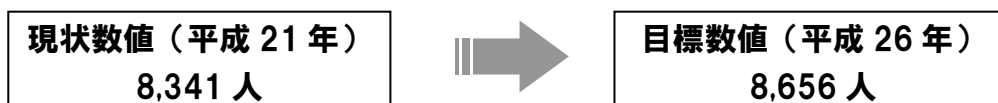
中心市街地における商店街等が実施する新たなにぎわいづくりイベント等、特に商店街等の活性化を図ることができると思われるソフト事業について、新たに平成 21 年度から助成する。

## ③活力あるまちなか商店街づくり促進事業

商業の活性化及びまちなかのにぎわい創出を図るため、商店街や小売市場、商業者グループなどが、商店街の活性化のために空き店舗等を活用して行う「生活支援事業」（高齢者に対する宅配・給食サービス、空き缶回収施設、ギャラリーなど）や商店街の空き店舗に必要な業種・業態のテナントを誘致する「テナント・ミックス事業」について支援する。

## (2)「人々が暮らしたくなるまち」の数値目標

数値目標：居住者数



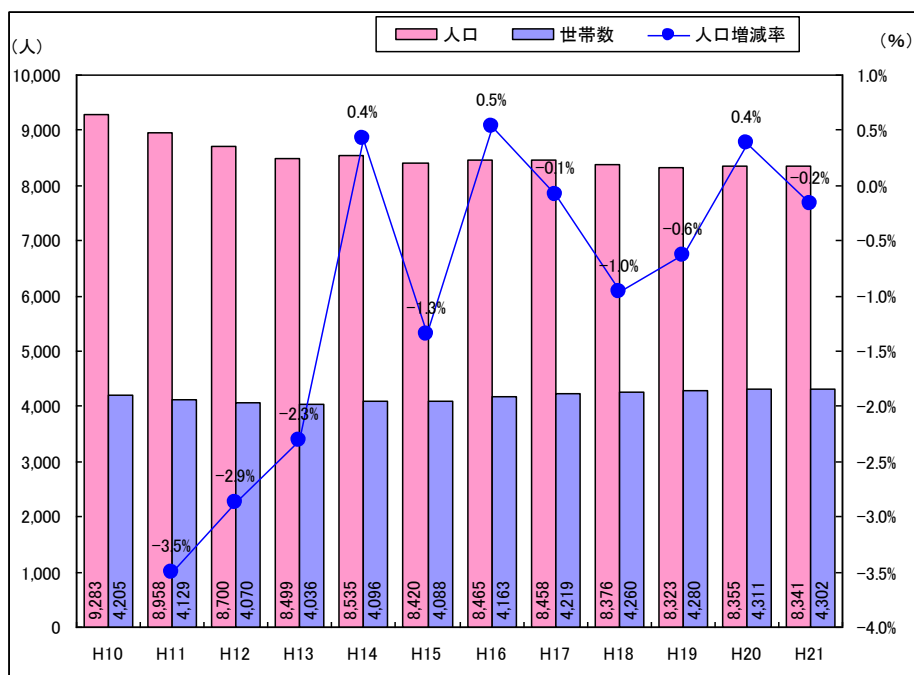
315 人（約 3.8%）増加

### ①現状分析

- 基本計画区域の居住者数は減少傾向であり、平成 10 年から平成 21 年の間に、市全体（平成 18 年合併前市域）の約 1.9%の増加に対し、約 10.1%の減少となっている。
- 要因としては、市全体と比べて高い高齢者比率もさることながら、居住地としての魅力が必ずしも高くないことが伺える。

※高齢者比率（H21 年） 市全体 20.5% 中心市街地 24.1%

- 街なか居住につながる取り組みが行われない場合には、今後ともこの傾向が継続するものと考えられる。



中心市街地の人口・世帯数と人口増減率

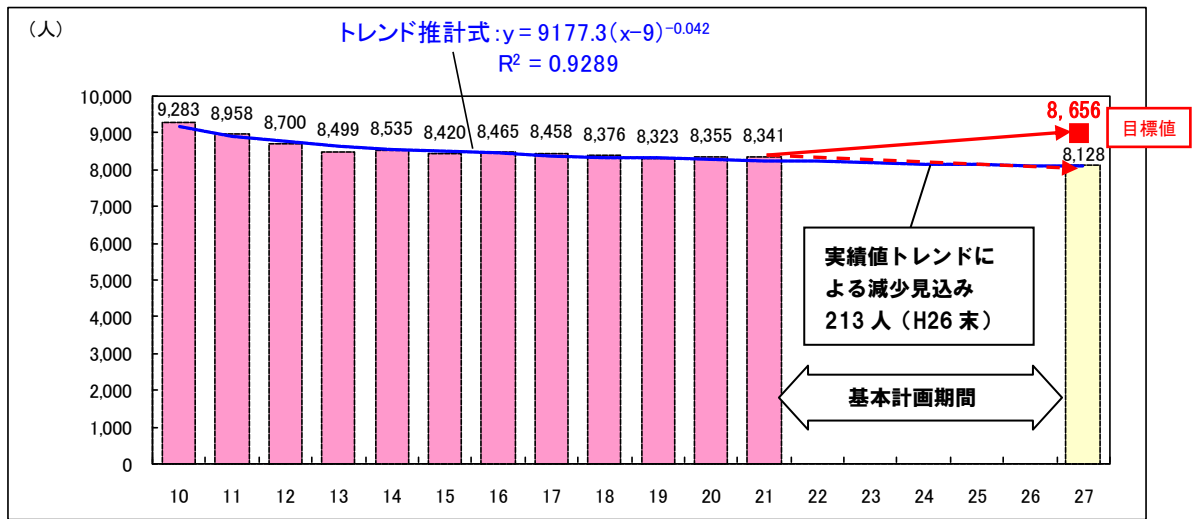
資料：姫路市統計要覧（町別住民基本台帳登録人口）

### ②目標設定の考え方

- ここ 10 年間の人口トレンドが継続する場合の平成 26 年度末の推計人口に、土地区画整理事業による市街地整備、防災面及び高度利用面での課題を抱える地区での共同住宅化の促進等により見込まれる居住者の増加を加えた数値を目標値として設定する。
- 良好な住宅供給の促進に取り組むことに加え、都市機能集積の充実による居住魅力の向上等に積極的に取り組むことで街なか居住者の増加を目指すこととし、概ね 5

年以内に実現可能な目標を設定する。

### ③目標達成の根拠及びその取組



基本計画区域における居住者数の推移

資料：姫路市統計要覧

#### 1) 実績値トレンドによる減少見込み

- ・ 中心市街地活性化に関する各種取組が行われず、平成 10 年以降の推移を基に今後も居住者数の減少傾向が現行水準のまま推移したと仮定し、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月）の減少見込みを推計すると、平成 21 年から **213 人** の減少となる。

$$8,341 \text{ 人 (H21 実績値)} - 8,128 \text{ 人 (H26 末推計値)} = 213 \text{ 人}$$

$$\begin{aligned} \text{回帰式 歩行者・自転車通行量} &= 9177.3(x-9)^{-0.042} \\ x: \text{平成の年次 (平成 27 年は } x=27) \quad R^2 &= 0.9289 \end{aligned}$$

#### 2) 目標達成のための取組による増加見込み

- ・ 駅南土地地区画整理事業による居住者数の増分を 30 人、防災面で課題を有する地区での優良建築物等整備事業の実施や居住環境の改善による居住者数の増分を 498 人見込む。

目標達成のための取組	増加見込み
ア) 駅南土地地区画整理事業による増分	30 人
イ) 街なか居住を促進する事業等の実施による増分	498 人
合計	528 人

$$\begin{aligned} \text{目標達成の根拠: } & 8,341 \text{ 人 (現状数値)} - 213 \text{ 人 (減少見込み)} \\ & + 528 \text{ 人 (増加見込み)} \\ & = 8,656 \text{ 人 (目標数値)} \end{aligned}$$



## ア) 駅南土地区画整理事業による居住者数の増加

- ・ 駅南土地区画整理事業は、基本計画区域内の JR 姫路駅南西部で実施されており、計画期間中には事業完了を予定している。
- ・ 本事業の実施により 60 人の人口増加を見込んでいるが、基本計画期間中の増加率はその 50%と想定すると居住者数は **30 人**の増加となる。



駅南土地区画整理事業区域

### 【人口増加見込】

区 分	現 況	将 来
現況人口	42 人	102 人
可住地面積	0.9ha	1.7 ha
住宅地グロス密度	47 人/ha	60 人/ha (住宅ゾーンの人口密度)

- ・ 住宅地グロス密度＝地区内人口／可住地面積
- ・ 本地区の現況住宅地グロス密度は 47 人であり、区画整理後において低層住宅主体の場合はこの値は大きく変わらないと考えられる。
- ・ しかし中播都市計画では可住地の人口密度を 60 人/ha と設定していること並びに本地区の立地特性上、将来人口密度は現況人口密度より高くなることが予想されるため、将来人口密度は中播都市計画と整合した値として設定する。

- ・ 平成 26 年度末居住人口：  

$$= \text{事業区域内従後居住人口} \times \text{基本計画期間中の増加率}$$

$$= \underline{\underline{60 \text{ 人} \times 50\% = 30 \text{ 人}}}$$

## イ) 街なか居住促進事業の実施による居住者数の増加

- ・ 街なか居住の魅力を高めるため、基盤整備、都市福利施設整備、交通環境の改善などを推進し、居住需要の増大を図る。
- ・ こうした取組とあわせ、安全性等で特に改善の必要のある市街地においては、安全で安心な市街地形成を目指し、優良建築物等整備事業等による住宅整備を促進し、100 戸程度の住宅供給を図る。
- ・ また、現時点において中心市街地内で 100 戸規模のファミリー層向け民間共同住宅建設が計画されている。
- ・ なお、平成 21 年度の小中一貫教育推進モデル校の開設により、新たな教育環境を志向する区域外からの住み替え需要が見込まれる。また、平成 20 年から臨海部において先端技術に関する大規模な工場の建設が進められており、計画期間中に生産が開始される予定となっているが、これに関する新規雇用や転勤者による居住需要の発生が新たに見込まれ、街なか居住の魅力向上により、その居住需要の一部を中心市街地に取り込むことが期待される。
- ・ このように、街なか居住の魅力向上の取組とともに住宅整備を促進していくことで、**中心市街地内で 200 戸程度の新規供給**を目指す。

- ・新たに供給される共同住宅はファミリー層向けが中心と想定されることから、その平均世帯人員については、本市の現況平均世帯人員 2.49 人／戸と想定し、これを新規供給戸数に乗じると、街なか居住促進事業による居住者数の増加は **498 人**となる。

$$200 \text{ 戸} \times 2.49 \text{ 人／戸} = 498 \text{ 人}$$

#### ④フォローアップの考え方

中心市街地の居住者数は、毎年住民基本台帳による集計を行い、目標達成の進捗を確認するとともに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じ、計画期間の中間年度にあたる平成 23 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、住民基本台帳による各年居住者数は毎年 3 月 31 日を基準としているため、平成 26 年の達成値は、平成 27 年 3 月 31 日時点の居住者数とする。

### 【参考】居住人口の増加に関連する事業

#### ①優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、本基本計画期間に限り、土地の利用の共同化、高度化、防災性の向上等に寄与する優良建築物等の整備を促進するための補助を行う。

#### ②駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）

本地区中央部から西側に工場跡地及び関連する倉庫、社宅跡等の未利用地がまとまって残っており、また、地区東側では JR 山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設により、旧山陽電鉄線用地が帯状に残り、工場跡地とともに有効な土地利用が行われていない状況であり、公共施設の整備も不十分なまま市街化している。

そこで、土地区画整理事業の施行により、本市の主核にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善を行い宅地の利用増進を図る。

#### ③小中一貫教育推進モデル校の開設

利便性の高い市中心部において、歴史と伝統を有する白鷺中学校と、旧城巽・旧城南の 2 小学校を廃止して旧城南小学校の位置に新設した白鷺小学校を小中一貫教育推進モデル校として平成 21 年度に開設し、小中一貫教育ならではの教育の実践や、他校への提言・啓発を行う。

#### ④城巽公民館整備事業

平成 22 年度の開設に向け、平成 20 年に廃園となった城巽幼稚園を大規模改修して、コミュニティ活動の拠点となる公民館として整備する。

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### 〔1〕市街地の整備改善の必要性

###### 現状分析

- ・本市の市街地整備は、JR 山陽本線の南北それぞれの市街地で土地区画整理事業等によって都市基盤整備が進められ、道路、公園等の整備が完了している。
- ・しかしながら、これまで平面軌道であった JR 山陽本線によって南北市街地が分断され、南北方向の幹線道路も少ないため、JR 山陽本線の南北では同じ中心市街地内にありながら性格が異なる市街地を形成している。
- ・このような都市構造の再編を図るため、JR 山陽本線等連続立体交差事業と姫路駅周辺土地区画整理事業が同時施行されており、JR 姫路駅を中心とした内環状線、内々環状線などの道路整備や、姫路駅前での交通結節性強化、にぎわい空間の創出に向けた駅前広場整備が進められつつある。
- ・また、中心市街地の歩行者・自転車通行量は漸減傾向であり、より多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在できるような環境整備が必要である。

###### 市街地の整備改善事業の必要性

これらの現状を踏まえた市街地の整備改善に関する事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・姫路駅周辺土地区画整理事業等により、キャストィ 21 のエントランスゾーン及びコアゾーンの整備を進めるとともに、JR 山陽本線による南北市街地の分断を解消し、南北市街地の一体化と交通の円滑化、両市街地の機能連携を推進していく必要がある。
- ・また、中心市街地の回遊性を高めるため、姫路駅と姫路城を結ぶシンボルロードである大手前通りの利活用を向上させるとともに、自転車の利用環境の充実を図るなどの環境整備を進めていく必要がある。

###### フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。



## 【参考①】キャストィ 21 について

### 1. 概要

キャストィ 21 は、姫路駅周辺で JR 山陽本線等連続立体交差事業により新たに生み出される広大な用地を活用し、「広域圏の中核都市にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた交流都心」の形成を目指す新しいまちづくり計画である。

本市の将来を担う高次都心機能地区をメインエリア、都心周辺の良好な市街地整備の先導地区をサブエリア、既成市街地をベースにした市街地再整備のモデル地区を一般エリアとして、3つのエリアに区分し、各エリアごとに異なるコンセプトで整備する。

特に、メインエリアは播磨都市圏を背後圏とする 21 世紀の地方中核都市の都心にふさわしい機能の導入が望まれていることから、さらにエントランスゾーン、コアゾーン、イベントゾーンに分け、土地の高度利用を図るとともにゆとりと潤いのある都市空間の形成を図る。

### 2. メインエリアのゾーニング

#### (1) エントランスゾーン (2.6ha)

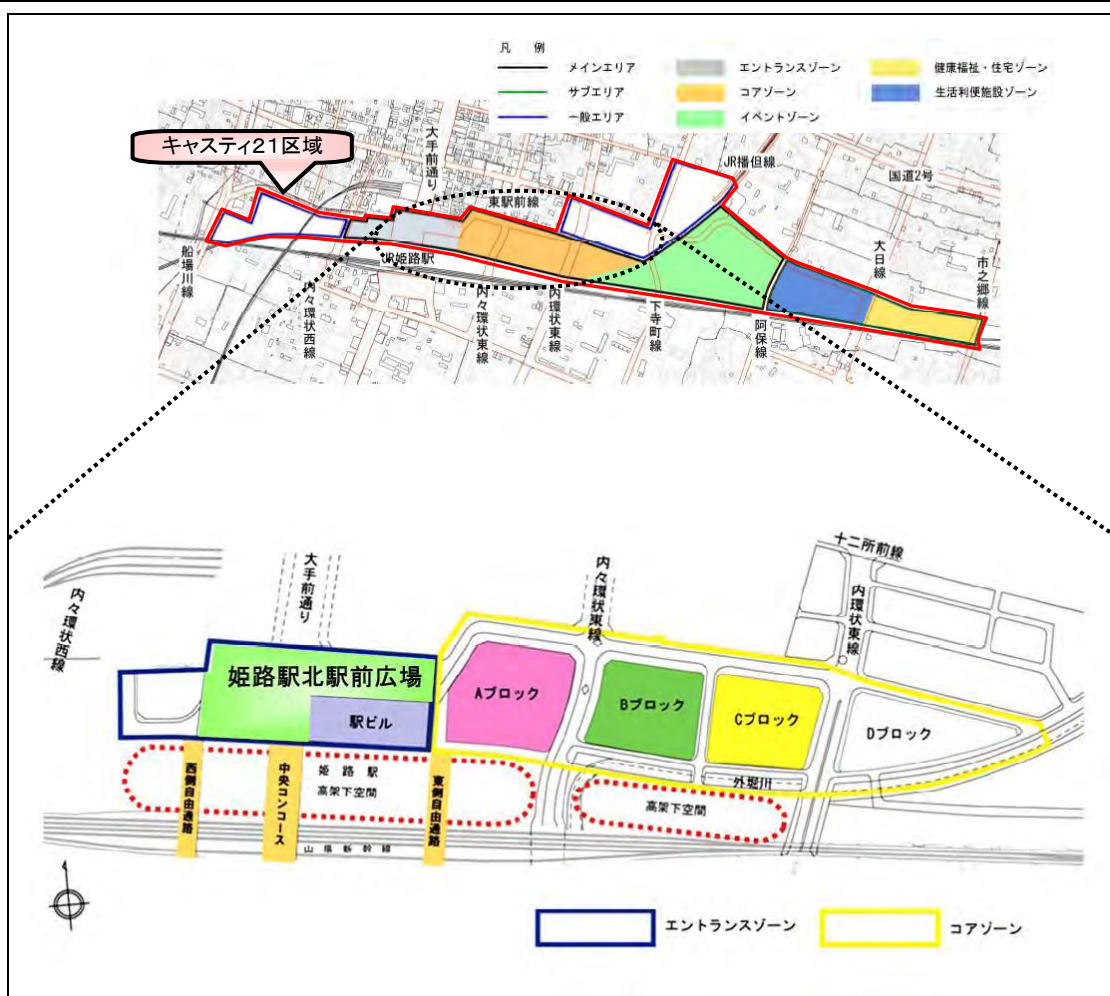
本市を訪れる観光客を含む来街者がまず目にする場所であり、第一印象を与える重要な地区であるため、基盤整備スケジュールに合わせ、播磨の中核都市にふさわしい都市の顔として整備する。

#### (2) コアゾーン (3.3ha)

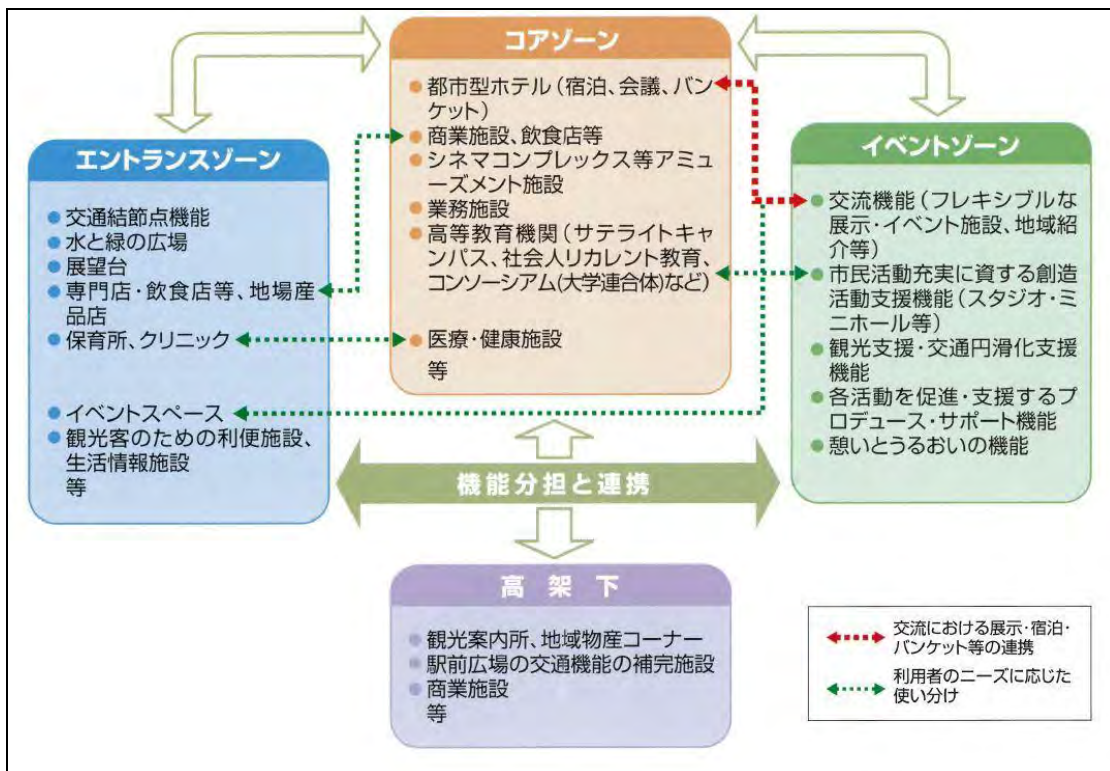
都市基盤整備により新たな街区を形成し、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業など播磨の中核都市という広い利用圏を対象とした、新たな高次都市機能の集積を図る。

#### (3) イベントゾーン (7.9ha)

都心部に残された最後の大規模空間であり、都心部のまちづくりにおいて重要な役割を担うゾーンであるため、「交流と創造のうるおい広場」と位置付け、交流、創造、うるおいなどをキーワードとする機能の導入を図る。



キャストィ 21 のゾーニング



キャストィ 21 の導入機能



## 【参考②】 姫路駅周辺の道路網について

姫路駅周辺は、鉄道高架事業に伴い、船場川線、内々環状西線、内々環状東線、内環状東線、下寺町線、阿保線、大日線などの都市計画道路の整備が進められている。これらの都市計画道路が整備されることによって、姫路駅周辺の道路交通基盤が概ね完成することとなり、市街地の南北交通の円滑化、姫路駅やキャスティ21地区へのアクセス性が高まることとなる。

凡例

都市計画道路	
—	整備済
—	事業中
—	未整備（現道あり）
—	未整備（現道なし）
—	鉄道高架事業
●	官公署
●	教育施設
●	医療施設
●	商業施設
●	その他の施設
●	事業所・商業施設が集積しているゾーン



姫路駅周辺の都市計画道路

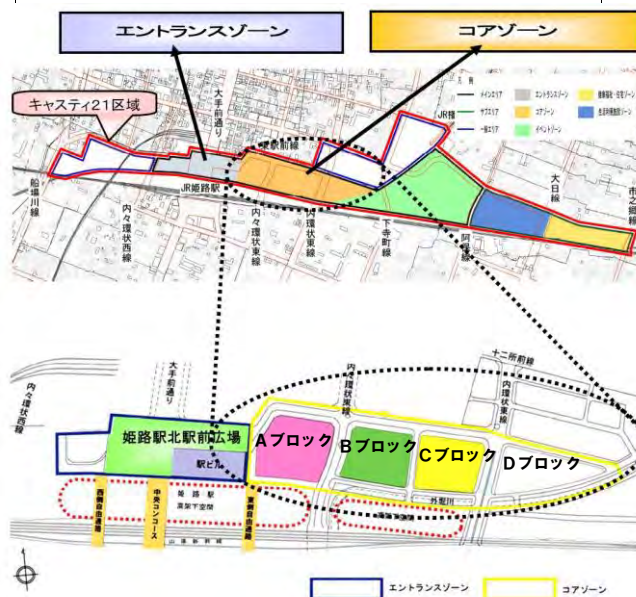
## 〔2〕 具体的事業の内容

### （1） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### （2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>キャストィ 21 コアゾーン整備事業</b></p> <p>【内容】 キャストィ 21 エントランスゾーンの東に隣接した街区であるコアゾーンの整備（姫路駅東地区歩行者デッキ、地下街改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面積           <ul style="list-style-type: none"> <li>Aブロック：約 1.0ha</li> <li>Bブロック：約 0.8ha</li> <li>Cブロック：約 0.8ha</li> <li>Dブロック：約 0.7ha</li> </ul> </li> </ul> <p>【実施時期】 H19～</p>	<p>姫路市</p>	<p>キャストィ 21 エントランスゾーンの東に隣接した大規模な街区であるコアゾーンは、商業施設や都市型ホテルなどの付加価値の高い都市的サービス産業などの立地を目指している地区である。</p> <p>そこで、市が描くまちづくりを確実に実現するため、土地を一時取得した上で、一定の条件を付けて民間に売却し、民間開発を適切に誘導することなどにより、魅力ある商業施設や都市型ホテルなど付加価値の高い都市的サービス産業などの立地を回り、高次都市機能が集積する商業・業務拠点としての整備を進めるものである。</p> <p>広域な利用圏を対象とした魅力ある施設を誘致するとともに、エントランスゾーンからイベントゾーンを結ぶ歩行者デッキ等を整備することによって、多様な歩行者ネットワークと、にぎわいとうるおいにあふれた都心空間を形成し、駅を中心とした街なかの賑わいと回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区）） H23～H26</p>	





<p><b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業（駅前広場整備事業）</b></p> <p>【内容】        姫路駅北駅前広場の拡張整備（サンクンガーデン整備、交通結節点機能向上（地下街改修、歩行者デッキ・眺望デッキ等・情報発信施設・観光案内情報板等整備・北西デッキ広場等・修景施設）他）        北駅前広場面積：約 1.6ha        南駅前広場面積：約 1.2ha</p> <p>【実施時期】        H18～H26</p>  <p>【姫路駅北駅前広場の整備イメージ】</p>	<p>姫路市        神姫バス(株)</p>	<p>播磨の中核都市・姫路の玄関口にあたるエントランスゾーンは、まちの顔として、姫路への来訪者に第一印象を与える重要な地区であり、市民も、都心部に来たというときめきと憩いを期待する地区である。</p> <p>このため、国内外から多くの人を訪れる都市の玄関口にふさわしく、高質で利便性が高く、ゆとりとうるおいにあふれたにぎわいのある駅前空間とするため、姫路駅北駅前広場を現在の 2.5 倍（6,400 m<sup>2</sup>→16,100 m<sup>2</sup>）に拡張整備する。人が集い、憩い、また、イベントなどができるにぎわいの空間として、現在の駅ビル撤去後の地下空間を活用し、新駅ビルの地下階と地下街とを結ぶサンクンガーデンを整備するとともに、バス、タクシー及び一般車乗降場を機能的に再配置し、歩行者デッキの整備など、公共交通機関の利用者が安全で快適に乗り継ぎができるように交通結節点機能の向上を図る。</p> <p>さらに、南北駅前広場の役割分担を踏まえた上で、今後、北駅前広場及び環状道路網の整備状況などを見据え、南駅前広場の整備に取り組んでいく。</p> <p>このように、駅前での新たなにぎわい空間の創出と、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅、大手前通り及び周辺街区等を結ぶ地下及びデッキレベルの新たなネットワーク形成により、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区））        H23～H26</p>
<p><b>駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）（土地区画整理事業）</b></p> <p>【内容】        ・面積：約 7.4ha        ・区画道路（幅員 4.0m～11.5m）        延長：1,584m        ・特殊道路（横断歩道橋：現況利用）        延長：86 m        ・公園（街区公園 2 箇所）        面積：2,250 m<sup>2</sup></p> <p>【実施時期】        H19～H26</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅の南西に位置する本地区は、中央部から西側には、工場跡地及び関連する倉庫、社宅跡等の未利用地がまとまって残っており、また、地区東側では JR 山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設により、旧山陽電鉄線用地が帯状に残り、工場跡地とともに有効な土地利用が行われていない状況であり、公共施設の整備も不十分なまま市街化している。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の施行により、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善を行い宅地の利用増進を図る。</p> <p>JR 山陽本線等連続立体交差事業の進展により南北市街地の一体化が進む中、JR 南側</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）        H19～H26</p>

		<p>区域での都市基盤施設の整備を進めることにより、街なか居住や新たな商業機能の立地が促進されるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【現況航空写真（平成 18 年度撮影）】</p>		
<p><b>大手前通り高質空間形成調査（地域創造支援事業）</b></p> <p>【内容】 交通シミュレーションや整備方針の検討等の高質空間形成調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長：830m</li> <li>・幅員：50m</li> </ul> <p>【実施時期】 H21～H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅と世界文化遺産・姫路城を結ぶ大手前通りは、戦災復興土地区画整理事業によって昭和 30 年に完成した。</p> <p>当時としては先進的な広幅員街路であり、また、「日本の道百選」にも選出されるなど、本市のシンボルロードとしての役割を担っているが、都心部の回遊を促し、にぎわいの創出を図るためのさらなる活用が求められている。</p> <p>そこで、大手前通り整備による自動車交通流動変化を把握し、大手前通りの歩行者優先の道路空間に向けた整備方針の検討を目的に高質空間形成調査を行うことで、にぎわいを創出し、中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞在時間の増大などを指すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） H21～H22</p>	

<p><b>姫路公園（大手前公園）改修事業（公園）</b></p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園は、市民はもとより国内外からの来訪者が多い、交流する場として利用されており、中心市街地活性化のためのイベント等が年間を通じて多数行われているが、楽しくにぎわいのあるまちづくりのために、さらなる活用が求められている。</p>	<p>まちづくり 交付金 H18～H21</p>
<p><b>【内容】</b> 砂塵防止及び水はけのよい舗装を導入した多目的広場の整備、多機能トイレの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積：約 2.5ha</li> <li>・園路広場 8,644 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的広場 5,102 m<sup>2</sup></li> <li>・ちびっ子広場 1,100 m<sup>2</sup></li> <li>・緑地 5,285 m<sup>2</sup></li> <li>・管理用通路 3,463 m<sup>2</sup></li> <li>・トイレ <ul style="list-style-type: none"> <li>多機能トイレ 1 箇所</li> <li>既設トイレ 2 箇所</li> </ul> </li> <li>・休憩施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>休憩所 1 箇所</li> <li>パーゴラ 1 箇所</li> <li>ステージ 1 箇所</li> </ul> </li> </ul>	<p>そこで、イベントに利用しやすい公園形態に改修し、日常の公園利用を促進するとともに、多彩なイベント開催などを通して、中心市街地の回遊拠点としてのより一層の活用を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p><b>【計画平面図】</b></p>
<p><b>【実施時期】</b> H18～H21</p>			



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>J R山陽本線等連続立体交差事業</b></p> <p>【内容】</p> <p>(1)連続立体交差事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 山陽本線 市川右岸～ 中央南北幹線 4,260m</li> <li>・ JR 姫新線 姫路駅取付部 1,333m</li> <li>・ JR 播但線 姫路駅取付部 1,036m</li> <li>・ 貨物・車両基地 別所・飾西地区へ移設 10.7ha</li> <li>・ 山陽電鉄 延末線～姫路駅 870m</li> </ul> <p>(2)連続立体交差事業関連 街路整備事業</p> <p>① 交差道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内環状東線 延長 255m 幅員 30m</li> <li>・ 船場川線 延長 538m 幅員 30m</li> </ul> <p>(2) 関連側道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本線高架側道 1 号線 延長 582m 幅員 9m</li> </ul> <p>【実施時期】 S63～H22</p>	<p>兵庫県</p>	<p>JR 姫路駅を中心とする地区は、各種交通機関や商業・業務機能が集中する播磨地域の交流拠点であり、社会・経済活動の中心地でもあるが、JR 各線が平面で東西を貫通し、広大な貨物ヤード跡地等が南北交通の流れを妨げ、市街地発展の大きな障壁となっている。こうした状況を踏まえ、姫路駅周辺整備の基幹事業として、JR 姫路駅付近の鉄道高架化を進めることで、踏切の撤去による安全性の確保、交通渋滞の緩和、騒音と排気ガス等の軽減による環境負荷の軽減、南北を結ぶ都市計画道路の大幅な増加による南北交通の円滑化、JR 姫路駅を中心とした南北市街地の一体化を図り、さらに、広大な鉄道施設跡地を活用した新たなまちづくり計画であるキャストィ 21 の推進や高架下空間の有効利用などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))(連続立体交差事業)</p> <p>S63～H22</p>	

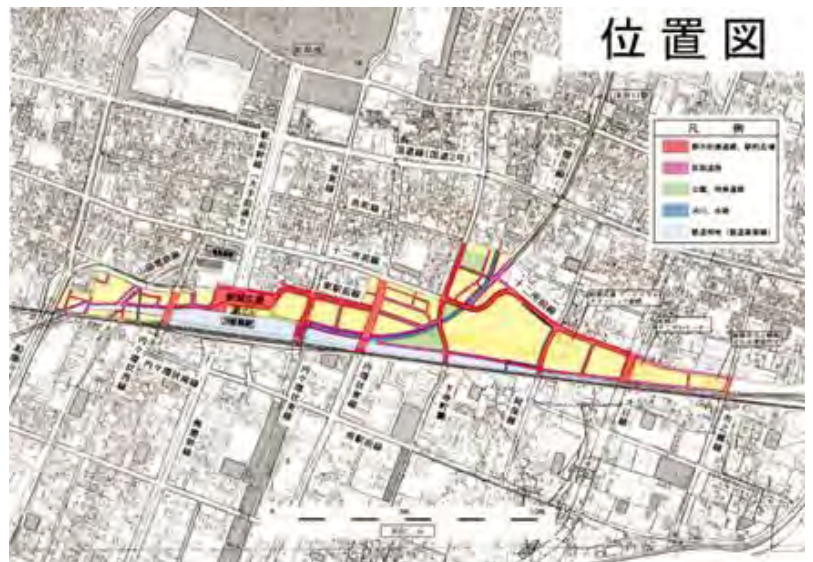


【姫路駅付近高架切替】



【播但線高架切替】

<p><b>姫路駅周辺土地区画整理事業</b></p> <p>【内容】 面積：45.45ha</p> <p>(1)幹線道路 ・大日線 延長：122 m 幅員：36 m ・内環状東線 延長：260 m 幅員：30 m ・内々環状東線 延長：164 m 幅員：25 m ・内々環状西線 延長：118 m 幅員：25 m ・東駅前線 延長：391 m 幅員：25 m ・十二所前線 延長：763 m 幅員：20 m ・下寺町線 延長：423 m 幅員：16～18m ・阿保線 延長：178 m 幅員：15 m ・市之郷線 延長：80 m 幅員：15 m (区画道路 延長：5,298 m 幅員：4～20 m)</p> <p>(2)駅前広場 16,100 m<sup>2</sup> (現況 6,400 m<sup>2</sup>)</p> <p>(3)公園 神屋公園 (6,402 m<sup>2</sup>) 他 2 箇所計 16,940 m<sup>2</sup></p> <p>(4)河川・水路 外堀川、北条川、安田川、 他水路計 2,419 m</p> <p>【実施時期】 H 元～H28</p>	<p>姫路市</p>	<p>JR 山陽本線等連続立体交差事業にあわせて実施する本事業により、JR 山陽本線等の高架用地の確保とともに、JR 姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系の確保、都市計画道路、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としてふさわしい街区を形成し、多様な機能立地を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(土地区画整理事業) S61～H28 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) H15～H26</p>
<p><b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業(駅前広場整備事業)(再掲)</b></p> <p>【内容】 姫路駅北駅前広場の拡張整備(サンクンガーデン整備、交通結節点機能向上(地下街改修、歩行者デッキ・眺望デッキ等・情報発信施設・観光案内</p>		<p>姫路市 神姫バス(株)</p> <p>播磨の中核都市・姫路の玄関口にあたるエントランスゾーンは、まちの顔として、姫路への来訪者に第一印象を与える重要な地区であり、市民も、都心部に来たというときめきと憩いを期待する地区である。 このため、国内外から多くの人々が訪れる都市の玄関口にふさわしく、高質で利便性が高く、ゆとりとうるおいにあふれたにぎわいのある駅前空間とするため、姫路駅北駅前広場を現在の 2.5 倍(6,400 m<sup>2</sup>→16,100</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) H23～H26</p>



【姫路駅周辺土地区画整理事業位置図】

<p>情報板等整備・北西デッキ広場等・修景施設) 他) 北駅前広場面積:約 1.6ha 南駅前広場面積:約 1.2ha</p> <p>【実施時期】 H18～H26</p>		<p>m<sup>2</sup>)に拡張整備する。人が集い、憩い、また、イベントなどができるにぎわいの空間として、現在の駅ビル撤去後の地下空間を活用し、新駅ビルの地下階と地下街とを結ぶサンクンガーデンを整備するとともに、バス、タクシー及び一般車乗降場を機能的に再配置し、歩行者デッキの整備など、公共交通機関の利用者が安全で快適に乗り継ぎができるように交通結節点機能の向上を図る。</p> <p>さらに、南北駅前広場の役割分担を踏まえた上で、今後、北駅前広場及び環状道路網の整備状況などを見据え、南駅前広場の整備に取り組んでいく。</p> <p>このように、駅前での新たなにぎわい空間の創出と、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅、大手前通り及び周辺街区等を結ぶ地下及びデッキレベルの新たなネットワーク形成により、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業 ((仮称) 姫路駅西交通広場整備事業)</b></p> <p>【内容】 姫路駅北駅前広場西側隣接街区に一般車乗降場などを設置 面積:約 0.3ha</p> <p>【実施時期】 H20～H25</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅西側からの駅利用者の利便性を高めるため、姫路駅北駅前広場の西側に隣接した街区に、一般車乗降場などを設置することによって、北駅前広場の交通機能を補完するとともに、土地の高度利用を図り、姫路駅西地区の新たなにぎわいを創出するものである。</p> <p>駅利用者の利便性をさらに高めるとともに、土地の高度利用によるにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)と一体の効果促進事業) H24～H25</p>	
<p><b>JR 姫路駅自由通路整備事業</b></p> <p>【内容】 ・中央コンコース 延長:100m 幅員:24m ・東側自由通路 延長:100m 幅員:16m ・西側自由通路 延長:100m 幅員:16m</p> <p>【実施時期】 H15～H23</p>	<p>姫路市</p>	<p>JR 山陽本線等の高架下空間に中央コンコースとあわせて JR 姫路駅の南北を結ぶ自由通路を整備することで、山陽電鉄線、南北バスターミナル等の公共交通機関等の乗り継ぎ利便性の向上や駅の南北の安全で快適な歩行者ネットワークを確保するもの。歩行者の利便性や回遊性の向上などにつながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))(道路交通環境改善促進事業) H15～H23</p>	



		 <p style="text-align: center;"><b>【東側自由通路バース】</b></p>	
<p><b>都心環状道路網の整備</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内々環状西線 延長：352m 幅員：25m</li> <li>・内々環状東線 延長：318m 幅員：25m</li> <li>・内々環状南線 延長：160m 幅員：20m</li> <li>・内環状東線 延長：400m 幅員：30m</li> </ul> <p><b>【実施期間】</b> H9～H30</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行うものである。</p> <p>都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保することにより、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） H10～H26</p> <p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（連続立体交差関連公共施設整備事業） H14～H26</p>
<p><b>都市計画道路整備事業（高尾線）</b></p> <p><b>【内容】</b> 延長：390m 幅員：20m</p> <p><b>【実施時期】</b> H20～H24</p>	<p>姫路市</p>	<p>高尾線は、本市の中心部である JR 姫路駅の駅前や内々環状道路へのアクセス道路であり、船場川線及び内々環状西線との電線共同溝のネットワーク化を図るとともに、電線共同溝整備とあわせて歩道拡幅を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を図るものである。</p> <p>中心市街地での安全かつ快適な歩行者・自転車の利用環境の確保及び都市景観の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） H20～H24</p>



<p><b>都市計画道路整備事業 (船場川線)</b></p> <p>【内容】 延長：602m 幅員：30m</p> <p>【実施時期】 H17～H24</p>	<p>兵庫県</p>	<p>姫路駅西部の内環状道路として、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の南北交通軸の確保を行うものである。</p> <p>通過交通の抑制や過度な流入交通の抑制等による都心交通の円滑化を図り、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) H17～H24 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))(連続立体交差関連公共施設整備事業) H17～H24</p>	
<p><b>電線類地中化事業</b></p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内々環状東線 延長：140m</li> <li>・内々環状南線 延長：320m</li> <li>・内環状東線 延長：800m</li> </ul> <p>【実施時期】 S61～H29</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施する事業である。</p> <p>中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞在時間の増大などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))(連続立体交差関連公共施設整備事業) H14～H25</p>	
<p><b>合流式下水道緊急改善事業</b></p> <p>【内容】 下水道管の流下能力増強等 延長：21,080m</p> <p>【実施時期】 H16～H45</p>	<p>姫路市</p>	<p>雨天時における未処理下水の船場川及び外堀川への流出抑制、中心市街地内での浸水対策として、下水道管の流下能力増強等を実施する事業である。</p> <p>中心市街地において安全・安心に住み、各種活動が展開できる基盤施設整備であり、中心市街地の活性化に向けて必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(下水道事業) H16～H26</p>	

**(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業**

該当なし

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>大手前通り利活用向上事業</b></p> <p>【内容】 大手前通りの利活用向上に取り組む。 ・延長：830m ・幅員：50m</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	姫路市	<p>姫路駅と世界文化遺産・姫路城を結ぶ大手前通りは、戦災復興土地区画整理事業によって昭和30年に完成した。</p> <p>当時としては先進的な広幅員街路であり、また、「日本の道百選」にも選出されるなど、本市のシンボルロードとしての役割を担っているが、都心部の回遊を促し、にぎわいの創出を図るためのさらなる活用が求められている。</p> <p>そこで、高質空間形成調査を踏まえつつ利活用向上に取り組むことにより、にぎわいを創出し、中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞在時間の増大などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>高齢者バリアフリー道路特定事業</b></p> <p>【内容】 ・城南24号線 点字ブロック張替・歩道改修 延長：270m ・城南25号線 点字ブロック張替・歩道改修 延長：350m ・城南32号線 歩道改修 延長：65m ・幹第8号線 点字ブロック設置・歩道改修 延長：2010m</p> <p>【実施時期】 H20～H27</p>	姫路市	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の実現に向け、交通バリアフリー道路特定事業計画に基づいて、歩道段差切り下げ、点字ブロック張り替え、歩道改修を行うものである。</p> <p>姫路駅周辺における高齢者や障害者をはじめとする歩行者の快適性・安全性を高め、回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>南駅前町公園整備事業</b></p> <p>【内容】 園路整備・バリアフリー化・植栽計画などによる公園のリニューアル ・面積：0.26ha</p> <p>【実施時期】 H21</p>	姫路市	<p>姫路駅の南側に位置する南駅前町公園は、近隣の住民はもとより、近隣の事業所で働く従業員にとっての憩いの空間として利用されてきたが、老朽化によりその機能が低下してきている。</p> <p>そこで、園路整備・バリアフリー化・植栽計画などを行うことにより公園をリニューアルするものである。</p> <p>都心の公園を快適な憩いの空間として再生し、来街者にとっても魅力的なものとする。</p>		



		する本事業は、都心居住の魅力の向上や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
--	--	--	--	--

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### 〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

#### 現状分析

- ・官公庁などの公共公益施設については、駅前市役所をはじめ、平成 14 年度に整備された国際交流センター・男女共同参画推進センター（イーグレひめじ内）や兵庫県旅客事務所姫路出張所、兵庫県姫路総合庁舎等が中心市街地内に立地しているが、姫路市役所や地方裁判所、法務局合同庁舎、商工会議所などは中心市街地外縁部に立地している。
- ・文化施設については、市民会館や姫路キャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリー（イーグレひめじ内）、美術館、姫路文学館、歴史博物館などが中心市街地とその外縁部に立地している。
- ・教育施設については、文教地区となっている姫路城周辺には県立・私立の中学校・高等学校、姫路聴覚特別支援学校が立地している。また、平成 21 年度から白鷺小学校及び白鷺中学校を小中一貫教育推進モデル校として開設し、これに伴い城巽小学校跡地に（仮称）姫路市立総合教育センターの整備を予定している。
- ・医療福祉施設については、病院、診療所が多数立地し、高齢者福祉施設及び保育所・託児所が数ヶ所ある。また、中心市街地外縁部には、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、保健所、中央保健福祉サービスセンター等がある。

#### 都市福利施設の整備事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設の整備に関する事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・街なか居住の魅力を高めるための地域コミュニティの強化や居住環境の向上、回遊性を高めるための観光客・市民が憩えるにぎわい交流機能の充実、また、拠点性向上のための教育施設等の一層の充実などが必要である。

#### フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>(仮称)姫路市立総合教育センター整備事業</b></p> <p>【内容】 教育研究所、教育相談センター、少年愛護センターの機能を統合した施設の整備 ・床面積（庁舎棟）： 4,161 m<sup>2</sup></p> <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>教育問題の複雑化・複合化が進む中で、特別な支援を必要とする児童生徒への相談・支援活動に対応する総合的な教育機関として、旧城巽小学校の校舎を改修し、現在の教育研究所、教育相談センター及び少年愛護センターを統合し整備するものである。</p> <p>教育研究、相談等に一元的に対応する、本市教育の中核施設の整備である本事業は、中心市街地の拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>校舎転用の場合の国庫補助金返還及び地方債繰上げ償還免除（地域再生計画の認定によるもの） H20～H21</p>	
				
<p>【(仮称)姫路市立総合教育センター イメージ図】</p>				

<p><b>小中一貫教育推進モデル校の開設</b></p> <p>【内容】 小中一貫教育推進モデル校の開設</p> <p>・床面積： 白鷺小学校 6,445 m<sup>2</sup> 白鷺中学校 4,830 m<sup>2</sup></p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市</p>	<p>小中一貫教育は、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の主要事業に位置付けており、利便性の高い市中心部において、歴史と伝統を有する白鷺中学校と、旧城巽・旧城南の2小学校を廃止して旧城南小学校の位置に新設した白鷺小学校を小中一貫教育推進モデル校として開設する。全市域を対象に校区外からも児童を募集し、小中一貫教育ならではの教育の実践や、他校への提言・啓発を行うものである。</p> <p>来街者の増加や通学が便利なことによる街なか居住の魅力向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会福祉施設の転用の弾力的な承認（地域再生計画の認定によるもの） H21</p>	
---	------------	---	---	--

**（４）国の支援がないその他の事業**

<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p>	<p>国以外の支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p><b>市民活動・ボランティアサポートセンターの開設</b></p> <p>【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンターの開設</p> <p>・センターの機能 ①情報収集・発信 ②人材育成・学習機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録（マッチング）</p> <p>・床面積： 事務・交流スペース （3階）：92.4 m<sup>2</sup> 活動室 （7階）：55.4 m<sup>2</sup></p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市</p>	<p>市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPOやボランティア団体、まちづくり団体などの多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などの拠点として開設するものである。</p> <p>このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根ざした活動等の拠点にもなっている。このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの整備は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



<p><b>人権啓発センターの開設</b></p> <p>【内容】 イーグレひめじ内での人権啓発センターの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>①学習・研究</li> <li>②広報・発信</li> <li>③展示・体験、救済・支援機能</li> </ul> </li> <li>・床面積：200 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>平成 14 年にオープンしたイーグレひめじは、姫路城を眼前に望む優れた立地条件を有し、中心市街地における都市福利施設の集積拠点でもある。</p> <p>このような立地条件や機能集積を有するイーグレひめじ内での人権啓発センターの開設は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>城巽公民館整備事業</b></p> <p>【内容】 旧城巽幼稚園を大規模改修して、コミュニティ活動の拠点となる公民館として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積：485.88 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>城巽地区における公民館の整備は、中心市街地内における地域コミュニティの強化など居住環境の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>にぎわい交流施設整備事業(姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」建替)</b></p> <p>【内容】 姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」の建替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「街の駅」の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地場産品・伝統文化・イベント情報の展示</li> <li>②観光客の一休みスペース</li> <li>③地域住民の交流スペース</li> <li>④飲食・物販スペース</li> <li>⑤その他</li> </ul> </li> <li>・敷地面積：674 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>【実施時期】 H21～H25</p>	<p>商工会議所</p>	<p>姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」は、播磨地域の商業の要である中心市街地の中央部に位置し、世界文化遺産・姫路城と JR 姫路駅・山陽電鉄姫路駅を結ぶ観光動線の間地点に位置している。</p> <p>この「街の駅」を、各種機能を有し、観光客・市民が憩える新たなにぎわい交流拠点として建替・整備することは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### 〔1〕 街なか居住の推進の必要性

#### 現状分析

- ・平成 11 年度から平成 20 年度までのマンションの建設は、基本計画区域で 63 件 1,553 戸であり、平成 21 年の世帯数 4,302 世帯と比較すると新規の住宅供給が活発に行われている。なお、駅周辺の地価が高く、新規供給物件の多くがワンルーム～1DK であるが、近年はファミリー向けマンションの供給も増えている。
- ・一方、中心市街地の人口は平成 21 年には 8,341 人となっており、平成 10 年から約 10.1%減少している。また、市全体（平成 18 年合併前）に占める割合は 1.7%、対平成 10 年比で約 0.3 ポイント低下している。
- ・高齢化も進行し、基本計画区域の高齢者人口比率は平成 10 年の 22.5%から平成 21 年では 24.1%に増加し、市全体の高齢者人口比率 20.5%と比べ約 4 ポイント高くなっている。特に駅北側の魚町・白銀町・駅前町・北条口一丁目では高齢者人口比率が 40%を超えている。
- ・また、基本計画区域の平均世帯人員は 1.94 人であり、高齢単身者が増加しているものと推察される。
- ・このように、中心市街地では、社会減に加え、高齢者人口比率の高さによる自然減が多いため、多くの住宅供給がありながら人口が減少していると考えられる。
- ・一方、平成 21 年度の小中一貫教育推進モデル校の開設により、新たな教育環境を志向する区域外からの住み替えによる転入者増が見込まれる。
- ・また、臨海部において先端技術に関する大規模な工場の建設が進められており、これに関する新規雇用や通勤者による居住需要の発生が見込まれる。

#### 街なか居住の推進事業の必要性

これらの現状を踏まえた街なか居住の推進事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・にぎわいと活力の源泉となり、まちづくり活動の担い手となる居住者の増加に向け、多様な都市機能が集積する中心市街地の魅力をさらに向上させるとともに、様々な世代が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進めるなど、街なか居住の魅力を高めていく必要がある。
- ・防火地域等における密集木造老朽家屋の更新を進め、防災性を向上させるとともに、街なか居住人口の増加を図る施策を推進する必要がある。

#### フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

## 〔2〕 具体的事業の内容

### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### （2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）（土地区画整理事業）（再掲）</b>  <b>【内容】</b> ・面積：約 7.4ha ・区画道路（幅員 4.0m～11.5m） 延長：1,584m ・特殊道路（横断歩道橋：現況利用） 延長：86 m ・公園（街区公園 2 箇所） 面積：2,250 m <sup>2</sup>  <b>【実施時期】</b> H19～H26	姫路市	姫路駅の南西に位置する本地区は、中央部から西側には、工場跡地及び関連する倉庫、社宅跡等の未利用地がまとまって残っており、また、地区東側では JR 山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設により、旧山陽電鉄線用地が帯状に残り、工場跡地とともに有効な土地利用が行われていない状況であり、公共施設の整備も不十分なまま市街化している。 そこで、土地区画整理事業の施行により、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善を行い宅地の利用増進を図る。 JR 山陽本線等連続立体交差事業の進展により南北市街地の一体化が進む中、JR 南側区域での都市基盤施設の整備を進めることにより、街なか居住や新たな商業機能の立地が促進されるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） H19～H26	

### （2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>姫路駅周辺土地区画整理事業（再掲）</b>  <b>【内容】</b> 面積：45.45ha (1)幹線道路 ・大日線 延長：122 m 幅員：36 m ・内環状東線 延長：260 m 幅員：30 m ・内々環状東線 延長：164 m 幅員：25 m ・内々環状西線	姫路市	JR 山陽本線等連続立体交差事業にあわせて実施する本事業により、JR 山陽本線等の高架用地の確保とともに、JR 姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系の確保、都市計画道路、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としてふさわしい街区を形成し、多様な機能立地を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業） S61～H28 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） H15～H26	

延長：118 m 幅員：25 m ・東駅前線 延長：391 m 幅員：25 m ・十二所前線 延長：763 m 幅員：20 m ・下寺町線 延長：423 m 幅員：16～18m ・阿保線 延長：178 m 幅員：15 m ・市之郷線 延長：80 m 幅員：15 m (区画道路 延長：5,298 m 幅員：4～20 m) (2)駅前広場 16,100 m <sup>2</sup> (現況 6,400 m <sup>2</sup> ) (3)公園 神屋公園 (6,402 m <sup>2</sup> ) 他 2 箇所計 16,940 m <sup>2</sup> (4)河川・水路 外堀川、北条川、安田 川、他水路計 2,419 m  <b>【実施時期】</b> H 元～H28				
--	--	--	--	--

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>優良建築物等整備事業</b>  <b>【内容】</b> 中心市街地における優良な共同住宅の供給支援  <b>【実施時期】</b> H23～H26	民間	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、防災上危険な木造老朽家屋の密集する市街地において、土地の利用の共同化、高度化、防災性の向上等に寄与する優良建築物等の整備を促進し、建物更新を進めるための補助を行うものである。 公開空地等を設置する等により都市の防災性を向上させ、街なかの居住人口増加を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		優良建築物等整備事業を検討



## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### 〔1〕 経済活力の向上の必要性

#### 現状分析

- ・平成 21 年 3 月現在、中心市街地内には大規模小売店舗（1,000 m<sup>2</sup>以上）が 13 店舗あり、本市全体に対する比率は店舗数比で約 16%、店舗面積比で約 19%となっている。
- ・これまで中心市街地内では、撤退した大規模小売店舗跡地への出店を除くと、昭和 46 年のフォーラス以降、37 年間も大規模小売店舗の実質的な新規立地がなかったが、姫路駅周辺では、平成 20 年 12 月にプリエ姫路が JR 姫路駅高架下に新規出店し、引き続き、新駅ビル等の大規模小売店舗の整備が予定されている。また、姫路駅南西地区への大規模小売店舗の立地が予定されている。
- ・一方、本市郊外部では、平成 12 年の「大規模小売店舗立地法」施行後だけでも 21 店舗が出店（同法に基づく届出数、平成 21 年 3 月現在）し、中心市街地の商業集客力は低下しつつある。
- ・中心市街地での小売業商店数、従業者数、年間商品販売額はすべて減少傾向にあり、小売業の年間販売額は平成 11 年から平成 16 年の間に約 25%減少している。これは本市全体の減少率約 18%と比較しても大きく、また中心市街地の市全体に対するシェアも微減傾向にあることから、商業の中心地としての位置付けが低下している。
- ・商店街の空き店舗数は約 30～40 店舗で横ばい状態にあり、商店街の店舗数に占める空き店舗割合は 5～7%で推移しており、商工会議所の空き店舗対策事業が効果を現していると考えられる。
- ・中心市街地での歩行者・自転車通行量は漸減傾向である。
- ・姫路城周辺地域での年間入込客数は約 197 万人であり、特に姫路城への登閣者数は、国際観光都市づくりの推進等により増加傾向にあり、平成 19 年度には約 102 万人に達している。特に、外国人観光客の増加が顕著である。
- ・しかしながら、観光と商業機能の連携が十分でないため、観光客は姫路城等の目的地のみを訪れて中心市街地を素通りする傾向が強く、観光集客をまちの活性化に十分活用できていない現状がある。

#### 経済活力の向上事業の必要性

これらの現状を踏まえた経済活力の向上事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・JR 姫路駅高架下の商業施設や新駅ビル等、新たに開業される予定である大規模集客施設への新たな来街者も見込まれることから、さらなる商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図る施策を展開していく必要がある。
- ・また、中小小売店舗単独ではなく商店街単位、複数の商店街共同での活性化施策を推進していく必要がある。
- ・姫路城をはじめとする姫路城周辺地域への観光客が中心市街地を利用する仕組みや魅力づくりを行う必要がある。

### フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

## 〔2〕 具体的事業等の内容

### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>キャストィ 21 コアゾーン (Bブロック) 整備事業</b></p> <p>【内容】 キャストィ 21 コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。</p> <p>【実施時期】 H26～H27</p>	<p>山陽企業㈱</p>	<p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において鉄道高架事業（兵庫県施行）と一体的に進めている「姫路駅周辺土地区画整理事業」により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区である。</p> <p>コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。また、既存の商業施設と連携したイベントの実施や街なかの情報発信を行うことにより、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="683 1413 1174 1742" data-label="Image"> </div> <p>【コアゾーン (B ブロック) 整備イメージ】</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 H26</p>	<p>商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)</p>

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

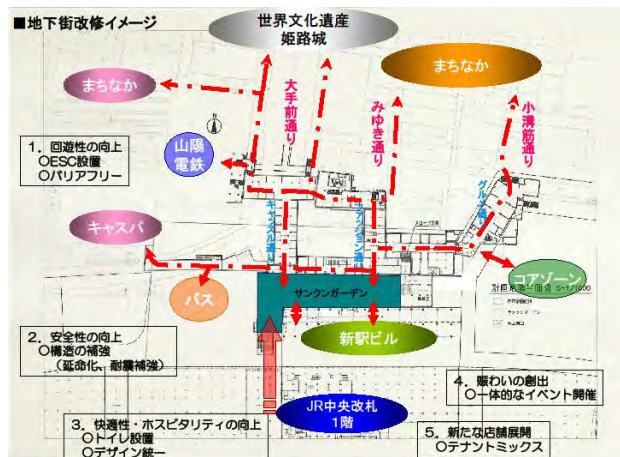
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>キャストィ 21 コアゾーン (Bブロック)整備事業(再掲)</b></p> <p>【内容】 キャストィ 21 コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。</p> <p>【実施時期】 H26～H27</p>	<p>山陽企業(株)</p>	<p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において鉄道高架事業（兵庫県施行）と一体的に進めている「姫路駅周辺土地区画整理事業」により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区である。</p> <p>コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。また、既存の商業施設と連携したイベントの実施や街なかの情報発信を行うことにより、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="683 1014 1174 1341" data-label="Image"> </div> <p>【コアゾーン (B ブロック) 整備イメージ】</p>	<p>商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>H26</p>	

<p><b>地下街改修事業</b></p> <p><b>【内容】</b>          姫路駅前地下街をより安全で利便性が高く魅力的な商業施設として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下街面積：6,900 m<sup>2</sup></li> <li>・店舗面積：3,230 m<sup>2</sup></li> <li>・店舗数：52 店</li> <li>・店舗リニューアル</li> <li>・地下通路改修（美装化、点字ブロック設置）</li> <li>・エスカレーター（4 基）設置</li> <li>・トイレ設置（2 箇所）</li> <li>・給排気設備、基幹設備（給排水、ガス、電気）改修</li> <li>・荷捌施設整備</li> <li>・耐震補強</li> <li>・にぎわい創出イベント事業</li> <li>・防災関連施設改修</li> </ul> <p><b>【実施時期】</b>          H21～H24</p>	<p>㈱ 姫路駅ビル</p>	<p>商業施設を有する姫路駅前の地下街は、駅と街なかを結ぶ駅前空間において、車と交錯せず安全・快適に楽しく歩くことが出来る歩行者動線として、まちの核（駅と城）を結ぶシンボルロード「大手前通り」やその東西に広がる商店街等に人を導き、街なかの回遊に誘う「要」としての重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、老朽化に伴う商業施設の魅力の低下や、バリアフリー対応が不十分であるなど、その機能が十分に発揮されておらず、役割に陰りが見えつつある。</p> <p>その周辺では、播磨の中核都市・姫路にふさわしい都市の顔づくりとして、現駅ビル撤去及び新駅ビル建設、サンクンガーデン整備をはじめとする北駅前広場整備などが予定されており、駅から新たな地下空間となる新駅ビル地下階、サンクンガーデン、地下街を経て街なかへと至る地下動線が形成されることとなっている。</p> <p>そのような中、駅前空間の整備にあわせ、隣接する地下街についても駅前空間との一体的整備を行い、また、新駅ビル地下階との均衡ある店舗配置を行うことで、地下街をより安全で利便性が高く魅力的な商業施設として整備するものである。</p> <p>新駅ビルやサンクンガーデンに集う人々を街なかへと導く「要」である地下街の機能を強化することにより、都心部の商業魅力を高め、集客増や街なかへの回遊性の向上につなげていくことで、歩行者の増加やにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）          H24</p>
		<p><b>【地下街改修計画（案）】</b></p>	





【地下街整備イメージ】



【姫路駅北駅前広場整備完了後の地下動線計画（案）】

**商店街アーケード等整備事業**

【内容】

商店街における、アーケード、カラー舗装、ファサードなどの整備

【実施時期】

H21～H25

商店街振興組合

姫路駅北駅前広場をはじめとした駅前空間の整備に合わせ、姫路城と姫路駅の間に位置し、市内で最も多くの買い物客や観光客で賑わう商店街を、今後も本市の中心市街地としてふさわしい魅力を有するよう、老朽化したアーケードやカラー舗装等の整備、ファサードの改良等を実施するものである。

快適かつ魅力的な商業空間を創出することで、商店街の魅力向上や来街者の利便性を向上させ、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。

社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路駅周辺地区))

H24

<p><b>空き店舗対策事業</b></p> <p>【内容】 空き店舗への出店に対する家賃補助。基本計画期間中は改装費補助も行う。あわせて、空き店舗情報を積極的に発信していく。</p> <p>【実施時期】 H13～</p>	<p>商工会議所</p>	<p>空き店舗への出店に対する家賃補助等の支援を行い、必要な業種・業態の適正配置を図る本事業は、商店街における店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H16～</p>	
<p><b>ひめじウィントピア事業</b></p> <p>【内容】 冬季における光のオブジェやイルミネーションの設置</p> <p>【実施時期】 H14～</p>	<p>商店街等</p>	<p>中心市街地の商店街等においてイルミネーションを設置し、光でまちを演出することで訪れた人々の目を楽しませる本事業は、イベントが少なくなる冬季における集客力の向上及び来街者の回遊促進につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="740 846 1136 1133" data-label="Image"> </div> <p>【ひめじウィントピア】</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H16～</p>	

**(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業**

該当なし

**(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>西二階町コミュニティホール活用事業</b></p> <p>【内容】 西二階町商店街にある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして整備し、有効活用する。</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>西二階町商店街振興組合</p>	<p>西二階町商店街の中ほどにある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして有効活用することで、商店街への来街を促すとともに、地域の交流の場として商店街の活性化に結び付ける。</p> <p>特に、目玉イベントとして月一回の地域寄席を開催するほか、近隣の高校や大学とタイアップしたイベント（作品展など）の開催などを行う。</p> <p>あわせて、姫路城と姫路駅を結ぶ大手前通りに面した商店街入口の一角にある大型駐車場の壁面の一部を和のイメージに</p>	<p>地域商店街活性化事業費補助金 H21</p>	

		<p>した商店街情報発信ボードとして活用することにより、商店街内へ観光客を誘導する。</p> <p>西二階町商店街において新たな集客・交流施設が設置・運営され、あわせて情報発信機能の充実による積極的な情報発信が行われることで、城と駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出に繋げていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>姫路おでん会館</b></p> <p>【内容】 中心市街地にある空き店舗を活用し、「姫路おでん」が食べられる観光・集客スポットとして「姫路おでん会館」を開設する。 あわせて飲食業の創業支援が出来るチャレンジショップとして活用する。</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路おでん協同組合</p>	<p>姫路地域特有の食文化である生姜醤油で食べるおでんを、近年、姫路地方のご当地グルメ「姫路おでん」として、全国に積極的に発信しているが、中心市街地の空き店舗を活用した「姫路おでん会館」は、「姫路おでん」の情報発信や新たな姫路観光の拠点となるとともに、商店街のにぎわいづくりにつながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="785 969 1070 1279" data-label="Image"> </div> <p>【姫路おでんキャラクター「しょうちゃん」】</p>	<p>地域商店街活性化事業費補助金 H21</p>	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>新駅ビル整備事業</b></p> <p>【内容】 駅前の空間を構成する重要な建築物である新駅ビルを、姫路市の玄関口にふさわしいデザインと魅力を備えた施設として整備する。</p> <p>【実施時期】 H21～H25</p>	<p>西日本旅客鉄道(株)</p>	<p>新駅ビルを、本市の玄関口にふさわしい風格やシンボル性を持った魅力ある集客施設として整備することにより、周辺市町からの集客を図るとともに、市外への消費流出を引き止めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p><b>にぎわい交流施設整備事業（姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」建替）（再掲）</b></p> <p>【内容】  姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」の建替  ・「街の駅」の機能  ①地場産品・伝統文化・イベント情報の展示  ②観光客の一休みスペース  ③地域住民の交流スペース  ④飲食・物販スペース  ⑤その他  ・敷地面積：674 m<sup>2</sup></p> <p>【実施時期】  H21～H25</p>	<p>商工会議所</p>	<p>姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」は、播磨地域の商業の要である中心市街地の中央部に位置し、世界文化遺産・姫路城と JR 姫路駅・山陽電鉄姫路駅を結ぶ観光動線の間地点に位置している。</p> <p>この「街の駅」を、各種機能を有し、観光客・市民が憩える新たなにぎわい交流拠点として建替・整備することは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>電博堂の運営</b></p> <p>【内容】  御幸通商店街内における、まちづくりに関する情報発信の拠点となる「情報口利きひろめ屋電博堂」の運営</p> <p>【実施時期】  H15～</p>	<p>NPO 法人 姫路コンベンションサポート</p>	<p>「情報口利きひろめ屋 電博堂」は NPO 法人が運営し、スタジオからのサテライト情報の発信や紙媒体を配布する情報ボックス、まちかど掲示板等による情報発信機能を備えており、まちづくりに関する情報発信の拠点となる施設である。</p> <p>商店街の中心部において、情報収集・発信等を行うことは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>情報発信強化事業</b></p> <p>【内容】  中心市街地全体のマップ、PR 誌の発行、ポータルサイトの構築等の情報発信、宣伝活動の促進</p> <p>【実施時期】  H16～  〔H21 情報発信ボードの整備（西二階町商店街）〕</p>	<p>商店街、民間</p>	<p>本事業は、商店街への来客を促進するため、中心市街地全体のマップ、PR 誌の発行、中心市街地の多様な情報をインターネットや携帯電話で取得できるポータルサイトの構築等、情報発信、宣伝活動を促進するものである。</p> <p>中心市街地の情報を、各種媒体を用いて発信する本事業は、集客力の向上及び来街者の回遊促進が図られるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>一店逸品事業</b></p> <p>【内容】  中心市街地の商店等が開発する、他には無い特徴や価値を有する商品</p>	<p>商店街、民間</p>	<p>中心市街地商店街の個店の魅力を高める「逸品」を開発するとともに、情報を発信することにより商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



<p>等（逸品）の認定制度の創設</p> <p>【実施時期】 H22～</p>				
<p><b>活力あるまちなか商店街づくり促進事業</b></p> <p>【内容】 商店街等が、商店街の活性化のために空き店舗等を活用して行う「テナント・ミックス事業」等に対する支援</p> <p>【実施時期】 H13～</p>	姫路市	商店街における空き店舗の活用を図り、店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進することで商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p><b>がんばるまちなか商店街ソフト事業</b></p> <p>【内容】 中心市街地における商店街等が実施する新たなにぎわいづくりイベント等ソフト事業について助成する。</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	姫路市	商店街等の新たな魅力づくりに向け、商店街等の創意工夫を凝らした特に活性化を図ることができると思われる新たな取組を支援することで、にぎわい創出や回遊性向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p><b>「姫路食博」事業</b></p> <p>【内容】 B級グルメの全国大会「B1グランプリ」の誘致及び地元食材を中心とした食の祭典の開催</p> <p>【実施時期】 H20～H26</p>	姫路食文化協会	毎年開催している「姫路食博」の規模を大幅に拡大し、全国からの集客が期待される大規模イベントとして開催する本事業は、中心市街地のにぎわい創出と回遊性向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p><b>オープンカフェ事業</b></p> <p>【内容】 大手前通り等にオープンカフェやお休み処を設置するとともに、パフォーマンスを実施する。</p> <p>【実施時期】 H17～</p>	姫路市中心市街地公共空間活用連絡協会	中心市街地の大手前通り等の公共空間を活用し、オープンカフェやお休み処を設置することで、まちなみ景観の向上やにぎわい創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		<p>【大手前通りでのオープンカフェ】</p>

<p><b>大道芸フェスティバル</b></p> <p>【内容】 大道芸人によるパフォーマンスを楽しめるイベントを、全国陶器市、秋のオープンカフェの開催にあわせて開催する。</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>商店街、民間</p>	<p>中心市街地の商店街におけるにぎわいを創出し、商店街の活性化を図るため、話題性・集客力のあるイベントを実施する本事業は、来場者を商店街に誘導し、集客力及び回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>																																										
<p><b>活性化イベント事業</b></p> <p>【内容】 城周辺や商店街等において、一年を通じて多彩なイベントを実施</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市、商店街等</p>	<p>中心市街地において多彩なイベントを通年で実施することで、来街者の増加を図り、商店街を含めたまちの活性化とにぎわいの創出などにつなげていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【参考】中心市街地イベントカレンダー</p> <table border="1" data-bbox="986 779 1433 1326"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開催</th> <th colspan="2">行事名</th> </tr> <tr> <th>城周辺</th> <th>商店街等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>【土曜】ひめじでるからんぽ(大手前公園) 「花あふの」姫路城夜桜会 好古園夜桜会 姫路城観桜会・姫路城お花見太鼓</td> <td>春の賑促イベント オープンカフェ</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>毎月第2・第3日曜日 育空パザール(大手前公園)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>【下旬】ゆかた祭り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>市民ふれあふ・朝市(大手前公園)</td> <td>夏の賑促イベント</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>【土曜】姫路お城まつり・姫路城観桜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>【中秋の名月の日】姫路城・好古園観月会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>【下旬】秋の大芋の湯(好古園) 国際交流フェスティバル(大手前公園) 全国陶器市(大手前公園)</td> <td>秋の賑促イベント オープンカフェ</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>市民ふれあふ・朝市(大手前公園)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>市民ふれあふ・朝市(大手前公園)</td> <td>年末セール</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td></td> <td>初市</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>姫路お城まつり(大手前公園) 市民ふれあふ・朝市(大手前公園)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開催	行事名		城周辺	商店街等	4月	【土曜】ひめじでるからんぽ(大手前公園) 「花あふの」姫路城夜桜会 好古園夜桜会 姫路城観桜会・姫路城お花見太鼓	春の賑促イベント オープンカフェ	5月	毎月第2・第3日曜日 育空パザール(大手前公園)		6月	【下旬】ゆかた祭り		7月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)	夏の賑促イベント	8月	【土曜】姫路お城まつり・姫路城観桜		9月	【中秋の名月の日】姫路城・好古園観月会		10月	【下旬】秋の大芋の湯(好古園) 国際交流フェスティバル(大手前公園) 全国陶器市(大手前公園)	秋の賑促イベント オープンカフェ	11月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)		12月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)	年末セール	1月		初市	2月	姫路お城まつり(大手前公園) 市民ふれあふ・朝市(大手前公園)		3月		
開催	行事名																																											
	城周辺	商店街等																																										
4月	【土曜】ひめじでるからんぽ(大手前公園) 「花あふの」姫路城夜桜会 好古園夜桜会 姫路城観桜会・姫路城お花見太鼓	春の賑促イベント オープンカフェ																																										
5月	毎月第2・第3日曜日 育空パザール(大手前公園)																																											
6月	【下旬】ゆかた祭り																																											
7月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)	夏の賑促イベント																																										
8月	【土曜】姫路お城まつり・姫路城観桜																																											
9月	【中秋の名月の日】姫路城・好古園観月会																																											
10月	【下旬】秋の大芋の湯(好古園) 国際交流フェスティバル(大手前公園) 全国陶器市(大手前公園)	秋の賑促イベント オープンカフェ																																										
11月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)																																											
12月	市民ふれあふ・朝市(大手前公園)	年末セール																																										
1月		初市																																										
2月	姫路お城まつり(大手前公園) 市民ふれあふ・朝市(大手前公園)																																											
3月																																												
<p><b>観光ボランティア育成事業</b></p> <p>【内容】 観光ボランティア研修会の実施や活動事業に対する補助</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市、商工会議所等</p>	<p>来街者に対するホスピタリティ醸成のため、観光ボランティア活動を推進する本事業は、中心市街地を案内する人材を育成し、おもてなしの心を育む来街者の回遊性向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>																																										



## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### 〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### 現状分析

- ・ 中心市街地には4路線が乗り入れるJR姫路駅、山陽電鉄姫路駅や、神姫バス、市営バスのターミナルがあり、公共交通機関の利便性は高いが、JR姫路駅、山陽電鉄姫路駅における鉄道乗車人数はともに漸減傾向にあり、特に山陽電鉄姫路駅は平成10年から平成19年までの間で約3/4まで大きく落ち込んでいる。
- ・ 一方、平成18年播磨都心圏パーソントリップ調査によると、都心・中心市街地の代表交通手段分担率における自動車分担率は、市内他地域より低いものの43%となっており、自動車への依存度が高いが、中心市街地内の主要道路における自動車交通量は漸減傾向にあり、平成8年度と平成20年度を比較すると大手前通りの主要2交差点（大手前交差点、白銀交差点）平均で約8,000台/日程度減少している。
- ・ 駐車場については、平成20年度調査では中心市街地内に166箇所、収容台数8,271台（一時預り）が整備されている。

#### 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性

これらの現状を踏まえた公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・ 中心市街地により多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在できるような取組が必要である。このため、環境問題への対応も見据え、中心市街地では徒歩と公共交通を中心とした、快適に移動できるまちづくりを目指し、公共交通の利便性向上や自転車の利用環境の充実を図り、訪れやすく、移動しやすい環境整備を進めていく必要がある。
- ・ あわせて、姫路城大天守保存修理をはじめ、外国人観光客への対応など、国際観光都市にふさわしいまちづくりを進めていく必要がある。

#### フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

## 〔2〕 具体的事業の内容

### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### （2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業（駅前広場整備事業）（再掲）</b>  <b>【内容】</b> 姫路駅北駅前広場の拡張整備（サンクンガーデン整備、交通結節点機能向上（地下街改修、歩行者デッキ・眺望デッキ等・情報発信施設・観光案内情報板等整備）他） 北駅前広場面積：約 1.6ha  <b>【実施時期】</b> H18～H26	姫路市	播磨の中核都市・姫路の玄関口にあたるエントランスゾーンは、まちの顔として、姫路への来訪者に第一印象を与える重要な地区であり、市民も、都心部に来たというときめきと憩いを期待する地区である。 このため、国内外から多くの人が訪れる都市の玄関口にふさわしく、高質で利便性が高く、ゆとりとうるおいにあふれたにぎわいのある駅前空間とするため、姫路駅北駅前広場を現在の 2.5 倍（6,400 m <sup>2</sup> →16,100 m <sup>2</sup> ）に拡張整備する。人が集い、憩い、また、イベントなどができるにぎわいの空間として、現在の駅ビル撤去後の地下空間を活用し、新駅ビルの地下階と地下街とを結ぶサンクンガーデンを整備するとともに、バス、タクシー及び一般車乗降場を機能的に再配置し、歩行者デッキの整備など、公共交通機関の利用者が安全で快適に乗り継ぎができるように交通結節点機能の向上を図る。 さらに、南北駅前広場の役割分担を踏まえた上で、今後、バス事業の再編計画、北駅前広場の実施計画及び環状道路網の整備状況などを見据え、南駅前広場整備計画策定に取り組んでいく。 このように、駅前での新たなにぎわい空間の創出と、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅、大手前通り及び周辺街区等を結ぶ地下及びデッキレベルの新たなネットワーク形成により、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） H23～H26	
<b>姫路城周辺観光ループバス事業</b>  <b>【内容】</b> 姫路駅を基点としたワンコイン運賃で姫路城周辺を巡るレトロ調ボ	神姫バス(株)	姫路城周辺観光ループバスは、姫路駅と姫路城周辺の主要観光施設間の移動を容易にするものであり、観光客の手軽な交通手段として乗車人員が順調に増加している。 そこで、車両を更新し、バリアフリー対応（車椅子乗車可能）の新型車両を導入す	中心市街地活性化ソフト事業 H18～	



ンネットバス「姫路城周辺観光ループバス」の運行  
 新型車両の導入及び停留所の外国語対応を行う。

- ・運行日：  
 毎日（1月1日から1月3日除く）※12月～2月は土・日・祝日のみ
- ・運行回数：  
 平日 16 便  
 土日祝 27 便
- ・料金：  
 大人 100 円  
 小人 50 円  
 （一日乗車券は大人 300 円、小人 150 円）

【実施時期】

H10～  
 [H21 新型車両の導入、  
 停留所の外国語対応]

るとともに、停留所を外国語対応（4ヶ国語併記）とすることによりさらなる利用促進を図る本事業は、中心市街地での回遊性の向上や滞在時間の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。



【姫路城周辺観光ループバス運行ルート】



【旧型車両】



【新型車両】

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>J R 山陽本線等連続立体交差事業（再掲）</b> <b>【内容】</b> (1)連続立体交差事業 ・JR 山陽本線 市川右岸～中央南北幹線 4,260m ・JR 姫新線 姫路駅取付部 1,333m ・JR 播但線 姫路駅取付部 1,036m ・貨物・車両基地 別所・飾西地区へ移設 10.7ha ・山陽電鉄 延末線～姫路駅 870m	兵庫県	JR 姫路駅を中心とする地区は、各種交通機関や商業・業務機能が集中する播磨地域の交流拠点であり、社会・経済活動の中心地でもあるが、JR 各線が平面で東西を貫通し、広大な貨物ヤード跡地等が南北交通の流れを妨げ、市街地発展の大きな障壁となっている。こうした状況を踏まえ、姫路駅周辺整備の基幹事業として、JR 姫路駅付近の鉄道高架化を進めることで、踏切の撤去による安全性の確保、交通渋滞の緩和、騒音と排気ガス等の軽減による環境負荷の軽減、南北を結ぶ都市計画道路の大幅な増加による南北交通の円滑化、JR 姫路駅を中心とした南北市街地の一体化を図り、さらに、広大な鉄道施設跡地を活用した新たなまちづくり計画であるキャストィ21の推進や高架下空間の有効利用などを図る	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（連続立体交差事業） S63～H22	

<p>(2)連続立体交差事業関連 街路整備事業</p> <p>① 交差道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内環状東線 延長 255m 幅員 30m</li> <li>・船場川線 延長 538m 幅員 30m</li> </ul> <p>(2) 関連側道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本線高架側道1号線 延長 582m 幅員 9m</li> </ul> <p>【実施時期】 S63～H22</p>		<p>ものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業(駅前広場整備事業)(再掲)</b></p> <p>【内容】 姫路駅北駅前広場の拡張整備(サンクンガーデン整備、交通結節点機能向上(地下街改修、歩行者デッキ・眺望デッキ等・情報発信施設・観光案内情報板等整備)他) 北駅前広場面積:約 1.6ha</p> <p>【実施時期】 H18～H26</p>	<p>姫路市</p>	<p>播磨の中核都市・姫路の玄関口にあたるエントランスゾーンは、まちの顔として、姫路への来訪者に第一印象を与える重要な地区であり、市民も、都心部に来たというときめきと憩いを期待する地区である。</p> <p>このため、国内外から多くの人を訪れる都市の玄関口にふさわしく、高質で利便性が高く、ゆとりとうるおいにあふれたにぎわいのある駅前空間とするため、姫路駅北駅前広場を現在の 2.5 倍 (6,400 m<sup>2</sup>→16,100 m<sup>2</sup>) に拡張整備する。人が集い、憩い、また、イベントなどができるにぎわいの空間として、現在の駅ビル撤去後の地下空間を活用し、新駅ビルの地下階と地下街とを結ぶサンクンガーデンを整備するとともに、バス、タクシー及び一般車乗降場を機能的に再配置し、歩行者デッキの整備など、公共交通機関の利用者が安全で快適に乗り継ぎができるように交通結節点機能の向上を図る。</p> <p>さらに、南北駅前広場の役割分担を踏まえた上で、今後、バス事業の再編計画、北駅前広場の実施計画及び環状道路網の整備状況などを見据え、南駅前広場整備計画策定に取り組んでいく。</p> <p>このように、駅前での新たなにぎわい空間の創出と、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅、大手前通り及び周辺街区等を結ぶ地下及びデッキレベルの新たなネットワーク形成により、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) H23～H26</p>	
<p><b>キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業((仮称)姫路駅西交通広場整備事</b></p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅西側からの駅利用者の利便性を高めるため、姫路駅北駅前広場の西側に隣接した街区に、一般車乗降場などを設置することによって、北駅前広場の交通機能を</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(区</p>	

<p><b>業) (再掲)</b></p> <p><b>【内容】</b> 姫路駅北駅前広場西側隣接街区に一般車乗降場などを設置 面積：約 0.3ha</p> <p><b>【実施時期】</b> H20～H25</p>	<p>補完するとともに、土地の高度利用を図り、姫路駅西地区の新たなにぎわいを創出するものである。</p> <p>駅利用者の利便性をさらに高めるとともに、土地の高度利用によるにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>画) と一体の効果促進事業) H24～H25</p>
---	---	-----------------------------------

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>姫路城大天守保存修理事業</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦葺直し</li> <li>・漆喰塗替え</li> <li>・補強工事</li> <li>・仮設物工事</li> </ul> <p><b>【実施時期】</b> H21～H26</p>	<p>姫路市</p>	<p>世界文化遺産・姫路城の大天守の外壁及び屋根瓦の補修と耐震性能評価に基づく構造補強など大規模な保存修理工事を実施する事業であり、現場は原則公開とし、文化財の保護、保存修理に対する啓発やPRを行うとともに、姫路城の価値を広くアピールするものである。</p> <p>本市の最大の観光資源である姫路城を保全するとともに、修理期間中ならでの見学、学習機会を創出することで、姫路城の文化財としての価値や魅力を広く内外にアピールし、集客力の向上等を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>国宝重要文化財等保存整備費補助事業 H21～H26</p>	

【見学スペース(素屋根内)】

【素屋根断面図(東側から)】

【工素屋根と資材搬入用足場】

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>ソフトウェア業等立地促進補助事業</b></p> <p>【内容】 ソフトウェア業等の新規立地に対する支援 基本計画期間中に限り、中心市街地における支援対象の拡大等を実施する。(H22～)</p> <p>【実施時期】 S63～</p>	姫路市	<p>ソフトウェア業等の立地を促進するため、これらの新規立地に対し支援を行う本事業は、基本計画期間中に限り、中心市街地内の商業地域及び近隣商業地域において、支援対象を拡大し、従来の情報サービス業に加え、インターネット附随サービス業等も対象とし、また、支援対象となる条件を緩和することとしている。</p> <p>本事業は中心市街地における業務機能の集積を図るものであり、活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>JR 姫新線輸送改善事業</b></p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上設備工事（高速化に伴う軌道改良など）</li> <li>・新型車両導入：19両</li> <li>・延長：50.9km (JR 姫路～上月駅)</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間短縮 姫路～上月： 現行 76分⇒65分以内 姫路～播磨新宮： 現行 33分⇒30分以内</li> <li>・バリアフリー 新型車両は全てバリアフリー対応</li> </ul> <p>【実施時期】 H18～H21</p>	西日本旅客鉄道(株)	<p>運行速度が遅いこと、運行本数が少ないことなどから利用者数が減少傾向にあるJR 姫新線の姫路～上月駅間において、軌道改良、新型車両の導入等による高速運行を行い、姫路駅との所要時間を短縮し、利便性を向上することで、公共交通機関の利用を促進し、中心市街地への来訪者やその滞在時間の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	 <p>The image shows two train models side-by-side. On the left is an older, orange and white train labeled '【旧型車両】'. On the right is a newer, more modern train labeled '【新型車両】'. A green arrow points from the old model to the new model, indicating a transition or improvement.</p>	
<p><b>バス 100円運賃(ワンコイン運賃)制度</b></p> <p>【内容】 姫路駅を中心とする概ね1km圏内にあるバス停留所区間において、大人170円(一部200円)を100円(子供50円)とする運賃割引制度の導入</p> <p>【実施時期】 H13～</p>	神姫バス(株)、市営バス	<p>利用しやすいバス運賃とすることにより、バス輸送による街なかの回遊性の向上や公共交通機関の一層の利用増進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



<p><b>姫路市公共交通バリアフリー化促進事業（バス）</b></p> <p>【内容】 乗合バス事業に供する低床バスの購入に要する費用に対する補助</p> <p>・計画期間中（平成 21～26 年度）のノンステップバス購入費助成台数 大型：33 台、 大型（ハイブリッド）：2 台 中型：1 台</p> <p>【実施時期】 H6～</p>	<p>姫路市</p>	<p>バス車両のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が公共交通を容易に利用できる環境を整備する本事業は、来街者の利便性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>自転車利用環境整備</b></p> <p>【内容】 駐輪場の整備、自転車と歩行者の分離などの総合的な対策の実施</p> <p>【実施時期】 H20～H22</p>	<p>姫路市 （駐輪場の整備については未定）</p>	<p>中心市街地における自転車利用促進を図る本事業は、中心市街地へのアクセスを安全・容易にし、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【自転車通行帯の設置】</p>		
<p><b>レンタサイクル事業</b></p> <p>【内容】 観光レンタサイクルの運営</p> <p>【実施時期】 H10～</p>	<p>姫路市</p>	<p>観光客にとって手軽に利用でき、観光施設間のアクセスを容易にする交通手段であるレンタサイクルを駅前や城周辺において運営する本事業は、観光客の利便性を向上し、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>「体験型集客イベント～まちなかあるき～」の実施</b></p> <p>【内容】 本市の魅力を随所で体感できるよう市民がおもてなしの主役になって観光客を案内する。</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>民間</p>	<p>観光客が歩きながら地域に根付いた歴史や伝統、文化などに触れ、中心市街地などの新たな魅力を発見することができる本事業は、集客力や回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p><b>観光パスポート事業</b></p> <p>【内容】 姫路城をはじめとする主要な観光施設や文化施設の入場券をセットにし、割引券や物販店の割引特典を付与した割安な観光パスポート（共通入場券）の発行・PR</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>姫路市</p>	<p>観光客の回遊性の向上を図るとともに、中心市街地周辺店舗の割引特典を付与する本事業は、中心市街地での滞在時間の増大につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【姫路観光パスポート】</p>		
<p><b>外国人向け観光振興事業</b></p> <p>【内容】 外国語パンフレットの作成、外国語による観光案内、大手前通りでのショーウィンドウを利用したギャラリーの設置など</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市、民間</p>	<p>増加傾向にある外国人観光客が、分かりやすく、楽しく回遊できる環境整備を行う本事業は、中心市街地の集客力向上やにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>木下大サーカスの開催</b></p> <p>【内容】 大手前公園でのサーカス公演の開催</p> <p>【実施時期】 H23</p>	<p>民間</p>	<p>中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園において、世界三大サーカスの一つに数えられる木下大サーカスを長期間（約3か月）にわたり継続開催する本事業は、姫路城大天守保存修理期間中における中心市街地への来街者の減少を食い止め、にぎわいの創出や回遊性の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の推進</b></p> <p>【内容】 姫路のまちを美しく安全で快適にするため、条例を施行し、姫路城周辺及び大手前通りでの路上喫煙（平成20年4月1日～）やごみのポイ捨てを禁止している。</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>姫路市</p>	<p>国内外から多くの人々が訪れる姫路城周辺や大手前通りにおいて、路上喫煙やごみのポイ捨てを禁止することで、まちを美しく保ち、安全で安心して快適に移動・滞在できるようにするものであり、観光客等の回遊性の向上が期待できることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【路上喫煙禁止区域（美化強化区域）】</p>		

<p><b>姫路城と調和した景観の形成</b></p> <p>【内容】 一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等を「都市景観形成市民団体」として認定し、活動を支援</p> <p>【実施時期】 H9～</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路城周辺の地区において、城と調和した城下町の歴史的な景観形成を図ることで中心市街地の集客力や回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---	------------	--	--	--



# ■中心市街地の活性化イメージ

## 拠点性の向上

- (仮称)総合教育センター整備事業
- 市民活動・ボランティアサポートセンターの開設
- 人権啓発センターの開設

## 回遊性の向上

- 大手前通り高質空間形成調査
- 大手前通り利活用向上事業
- 姫路公園(大手前公園)改修事業
- 都心環状道路網の整備
- 都市計画道路整備事業
- JR姫路駅自由通路整備事業
- バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度
- 自転車利用環境整備
- レンタサイクル事業
- 観光パスポート事業
- 「体験型集客イベント～まちなかあるき～」の実施
- 木下大サーカスの開催
- オープンカフェ事業
- 観光ボランティア育成事業

## 快適・安全・美しいまちづくり

- 「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の推進

## 業務集積の促進

- ソフトウェア業等立地促進補助事業

都市魅力向上による  
観光集客

都市機能集積による  
居住魅力向上

## 姫路城の再生

- 姫路城大天守保存修理事業

## 城周辺の魅力向上

- 〇姫路城と調和した  
景観の形成

## 内外への情報発信

- 外国人向け観光振興事業

### 【施策区分の色分け】

- 市街地の整備改善
- 都市福祉施設の整備
- 街なか居住の推進
- 商業の活性化
- 公共交通機関の利便増進等
- 関連事業

## 魅力ある商業空間づくり

- 新駅ビル整備事業
- 地下街改修事業
- 商店街アーケード等整備事業
- にぎわい交流施設整備事業
- 西二階町コミュニティホール活用事業
- 活力あるまちなか商店街づくり促進事業
- がんばるまちなか商店街ソフト事業
- 空き店舗対策事業
- 大道芸フェスティバル
- 姫路おでん会館
- 「姫路食博」事業
- 電博堂の運営
- 情報発信強化事業
- 一店逸品事業
- 活性化イベント事業
- ひめじウイントピア事業
- コアゾーン(Bブロック)整備事業

## 公共交通の利便性向上

- JR山陽本線等連続立体交差事業
- JR姫新線輸送改善事業
- 姫路市公共交通バリアフリー化  
促進事業(バス)
- 姫路城周辺観光ループバス事業

## 新たな姫路の玄関口 (にぎわい空間)創生

- エントランスゾーン整備事業  
(駅前広場、(仮称)駅西交通広場)
- コアゾーン整備事業
- 姫路駅周辺土地区画整理事業

## 住宅供給促進

- 駅南土地区画整理事業
- 優良建築物等整備事業

## 快適な都心空間の創出

- 合流式下水道緊急改善事業
- 高齢者バリアフリー道路  
特定事業
- 電線類地中化事業
- 南駅前町公園整備事業

## 教育、コミュニティ 機能強化

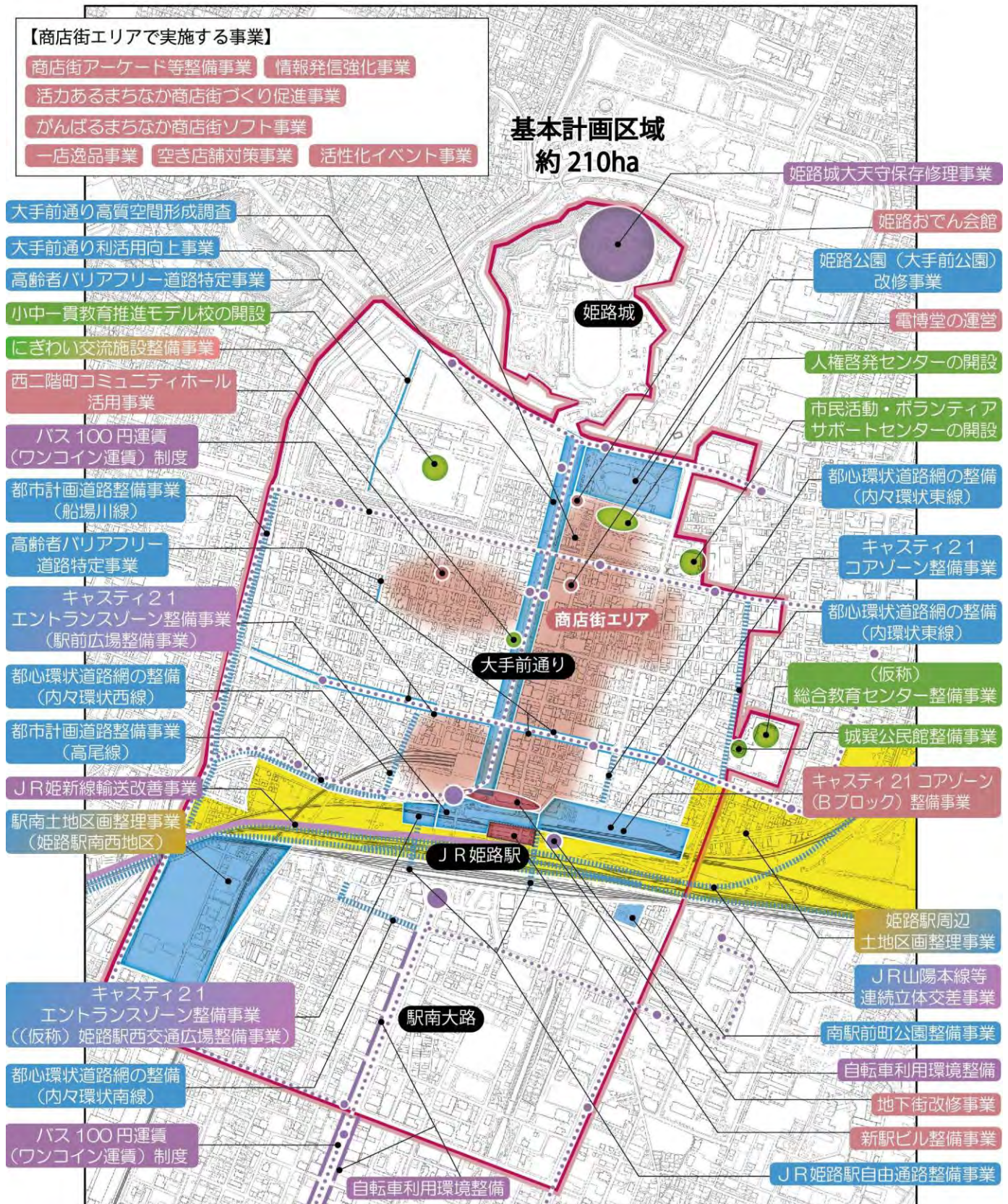
- 小中一貫教育推進モデル校の  
開設
- 城巽公民館整備事業

人々が訪れ、集い、回遊するまち

人々が暮らしたく  
なるまち



◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
事業実施箇所図





## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### 〔1〕市町村の推進体制の整備等

#### （1）庁内における推進体制

##### ①中心市街地活性化を担当する組織

○平成19年4月、産業局（現商工観光局）に「中心市街地活性化推進室」を設置

##### ②姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

○平成20年4月、中心市街地活性化に関連する市庁内の調整・情報収集並びに検討・協議を行う組織として、関係局長級で構成される姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置。同委員会内には、関係各課長級で構成される所掌事項に関する個別事項を検討するワーキンググループを設置

##### 姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会の構成

区 分	所 属
委員長	副市長
副委員長	副市長
委 員	技術審議監、市長公室長、財政局長、健康福祉局長、商工観光局長、都市局長、建設局長、姫路駅周辺整備本部副本部長、教育次長

##### （開催状況）

平成20年4月11日から平成20年11月12日にかけて計5回開催している。

#### （2）学識経験者、市民等からの提言

##### ①姫路市中心市街地活性化懇話会の設置

姫路市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、学識経験者、市民等から広く提言を求めため、平成20年5月、姫路市中心市街地活性化懇話会を設置

##### 姫路市中心市街地活性化懇話会の構成

区 分	機関・団体名	役 職
学識経験者	兵庫県立大学	経済学部教授
	兵庫県立大学	環境人間学部教授
住民代表	姫路市連合自治会	副会長
	姫路市連合婦人会	書記
経済界	姫路商工会議所	商業振興委員会委員長
商業関係	姫路市商店街連合会	会長
観光関係	姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
まちづくり団体	姫路・大手前通り街づくり協議会	会長
議 会	姫路市議会	議員
公 募	公募委員	
	公募委員	

### **(開催状況)**

平成 20 年 5 月 20 日から平成 20 年 11 月 20 日にかけて計 4 回開催している。

### **② 中心市街地商業事業者意見交換会**

中心市街地活性化において商業等を営む代表者を対象に、中心市街地全般や基本計画に対する意見を自由に交換する場として「中心市街地商業事業者意見交換会」を開催し、以下のようなテーマで討議を行った。

#### **(意見交換会での検討経緯)**

・平成 19 年 11 月 29 日

中心市街地の最近 10～15 年の変化、これから 10～20 年後のあり方、将来像を実現するための方策等に関する自由討議（ワークショップ形式）

### **(3) (株)まちづくり姫路の設立**

官民協同のまちづくり機関として、「中心市街地の活性化に関する法律」の規定に基づき、平成 20 年 6 月 16 日に(株)まちづくり姫路を設立した。

## 〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会が平成20年11月11日に設立された。

また、姫路市中心市街地活性化基本計画について集中的に審議、検討を行うため、同協議会に幹事会及び基本計画検討分科会が設置された。

さらに、中心市街地活性化の各要素（大手前通り、まちなか居住、まちなか集客施設、まちなか産業誘致、域内交通、商業）毎に調査・研究を行う部会が設置された。

構成員及び開催状況は以下のとおり。

### (1) 構成員

(平成26年7月現在)

役職名	所属団体名	役職名
会長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街(振)	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街(振)	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長
	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街(振)	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん(協)	理事長
	NPO 法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街(振)	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
(株)ヤマトヤシキ	執行役員社長室長	
監事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事



## (2) 規約

### 姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 姫路商工会議所
  - (2) 株式会社まちづくり姫路
  - (3) 姫路市
  - (4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、または、なくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

- 第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

- 第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。
- 2 会費については、別途定める。
- 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

- 第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。
- 2 監事は、会長が指名する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除名)

- 第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。
- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

- 第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

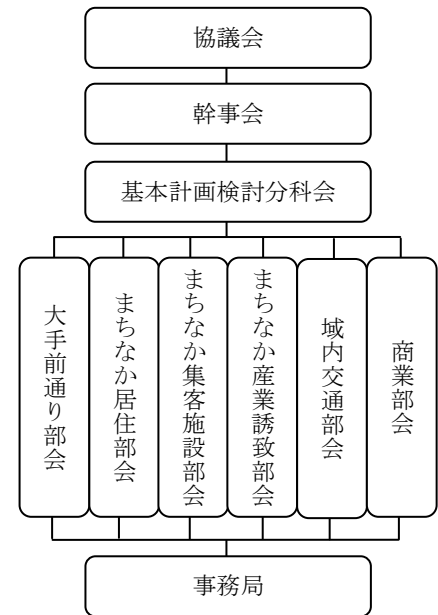
### (3) 開催状況

#### ① 総会等の開催状況

年月日	会議（内容）
平成20年7月30日	第1回準備会の発足
平成20年8月26日	第2回準備会（講演会等）
平成20年10月1日～2日	第3回準備会（先進都市事例視察）
平成20年11月11日	第1回総会（設立総会）
平成20年12月24日	第1回幹事会（構成員加入の承認、基本計画検討分科会の設置等）
平成21年1月20日	第1回基本計画検討分科会（講演会等）
平成21年1月30日	第2回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年2月17日	第2回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年2月27日	第3回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年3月17日	第3回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年3月25日	第4回幹事会（構成員加入の承認、21年度事業計画及び収支予算等）
平成21年3月25日	基本計画検討結果発表会
平成21年4月21日	第4回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年5月1日	第5回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年5月26日	第5回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年5月26日	第6回幹事会（構成員加入の承認、20年度事業報告及び収支決算等）
平成21年6月16日	第6回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年6月16日	第2回総会（20年度事業報告及び収支決算、21年度事業計画及び収支予算等）
平成21年7月14日	第7回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年7月16日	第7回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年8月12日	第8回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見等）
平成21年8月12日	第3回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見等）
平成22年6月1日	第4回総会（21年度事業報告及び収支決算、22年度事業計画及び収支予算等）
平成23年3月28日	第5回総会（役員の選任、姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見）
平成24年3月9日	第6回総会（22年度事業報告及び収支決算、23年度事業計画及び収支予算等）
平成24年6月29日	第7回総会（23年度事業報告及び収支決算、24年度事業計画及び収支予算等）
平成24年10月22日	第8回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見）
平成25年3月14日	第9回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）
平成26年3月31日	第10回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）
平成26年7月30日	第11回総会（25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算等）
平成26年10月23日	第12回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）

## ②部会の開催状況

○大手前通り部会 第1回 平成21年5月20日 第2回 平成21年6月17日 第3回 平成21年7月9日 第4回 平成21年8月3日	○まちなか産業誘致部会 第1回 平成21年5月22日 第2回 平成21年6月19日 第3回 平成21年7月6日 第4回 平成21年8月6日
○まちなか居住部会 第1回 平成21年5月25日 第2回 平成21年6月15日 第3回 平成21年7月7日 第4回 平成21年7月28日	○域内交通部会 第1回 平成21年5月19日 第2回 平成21年6月2日 第3回 平成21年6月30日 第4回 平成21年7月22日
○まちなか集客施設部会 第1回 平成21年5月21日 第2回 平成21年6月10日 第3回 平成21年7月3日 第4回 平成21年7月24日	○商業部会 第1回 平成21年5月20日 第2回 平成21年6月10日 第3回 平成21年6月24日 第4回 平成21年7月8日 第5回 平成21年7月22日 第6回 平成21年8月5日



【姫路市中心市街地活性化協議会の組織】

#### (4) 姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見

平成 21 年 8 月 28 日に協議会から市に提出された意見は以下のとおり。

##### 姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見

はじめに

姫路市中心市街地活性化基本計画は、基本的な方針等大きな方向性について極めて妥当性が高い内容となっている。その方向性を具現化するため姫路市中心市街地活性化協議会において検討を行い、姫路市中心市街地が真の意味で活性化するためには更なる追加事業が必要であると結論付けた。

そのような認識のもと、姫路市中心市街地活性化協議会では、中心市街地活性化法改正の理念に則り、まちづくりの各要素（都市基盤整備、定住人口、都市福利施設、就業人口、域内交通機能、商業）をそれぞれ充実させていくことが必要不可欠であると考え、右記ガイドラインに基づき、要素ごとに右記のとおり 6 部会を組織して具体的な事業について検討を進めてきた。姫路市職員も全部会に所属してすべての会議に出席し、ともに意見集約に努めた。

検討期間が短く、かなり厳しい日程での検討にはなったが、その期間の中でも計 3 9 回、延べ出席者数 4 7 6 名、会議時間合計 6 3 時間強もの議論を重ねて意見集約に努めた。短期間であるが故に、意見を実際に計画し実践する段階までは到達していないものの、大きな方向性については示すことができたのではないかと自負している。

姫路市中心市街地活性化協議会  
会長 米田 徳夫

##### 姫路市中心市街地活性化協議会 ガイドライン

播磨の中核都市「姫路」の中心市街地の活性化を図るため、つまり、まちの賑わいを創出するため、姫路市中心市街地活性化協議会は下記のガイドラインに基づき、姫路市中心市街地活性化基本計画について検討する。

1. まちの賑わいは、長期に及ぶ施策、事業を反映して効果を発揮する。姫路市中心市街地活性化基本計画は、「着眼長期、着手 5 ㄱ年」の観点で策定、実施、調整されるものであるという認識のもと、検討を進める。
2. 姫路市中心市街地活性化を図るにおいて、旧中心市街地 7 4 h a の「賑わい復活」を必須課題とする。
3. 旧中心市街地の活性化を図るうえで、商店街の活性化は必要不可欠である。そこで、商店街を「花」に例えると、
  - (1) 街路等の整備を始めとした都市基盤整備事業は、花を咲かせるための「土」壌づくりである。
  - (2) 行政機関、病院、学校等の都市福利施設は、大輪の花を支える「茎」である。
  - (3) 職場と従業者は、養分をつくる「葉」である。
  - (4) 公共交通機関、自転車等の中心市街地内回遊を促進する、歩行を補完する域内交通機能は、根・茎・葉・花を結ぶ「管」である。
  - (5) 土（都市基盤整備）、根（定住人口）、茎（都市福利施設）、葉（昼間人口）、管（域内交通機能）が揃って、その上に大輪の花（商業）が咲く。土、根、茎、葉、管のいずれが欠け、イベント等の集客により活性化したように見える商業は造花に過ぎない。

##### 姫路市中心市街地活性化協議会 部会

1. 大手前通り部会 (部会員数： 1 1 名)
2. まちなか居住部会 (部会員数： 8 名)
3. まちなか集客施設部会 (部会員数： 9 名)
4. まちなか産業誘致部会 (部会員数： 9 名)
5. 域内交通部会 (部会員数： 8 名)
6. 商業部会 (部会員数： 1 6 名)



1. 官民共同の「姫路まちづくり推進機構（仮称）」の設置について

姫路市中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」と言う。）を姫路市が策定しているが、もっとも重要なことは基本計画を実行することであり、また、状況に応じて追加事業を計画、推進して、中心市街地を活性化することだと考えている。

ついては、基本計画の進捗管理や状況に応じた見直し、また、事業によっては推進自体を担う組織として、官民共同の「姫路まちづくり推進機構（仮称）」を姫路市中心市街地活性化協議会（以下、「当協議会」と言う。）の下に常設することを提案する。

同機構は、構成団体の責任者で組織される定例会議において基本計画の進捗管理を行うとともに、関連組織の職員等が常勤して姫路のまちづくりに関する調査、企画、調整、事業推進・支援等に取り組む。特に、定例会議においては、事業計画の見直し、追加事業の検討等重要な意思決定を行う必要があるため、構成団体内部組織の事務分掌に捉われずに意思決定をすることができる責任者で組織されることが肝要である。

2. 中核区域の設定について

旧基本計画区域約74haが姫路市の中核であり、中核における更なる賑わい創出が姫路市の活性化につながると認識している。そこで、基本計画区域の中でも、核となる旧基本計画区域を中核区域と位置付け、中核区域の活性化に重点的に取り組まれない。

3. 大手前通りの整備、および、利活用について

大手前通りは、姫路城と姫路駅を結ぶ姫路のメインストリートであり、姫路市中心市街地、特に、中核区域を象徴する都市空間である。

姫路市において整備計画を策定される際には、沿道地権者、住民、事業者等の意向を十分に汲まれるよう留意されたい。大手前通り両端の二核である駅前広場と姫路城の整備時期に合わせ、遅滞なく整備を完了するよう要望する。

利活用については姫路まちづくり推進機構（仮称）で協議、検討し、イベント実施の際にはスムーズに許可が下りるよう官民共同で取り組むよう提案する。

4. 街なか居住の促進について

街なか居住を促進するため、共同住宅等の供給が欠かすことのできない要件である。その起爆的プロジェクトとして、キャスティ21コアゾーンの一部を1千人規模の居住が見込まれる共同住宅用地として整備するよう位置付けられたい。加えて、住宅供給、特に、共同住宅供給を促進する補助制度を創設するよう提案する。

中核区域における居住促進補助制度を創設することも合わせて提案する。

5. 街なか集客施設の整備について

世界中からコンベンションを誘致することを狙い、世界文化遺産 姫路城や好古園と一体化し、宿泊機能も有した2,500人規模の国際コンベンションセンターを整備することを提案する。

姫路城周辺、たとえば、姫路警察署跡地に、姫路城について知り、学び、体験できる姫路城文化館（仮称）の整備を提案する。

6. 街なか産業誘致について

街なかの昼間人口を増やし、生涯現役プロジェクトを推進するため、市立生涯学習大学の街なかキャンパスを、中核区域内に、具体的には、姫路商工会議所街の駅を建て替えて設置することを提案する。

7. 中心市街地循環バスの実現について

拡散した都市機能を結び、中心市街地における回遊性を高めるため、中心市街地循環バスの運行が必要であると考え。については、社会実験の実現に向けて取り組むよう要望する。

8. 中心商店街の振興について

中心商店街において、気軽に集まり、相談できる場づくり等自主的な活動に取り組んでいくべく検討を進めていこうと考えている。

また、街なかへの集客のため、姫路まちづくり推進機構（仮称）に街なか情報を一元的に集約し発信する仕組みをつくることを提案する。

### 〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### （1）客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

本市では平成11年3月に策定した旧基本計画に基づき、中心市街地における市街地の整備改善及び商業活性化を図ってきた。しかし、現況データ等の把握、市民等の意向調査の分析によると、中心市街地は「まちの顔」としての重要な役割が低下しつつあり、その活力の低下は依然として続いている。

今後の中心市街地活性化を図る上では、これらの客観的現状分析、市民等の意向調査を踏まえ、市街地の整備改善、商業活性化に加え、街なか居住の推進や都市福利施設の整備、公共交通の利便性向上などを含めた総合的かつ一体的なまちづくりを推進していく必要がある。

また、これらの事業の実施に当たっては、民間活力の導入が不可欠であり、また、行政、商工会議所、商業者、民間団体等それぞれが当事者意識と危機感を共有することが重要であることから、これらの団体で構成された姫路市中心市街地活性化協議会との十分な連携を図りながら取り組んでいくこととする。

#### ①旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔2〕これまでの中心市街地活性化の取組と検証」に記載

#### ②客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔3〕中心市街地の現状分析」に記載

#### ③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔4〕地域住民のニーズ等の調査・分析」に記載

#### （2）パブリック・コメントの実施

本基本計画案について市民の意見を聴取し、計画作成の参考とするため、平成20年12月15日～平成21年1月14日にかけてパブリック・コメントを実施し、市民から7件の意見が寄せられた。提出意見は以下のとおりである。

- ・姫路駅周辺はどんどん変わっているが、中心市街地はウィンドウショッピングなどまち歩きの楽しみの魅力があまりないような気がする。お店の人たちにもっと頑張ってもらいたい。
- ・自転車環境整備は低炭素化社会に向けても重要だと思うが、街なかの放置自転車や商店街への自転車の乗り入れなどへの対策にもしっかり取り組んでもらいたい。
- ・かつてのように中心市街地の商店街の方がそこに住まうことが活性化につながるのではないかと、商店街への居住を進めることも考えればいい。
- ・姫路城は素晴らしいが、それだけでは中心市街地に行こうとも思わない。また、JR 姫路駅にプリエ姫路がオープンして賑わっているが、特別な用でもない限り、現状では中心市街地を回避してみようかとも特に思わない。基本計画には色々と事業が記載されているが、中心市街地に行ってみたいと思えるような「わくわく感」につながる事業が不足しているように思う。
- ・大手前通りの活用は中心市街地活性化の大きな要素になると思う。市民も観光客も楽しんで歩けるように、この際、思い切ってリニューアルすればどうか。
- ・あまり目新しい事業が無いように思う。なにかと厳しい状況だと思うが、誰もが関心を持つようなこれはというような事業が必要。
- ・商店街には買いたいと思うものが無い。また、有ってもわざわざ中心市街地に買いに行く必要が無く、郊外のショッピングセンターで間に合うものが多い。商店街の各店舗の魅力を高めるために、他とは違う差別化した戦略が必要。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### 〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

#### （1）新姫路市総合計画（平成21年3月策定）

「新姫路市総合計画」では、地域特性や地域資源に着目した独自の都市経営戦略として「新しい都市づくりを進める方策＝姫路スタイル＝」を設定している。この姫路スタイルを実現するための「推進エンジン」として、以下の4つが打ち出されており、このうちの1つが「コンパクトシティの推進」である。



新姫路市総合計画における「姫路スタイル」のイメージ

本市では、これまで市内各地域に同じような都市機能や利便施設を配置し、市内どこでも同等の生活利便性が得られることを基本に都市づくりを進めてきたが、近年、多くの地方都市と同様に、地域コミュニティ意識や地域福祉を支える連帯感の希薄化、市街地の拡大による公共投資や維持管理費の増大、中心市街地の相対的な活力の低下など、様々な都市問題が顕在化している。このような状況に適切に対応するため、コンパクトシティの考え方を取り入れた都市づくりへと転換していくこととした。

このため、地域生活圏ごとに日常生活に必要な機能を充実することにより生活利便性を確保するとともに、姫路駅周辺を中心とした中心市街地においては高次都市機能を集積することにより活性化を図り、さらに、この地域生活圏相互や都心部への移動利便性を向上することにより交流と連携を促進し、市民生活の質の着実な向上と持続可能な都市の実現を目指すこととしている。



## 姫路スタイル・コンパクトシティ =効率的で効果的な都市経営の考え方=

あるもの活用

多核連携型都市構造

地産地消・地産地活

### ■コンパクトで充実した地域生活圏

- ①核を中心とした特色ある生活圏の形成
- ②基礎的な日常生活を充足できる機能の配置
- ③地域間連携による機能の相互補完
- ④交通結節機能の向上

交流・連携

### ■高次機能を有する都心部

- ①高次都市機能が集積した都心部の形成
- ②快適で賑わいある公共空間の創出
- ③都心型産業の創出
- ④地域交流、広域交流が融合したコミュニティの確立

生活の質(QOL)の向上

持続可能な都市の実現

目指すべき  
都市像

**生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路**

一般的な  
コンパクトシティ

- ・都市機能を中心市街地に集中させ、街なか居住を促進し、歩いて生活できる生活圏域を設定
- ・辺縁部は自然環境の保全が主眼

市域

辺縁部(自然環境の保全)

都市機能の集中

中心市街地

都市機能の集中

辺縁部(自然環境の保全)

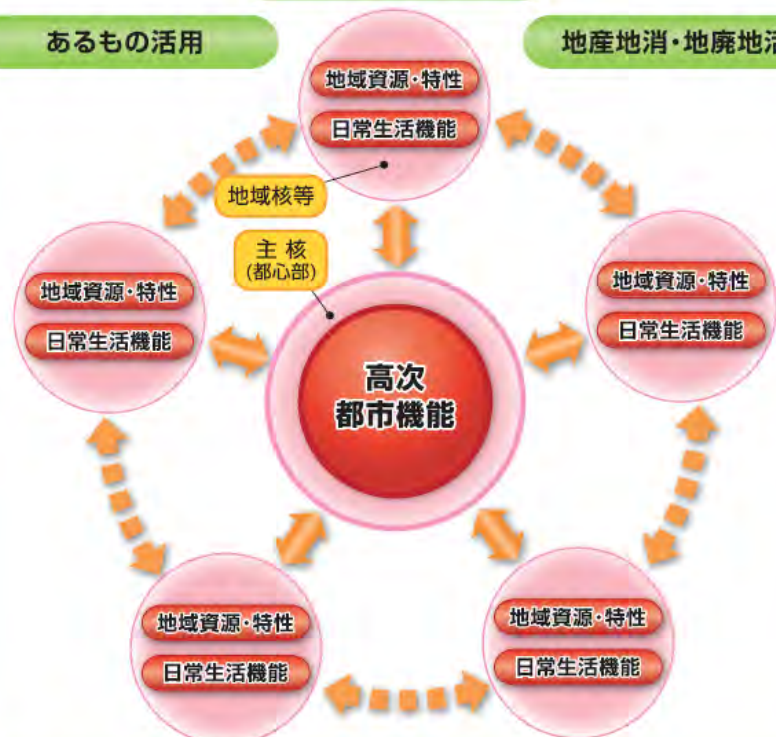
姫路スタイル・コンパクトシティ  
=コンパクトな都心部と地域生活圏の充実=

### 地域連携によるコンパクトシティのイメージ

多核連携型都市構造

あるもの活用

地産地消・地産地活



姫路スタイル・コンパクトシティの概念



## 〔2〕都市計画手法の活用

本市では姫路スタイル・コンパクトシティの実現に向け、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、平成21年6月23日に都市計画を変更し、中播都市計画特別用途地区として、準工業地域（763ha）における大規模集客施設（「建築基準法」別表第二（わ）項の建築物）の立地を制限するための大規模集客施設制限地区を定めた。平成21年第3回姫路市議会定例会（9月開会）の議決を経て、「姫路市大規模集客施設制限地区建築条例」を制定する予定である。

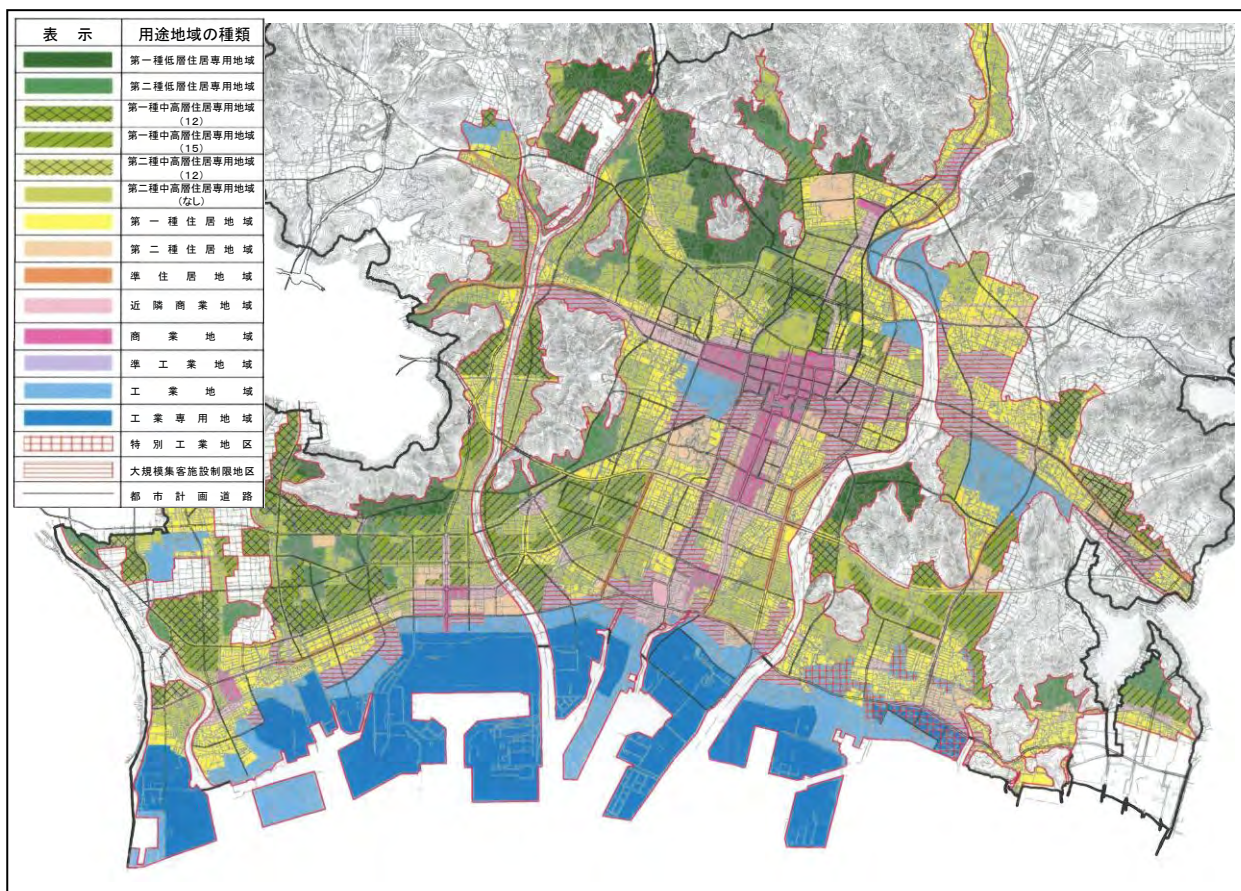
### （制限する用途）

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

### （法手続き等の経緯）

平成21年1月・2月 地元説明会

2月	姫路市都市計画審議会（事前審）
4月	都市計画決定（変更）案の縦覧
5月	姫路市都市計画審議会（本審）
6月	都市計画決定（変更）告示
10月	姫路市大規模集客施設制限地区建築条例の公布、施行（予定）



都市計画概要図

### 〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地及びその外縁部に立地する都市機能は、世界文化遺産・姫路城という最大の資源をはじめ、大規模小売店舗と商店街による商業機能や業務機能の集積を中心として、兵庫県姫路総合庁舎、駅前市役所、中央支所などの官公庁や白鷺小・中学校、美術館、姫路文学館、歴史博物館、市民会館などの教育・文化・コミュニティ施設、また、国立病院機構姫路医療センター、中央保健センターなどの医療・福祉関連施設など、様々な都市機能が集積されている。さらに、山陽新幹線や山陽本線をはじめとする JR 4 路線や私鉄が乗り入れ、バスのターミナルとなっている姫路駅及びその周辺は交通の一大結節点でもある。これらの集積を有効活用し、さらなる強化を図っていく。

#### 【市内及び周辺の大規模小売店舗の立地状況】

市内及び周辺における店舗面積 10,000 ㎡以上の大規模小売店舗は以下のとおり。

なお、新駅ビルの整備や姫路駅南西地区への大規模小売店舗の立地が予定されている。

	店舗名称	業態	店舗面積 (㎡)	開店日
中心市街地	ヤマトヤシキ姫路店	百貨店	17,051	S22.3
	山陽百貨店	百貨店	27,488	S28.7
	フォーラス	専門店	14,652	S46.6
中心市街地以外	イオン姫路大津 SC	総合店	33,298	H16.12
	姫路リバーシティ SC	スーパー・専門店	32,478	H5.11
	ホームセンタームサシ姫路店	ホームセンター	25,375	H16.10
	イトーヨーカドー広畑店	スーパー・専門店	20,554	H12.2
	姫路サティ	スーパー	18,903	S54.9
	ザ・モール姫路	スーパー・専門店	18,488	H6.4
	ミドリ電化姫路店	家電	10,946	H12.3

姫路市における大規模小売店舗（店舗面積 10,000 ㎡以上）

資料：大規模小売店舗立地法届出（平成 21 年 3 月現在）



姫路市及び周辺における大規模小売店舗（店舗面積 10,000 ㎡以上）

資料：大規模小売店舗立地法届出（平成 21 年 3 月現在）

周辺は全国大型小売店総覧 2008、大規模小売店舗立地法届出（平成 21 年 3 月現在）

#### **〔４〕都市機能の集積のための事業等**

中心市街地は、姫路城の城下町から戦後の戦災復興を経て、商業・業務を中心に様々な都市機能を集積してきた。これらを礎として「にぎわい」の創出と「活力」の増大に向け、新たな都市機能の集積を積極的に図っていく。特に、姫路の玄関口となる駅前空間におけるキャストィ21 エントランスゾーン及びコアゾーン整備事業等により創出される新たな都心のにぎわい空間は、来街者の増加や街なかへの回遊を生み出し、中心市街地活性化の起爆剤として期待される。

##### **○高次都市機能の集積をはじめとする市街地の整備改善のための事業**

- ・キャストィ 21 エントランスゾーン整備事業
- ・キャストィ 21 コアゾーン整備事業
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業
- ・駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）
- ・大手前通り利活用向上事業
- ・姫路公園（大手前公園）改修事業

##### **○都市福利施設の整備のための事業**

- ・（仮称）姫路市立総合教育センター整備事業
- ・小中一貫教育推進モデル校の開設
- ・市民活動・ボランティアサポートセンターの開設
- ・人権啓発センターの開設
- ・城巽公民館整備事業

##### **○居住等機能集積のための事業**

- ・姫路駅周辺土地区画整理事業（再掲）
- ・駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）（再掲）
- ・優良建築物等整備事業

##### **○商業等機能集積のための事業**

- ・新駅ビル整備事業
- ・地下街改修事業
- ・商店街アーケード等整備事業
- ・空き店舗対策事業



## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### 〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### （1）各種事業の効果的・効率的な推進について

##### ①まちづくりステーションの取組

姫路商工会議所が、中心市街地の活性化や将来の街づくりについて語り合い、実現に向けて一步一步築き上げていく基地として、平成13年にタウンマネジメント機関である「まちづくりステーション」を中心市街地内に設置した。

商店街や各種まちづくり団体への積極的な支援や、観光案内事業など、中心市街地の活性化に一定の成果をあげてきたが、平成18年には、シンボルロードである大手前通りに面した城と駅のほぼ中間地点に位置する銀行跡地を取得し、「街の駅」として新たなスタートを切り、まちのにぎわいの創出に寄与している。

今後、この「街の駅」を、観光客や市民が憩える新たなにぎわい交流拠点として建替・整備する予定であり、これまでの成果を活かしたタウンマネジメントの取組のさらなる推進が見込まれている。

##### ②オープンカフェ社会実験

中心市街地のにぎわい創出を図るとともに、国際観光都市づくりに向けた姫路のさらなる魅力向上を図るため、平成17年度に国土交通省社会実験事業を活用し、姫路城を望む大手前通りと商店街のそれぞれの特徴を活かしたオープンカフェ社会実験を、官民協力のもと実施した。この成果を踏まえ、平成18年度以降もオープンカフェを継続実施しており、市民や観光客が憩い、回遊することで、まちのにぎわいづくりに貢献している。

このように、オープンカフェをはじめ、官民協力による取組を今後とも実施することで、まちのさらなるにぎわいづくりが見込まれている。

### 〔2〕都市計画との調和等

中心市街地の活性化は、以下のとおり上位計画等との整合性をもって進められるものである。

#### （1）新姫路市総合計画（平成21年3月策定）

「新姫路市総合計画」では、「中心市街地の活力維持と向上のための取組を行うことが急務」とされており、4つの基本目標のうち、「風格ある 歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な 環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。

#### （2）姫路市都市計画マスタープラン（平成18年3月策定）

「姫路市都市計画マスタープラン」では、世界文化遺産・姫路城の保全と継承、鉄道による南北市街地の分断の解消、既存商業地を中心とした中心市街地の活性化が当面の課題と位置付けられている。



### 〔3〕姫路市都心部まちづくり構想（平成18年3月策定）

「姫路市都心部まちづくり構想」では、「さまざまな都市機能が凝縮された都心部のさらなる活用が、圏域全体の活性化を導く重要な施策である」とされている。

### 〔3〕その他の事項

本基本計画記載事業の他、「中心市街地活性化連携区域」にて行われる歴史的な町並みを保全・活用していく下記の事業が、姫路城跡の魅力の向上、ひいては中心市街地の活性化に向けて有効であることから、【関連事業】として記載する。

#### 本基本計画記載の事業と連携して行う【関連事業】

事業名、内容及び実施時期	実施主体	事業の位置付け及び必要性
<b>姫路城と調和した景観の形成</b>  【内容】 「歴史的町並み景観の形成」や「町家の利活用」につながる事業を総合的かつ持続的に展開し、昔ながらの風情あふれる「ひめじ城下町」の再生に向けて取り組む。  【実施時期】 H18～	姫路市	姫路城周辺の地区において、城と調和した城下町の歴史的な景観形成を図ることで、中心市街地の集客力や回遊性の向上につながるものであり、関連事業として位置付ける。

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の整備改善に関する事項」～「8. 4から8までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載

